

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年11月30日
【計算期間】 第14期（自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日）
【ファンド名】 野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム
(Nomura U.S. High Yield Bond Income)
【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A,33,rue de Gasperich,L-5826 Hesperange,Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

（注1）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成29年9月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.73円）によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

野村USハイ・イールド・ボンド・インカム（以下「ファンド」といいます。）の目的は、利息収入と投資資産の値上がりを通じて、中長期的に高い投資収益を目指す事です。

ファンドは、中長期的に高水準の利息収入（インカム・ゲイン）の確保に加え、売買益（キャピタル・ゲイン）の獲得を目指します。ファンドはその目的を達成するために、主に米ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に分散投資を行います。

管理会社はファンドの運用に当たり、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク（「投資顧問会社」または「NCRAM社」）と、野村アセットマネジメント株式会社（「副投資顧問会社」または「野村アセットマネジメント」）の専門技術・知識を活用します。

ファンドはルクセンブルグの法律によって設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンド証券は記名式無額面、米ドル建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

なお、ファンドは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

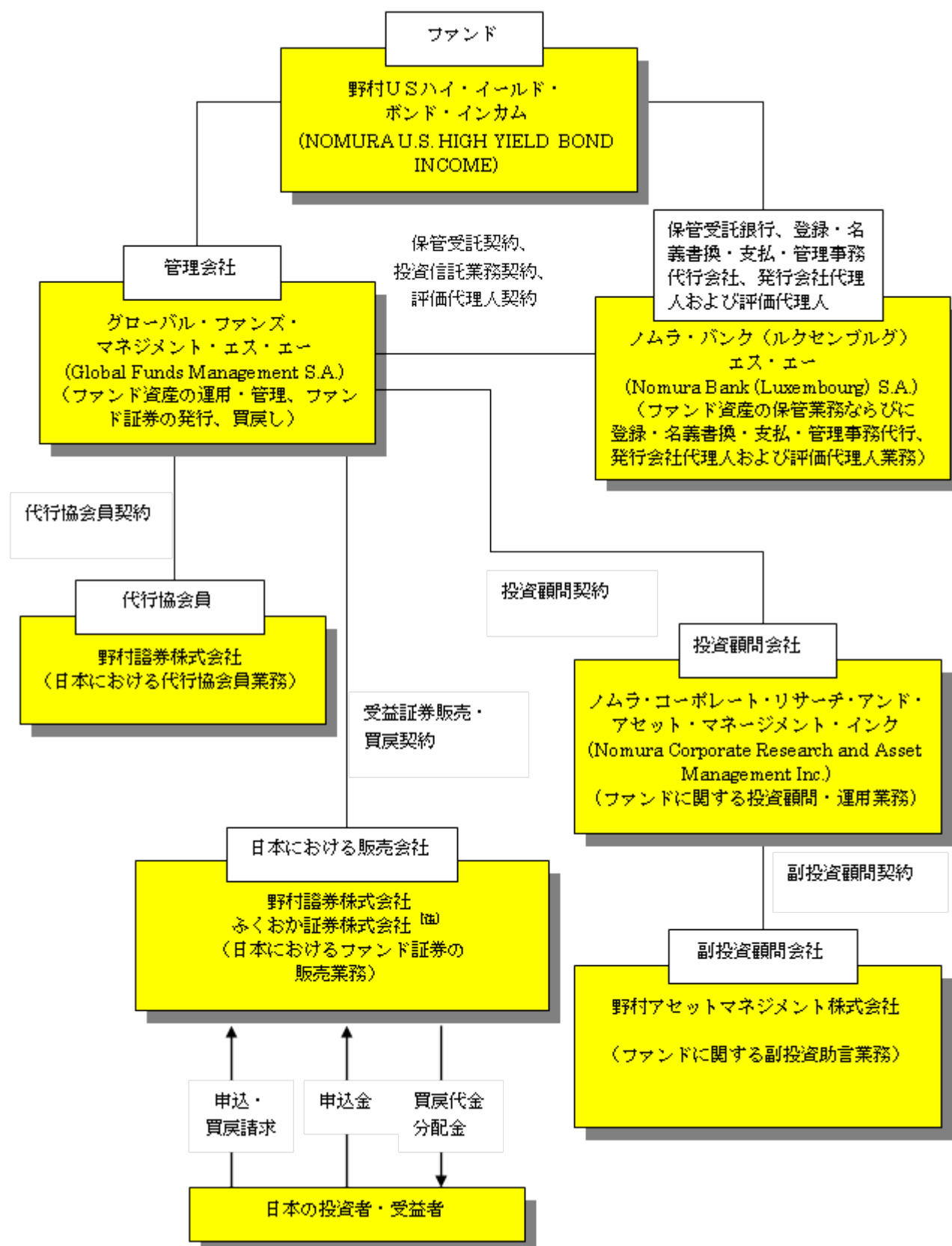
ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができます。

（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
2003年11月4日	ファンド約款締結
2003年12月5日	ファンド約款効力発生
2003年12月22日	運用開始
2010年1月25日	修正ファンド約款締結
2010年2月26日	修正ファンド約款効力発生
2011年2月16日	修正ファンド約款締結
2011年2月28日	修正ファンド約款効力発生
2012年10月25日	修正ファンド約款締結
2012年11月30日	修正ファンド約款効力発生
2014年2月18日	修正ファンド約款締結
2014年2月28日	修正ファンド約款効力発生
2015年10月30日	修正ファンド約款締結
2015年11月30日	修正ファンド約款効力発生
2017年10月31日	修正ファンド約款締結
2017年11月30日	修正ファンド約款効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み ～管理・運用関係～



(注) 福岡証券株式会社における申込みの取扱いは、2017年12月1日に開始されます。

②管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメン ト・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2017年10月31日付（2017年11月30日効 力発生）で締結された約款。
保管受託銀行、登録・名義書換・支 払・管理事務代行会社、発行会社代 理人および評価代理人	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理会社との間の2014年2月28日付保 管受託契約（注1）に基づく、ファンド 資産の保管業務。 管理会社との間の2014年2月28日付修 正・再録投資信託業務契約（以下「投 資信託業務契約」（注2）といいま す。）に基づく、ファンド証券の発 行・買戻し、登録、名義書換および純 資産価格の計算業務ならびに記帳等の 管理業務。 管理会社との間の2014年4月30日付評 価代理人契約（注3）に基づく、評価代 理人業務。
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・ アンド・アセット・マネジメン ト・インク (Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.)	管理会社との間の2014年2月28日付修 正・再録投資顧問契約（以下「投資顧 問契約」（注4）といいます。）に基づ く、ファンドに関する投資顧問・運用 業務。
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社	2003年11月4日付で投資顧問会社との 間で締結された副投資顧問契約に基づ く、ファンドに関する副投資助言業 務。
代行協会員	野村證券株式会社	2003年11月4日付で管理会社との間で 締結された代行協会員契約（2015年5 月20日付（2015年6月26日効力発生） および2017年10月31日付（2017年12月 1日効力発生）で締結された代行協会 員契約の変更契約書により変更済。） （以下「代行協会員契約」（注5）とい います。）に基づく、日本における代 行協会員業務。
日本における販売会社	野村證券株式会社	2017年2月6日付で管理会社との間で 締結された修正・再録受益証券販売・ 買戻契約（以下「受益証券販売・買戻 契約」（注6）といいます。）に基づ く、日本におけるファンド証券の販売 業務。
	ふくおか証券株式会社	2017年10月31日付（2017年12月1日効 力発生）で管理会社との間で締結され た修正・再録受益証券販売・買戻契約 （以下「受益証券販売・買戻契約」 （注6）といいます。）に基づく、日本 におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管受託契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡し
および登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払い等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の
処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

- (注3) 評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。
- (注4) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

③管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職氏名	取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、（i）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ii）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・2010年法第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU通達2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびルクセンブルグ国内外において設立されたその他の投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,982万円）で、2017年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約332万円）で記名式株式15株を発行済です。 （注）ユーロの円貨換算は、2017年9月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電売相場場の仲値（1ユーロ＝132.85円）によります。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）で、15株すべてを所有しています。

本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、管理会社から日本国内において (1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限 (2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。 また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、 弁護士 竹野 康造 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 です。
-----------	---

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① ファンドの名称

野村U S ハイ・イールド・ボンド・インカム (Nomura U.S. High Yield Bond Income)

② ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2010年法パートIIの規定に基づき、管理会社、ファンドの保管受託銀行（以下「保管受託銀行」といいます。）およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定める約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の純資産価格で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買い戻すという仕組みになっています。ファンド証券の発行限度口数については特に定めがなく、随時発行することができます。

③ 準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは2010年法パートII、大公国規則およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」といいます。）の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるA I Fとしての資格を有しています。

④ 2013年法

(a) 2013年法は主にA I F Mを規制しますが、さらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル（A I F）に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、A I F M Dを施行し、主に（i）2010年法、（ii）特殊投資信託（S I F）に関するルクセンブルグ法および（iii）リスク・キャピタルに投資する投資法人（S I C A R）に関するルクセンブルグ法を改訂したもので、A I F M Dに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、A I Fを以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

（i）多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

（ii）欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件（改正済）（以下「UCITS通達」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託）。

(c) 2013年法はさらに、A I Fの販売に関する規定を含みます。A I F Mは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該A I F Mは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの株式または受益証券を欧州連合（以下「EU」といいます。）の他の加盟国で販売することができます。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（a）C S S Fに対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等をC S S Fに提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、C S S Fに提出されなければなりません。ファンドの公認監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société Anonyme）、ルクセンブルグ事務所です。さらに、ファンドは、C S S F通達15/627に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（b）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、受益者は無料でこれを入手することができます。ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができます、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシエーション」（以下「RESEA」といいます。）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、投資家に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

② 日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、EDINET等において、これらの書類を閲覧することができます。また、代行協会員は、日本証券業協会に外国投資信託証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければ

なりません。また管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実が販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日のルクセンブルグ法の下でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドを除きます。）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければなりません。

(b) E U加盟国の監督官庁により認可されているU C I T Sは、U C I T S通達に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたU C I T Sは、ルクセンブルグの金融機関をU C I T Sの支払代理人として任命し、U C I T S所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。U C I T S所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該U C I T Sはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。ファンドは、2010年法上のパートIIの投資信託として設定されており、E U加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。2010年法第88-1条のもとで、ファンドは、A I F M Dおよびその施行規則（以下「A I F M規則」といいます。）ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、A I Fとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、投資家の保護を保証するために当該投資信託が設立されたU C I T S所在国において法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、C S S Fにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(d) E UおよびE U以外のA I Fのルクセンブルグの機関投資家への販売は、A I F M規則に規定される適用規則ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

② 登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令、C S S Fの通達を遵守しない場合、登録が拒絶または取り消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくはその管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により、ファンドは解散および清算されることがあります。

③ 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（必要とされる場合）は、事前にC S S Fに提出されなければなりません。C S S Fは、目論見書およびその他特定の書類が適用ある法律、規則、C S S Fの通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に電子査証を付してそれを証明します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負います。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。）をC S S Fに提出しなければなりません。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドは、中長期的に高水準の利息収入（インカム・ゲイン）の確保に加え、売買益（キャピタル・ゲイン）の獲得を目指します。ファンドはその目的を達成するために、主に米ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に分散投資を行います。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、C S S Fの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（2）【投資対象】

通常の場合においては、ファンドは主に、ムーディーズ社の格付けでB a 1以下もしくはS & P社の格付けでB B +以下、または投資顧問会社がこれらと同等であるとみなす格付けの無い債券に投資します。ムーディーズ社の格付けでB a 1以下、もしくはS & P社の格付けでB B +以下、または格付けを受けていない同等の債券は通常「ハイ・イールド・ボンド」として知られています。

発行体によってはその発行する債券に格付けを望まないことがあり、こうした格付けの無い債券も投資対象となります。ただし、投資顧問会社が、当該債券の発行体の財務状況あるいは当該債券の発行条件により、ファンドの投資目的・投資方針に適合すると判断する場合に限ります。

ファンドは、債券に投資するに当たり、格付けの最低限度を設けていません。ファンドはしばしば最低格付けクラスの債券に投資し、またこれを保有することがあります。また、その時の経済情勢により中程度またはより低い格付けの債券や同程度の格付けと考えられる格付けの無い債券と、高い格付けの債券の利回りの格差が縮小している場合には、リスクが低く同等の利回りをもたらす、より高い格付けの債券に投資することがあります。

ファンドは、転換社債、ゼロ・クーポン債などの様々なハイ・イールド・ボンドに投資することにより、総合的に高い投資収益を得るという目的の達成を目指します。ファンドは、米国以外の発行体の発行する債券に投資することがあります。ファンドが投資する米国の発行体が発行する債券は、全て米ドル建ての債券とし、米国外の発行体が発行する債券は主に米ドル建てのものとします。

ファンドに組入れられる債券の平均残存期間は、経済環境や市場環境に対する投資顧問会社の判断により、変動します。ファンドは、一時的な防衛手段としてあるいはハイ・イールド・ボンドへの投資に備え、現金、米国債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、現先その他の低リスクの短期金融商品に投資することがあります。また、ファンドのキャッシュ運用のために、日本の税法上、公社債投資信託に該当する投資信託に投資することがあります。

現金の保有は、原則としてファンド資産の10%を超えないものとします。

ファンドは、いかなる種類の株式に対する投資または出資も行いません。

資産配分

- ・通常の場合においては、ファンド資産の少なくとも80%を、米国あるいはカナダに所在するかそこで主たる事業を行っている企業により発行され、米国金融取引業規制機構（F I N R A）が管理する米国の店頭債券市場等で取引されているか、米国で上場されている投資適格格付け未満の債券に投資します。これには転換社債も含まれます。「事業債」には、有限責任会社（L L C）や有限責任事業組合、不動産投資信託などの発行するものも含まれます。「投資適格格付け未満」の債券はS & P社の格付けでB B +以下、ムーディーズ社の格付けでB a 1以下のものをいいます。両社の格付けが異なる場合には、いずれか低い方の格付けを採ります。格付けの無いものは「投資適格格付け未満」とみなします。
- ・ファンド資産の20%までを、米国やカナダを含むトップ30カ国に所在するかそこで主たる業務を行っている企業により発行された投資適格格付けの債券、あるいは米国、カナダ以外のトップ30カ国に所在し主たる業務を行っている企業により発行された投資適格格付け未満の債券に投資する場合があります。（「トップ30カ国」とは、インスティテューショナル・インベスターズ誌の国の格付けでトップ30に格付けされる国をいいます。）
- ・ファンドはまた、欧州連合またはカナダにおいて認知され、また定期的に取引が行われており公開されている市場において上場または取引されている債券にも投資する場合があります。
- ・ファンドは、投資に当たって組入れ債券の流動性に留意しながら運用を行います。

ベンチマーク

ファンドは、「BofA・メリルリンチ・U Sハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス」をベンチマークとします。このインデックスは米ドル建てのインデックスで投資適格格付け未満の債券をカバーするものです。ファンドは中長期的にこのベンチマーク・インデックスを上回るパフォーマンスを上げることに努めます。

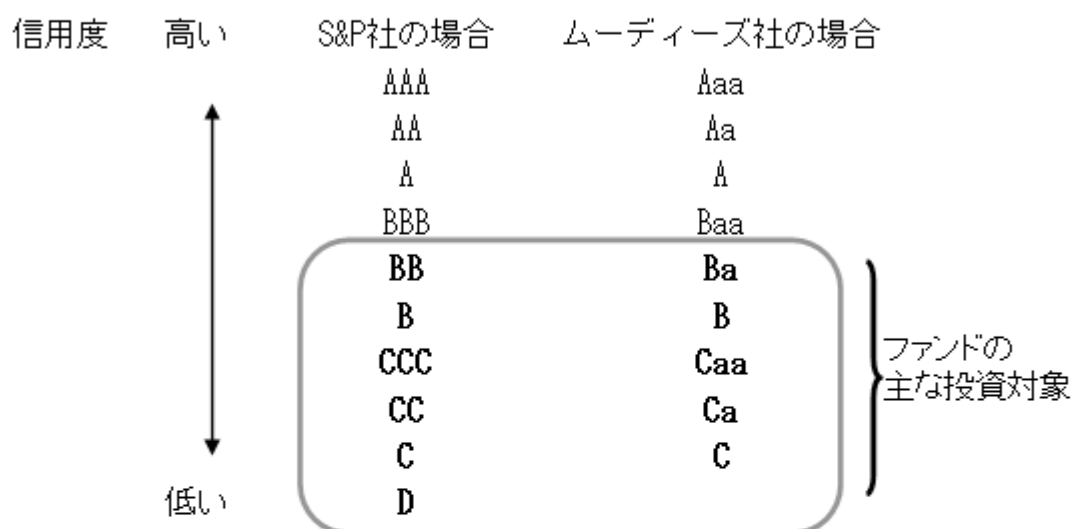
ただし、ファンドの値動きは、このインデックスの値動きを必ずしも上回るものではなく、投資顧問会社は、ファンドのパフォーマンスがベンチマークの動きの一定の範囲内に収まるようにファンドを運用するものでもありません。

※ハイ・イールド・ボンドとは…

債券などの格付業者（S & P社、ムーディーズ社など）によって格付けされる債券の信用度でBB/Ba格以下に格付けされている債券をいいます。

格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付けをもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。



※ AA/Aa～CCC/Caaの格付けのものは、1つの格付等級をさらに平均以上、平均、平均以下と分類するため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、S&P社では「プラス」「フラット」「マイナス」、ムーディーズ社の場合は「1」「2」「3」です。（例：AA+、AA、AA－、A+、A、A－あるいは Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3）

ハイ・イールド・ボンドは、投資適格の債券に比べるとデフォルト（債務不履行）となるリスクが高く信用度が低いことから、格付けの高い債券に比べると利回り水準が高いことが通例です（利子水準が高い、または債券価格が安い）。ファンドは、ポートフォリオに組入れられたハイ・イールド・ボンドの利子収入合計からファンドの費用や経費を差し引いた額をもとに分配水準を検討します。したがって、ファンドの投資収益全体はプラスでも、分配金支払いの結果、ファンドの純資産価格が当初元本を下回る可能性があります。

（３）【運用体制】

（i）NCRAM社の運用体制

投資顧問会社は、米国の登録投資顧問会社であり、19名の投資専門家がハイ・イールド債及びその他の低格付け資産の運用を専門に行っています。投資顧問会社は、野村ホールディングス株式会社の米州持株会社（子会社）であるノムラ・ホールディング・アメリカ・インクが株式の99%を所有し、残りの1%を野村ホールディングス株式会社が保有しています。投資顧問会社は、1991年ハイ・イールド債券の運用を、1996年エマージング・マーケット・ソブリン債の運用を、1999年にはレバレッジド・ローンの運用を開始しました。2017年9月末日現在、投資顧問会社は約248億米ドルの運用資産を有し、そのうちハイ・イールド債の運用資産は約244億米ドル、エマージング債の運用資産は約3億米ドル、レバレッジド・ローンの運用資産が約5,700万米ドルとなっています。

（ii）投資運用方針の意思決定プロセス

NCRAM社の投資哲学

投資顧問会社は、目前の高い利子収入だけでなく、全体としての投資収益を目標とすべきであると信じています。投資対象の信用の低下による損失を避けると同時に、利子収入の全額と若干の値上がり益の獲得のために、信用が向上すると予想される銘柄に投資するということを目標として、慎重なボトム・アップ・アプローチ（個別銘柄の選択に重点を置く投資方法）を通じた投資決定を行います。

NCRAM社の投資プロセス・運用体制

投資顧問会社は独自のクレジット分析手法を用い、下落リスクに強く上昇余地のある発行体の発掘を行います。NCRAM社はファンダメンタルズを基にした綿密なクレジット分析を通じ、以下のような特徴をもつ発行体から投資候補を特定します。

- ・ 良好な企業業績
- ・ 経験を積んだ経営陣
- ・ 低コストでの生産能力
- ・ 高いマーケット・シェア
- ・ 整備された商品ライン
- ・ 高キャッシュ・フローを生み出す能力
- ・ 重い債務負担に耐える体質

投資顧問会社では、債務比率低下によるバランスシートの改善の可能性がある企業、安定的なキャッシュ・フローを生み出す企業、格付けの引き上げ候補となる企業をいわゆる「強い馬」と見なし、クレジットの質の改善と価格上昇の余地が見込まれる銘柄を投資候補としています。

投資顧問会社のリサーチでは、業績内容、キャッシュ・フロー、レバレッジ、流動性の4つのファンダメンタル要素を分析対象としており、定性的側面と照らし合わせながら、それぞれの要素における特定の指標を評価しています。

投資顧問会社のクレジット分析はセクターごとにフォーカスしており、各アナリストはセクターサイズや市場構造の複雑さに応じて、一つまたは関連する複数のセクターをカバーしています。

投資顧問会社は、投資妙味のある企業を発掘するために、徹底した調査によるボトム・アップ・アプローチに重点を置いています。そうした企業の分析を行うため、訪問その他の手段で企業および企業の経営陣と会話を行う、企業の説明会に参加したり個別のミーティングを持つ、米国証券取引委員会（SEC）に提出されているその企業の発行している債券に関する目論見書やその他の書類をチェックする、企業やその属する業界についての市場に出回っている調査結果をチェックする、分析対象企業の顧客や競合先と意見交換を行う、企業の財務諸表を細かく分析する、適当な場合には外部専門家に個別に意見を求める、というようなさまざまな手段を用いています。

上記のようなボトム・アップ分析が主要な分析プロセスである一方で、トップ・ダウン分析もまた、重要なプロセスとして位置付けられています。投資顧問会社は米国野村証券や他社のエコノミストとのミーティングを通じ、随時経済状況や経済予測を評価しています。また、金融市場全体の環境や市場の流動性なども評価します。そして、それらを考慮して、ポートフォリオ内のセクターの配分比率を決定します。

投資顧問会社のポートフォリオ構築プロセスは、大きく2つの要素に分けられます。一つめは、クレジット・スペシフィック・アルファと呼ばれる、リスク調整後リターンが潜在的に高いと思われる銘柄の発掘です。二つめは、ベータ・マネジメントと呼ばれる、ポートフォリオ全体のボラティリティの管理です。これら二つが、ポートフォリオ構築とリスク管理の重要な点となります。

投資顧問会社は、クレジット・リスクと相対的価値の分析を元にファンド資産をハイ・イールド・ボンドに投資します。クレジット・リスクの分析にあたっては特に、その企業のビジネス・リスク、財務リスクおよび契約リスクを注視します。

ビジネス・リスク 一番大切なのは、ハイ・イールド・ボンドの発行体がその中心とする事業から十分なキャッシュ・フローをあげることができ、その業務に見合った収益を上げる能力があるかどうかを判断することです。まず、発行体の収益率が高いこと・収益が安定していることが重要と考えますが、それは潤沢なキャッシュ・フローの確保によって借入金の返済が可能になり、その企業の株式の価値を高めることになるからです。次に、発行体の所属する業種の状況にも着目しますが、それは業種によって収益水準に違いがあるからです。また、業界リーダーが高い収益水準を達成していることが多いため、その企業の属する業種における地位にも着目します。

財務リスク 財務リスクの分析では、まず第一に、その企業の資本構成の中でどの程度借り入れなどの外部調達があるか、業績にどのような影響を及ぼすかを判断します。また、その外部調達が企業のキャッシュ・フローの中でどういう位置を占めているかや、資本構成の中での優先・劣後の順位に着目します。

契約リスク 債券の信託約款に含まれている契約条項やその他の契約上の権利を分析することが、債券価値分析の重要な部分であると考えます。債券保有者の権利の保護の観点から、契約書類一式をチェックします。

相対的価値の分析にあたっては、投資を検討している企業のクレジット・リスクの評価を完了すると、その企業への投資リスクを、投資によって予想される収益の絶対値や他の投資対象債券の予想収益と比較検討します。ポートフォリオ構築に当たっては、経済成長、インフレ、金利の絶対水準、クレジット水準による金利差、ハイ・イールド・ボンド市場全体の流動性など、マクロ経済的な項目についても考慮します。こうしたマクロ経済的な項目は、各投資対象債券の比較や分散したポートフォリオを構築する際にも考慮されます。また、ファンドが投資しても値段が下落するリスクが少なく、値段が上昇し、良好な収入の期待できる債券を発見する努力をします。

投資顧問会社は投資判断に関し、様々なモデルや分析ツールを使用しています。財務モデルは、投資候補先のキャッシュ・フローを分析し、評価するために使われます。投資顧問会社は、綿密なファンダメンタル分析を通じて、投資対象のクレジットの質を見極めることを重視しています。

投資先の継続的なモニター

投資顧問会社は、投資を行った個々の企業を継続的にモニターし、リスクの状況を継続的に判定します。

投資顧問会社は発行体企業および業界や市場の動向を注視しており、根本的な投資シナリオに変化が生ずる場合や、新たなリスクが認識される場合に投資を見直すこともあります。アナリストとポートフォリオ・マネージャーは全ての投資対象を定期的に見直し、債券価格をモニターするために継続的にブローカーと連絡を取り合います。業績動向を把握するための発行体企業との定期的な接触や、最新の業界動向を把握するための第三者からの情報取得は、一連の分析プロセスの一環として行われています。

保有銘柄の売却の判断は、クレジットの質に対する懸念や相対価値の評価に基づいて行います。企業のファンダメンタルの悪化や、ネガティブな業界トレンド、経営陣の入れ替えや経営方針の変更、不正会計に対する懸念、予想を下回る企業業績などがその判断につながる要素となります。

また、債券価格の上昇や米国債とのスプレッドの縮小、同様のリスク特性を持つ企業と比較したスプレッドの縮小などの相対価値の観点からも売却を判断することがあります。投資顧問会社は需給バランスの偏りといったテクニカル要素も判断材料とします。更に、相対価値の観点からより魅力的と考えられる銘柄に投資するために、目標価格に達した銘柄を売却することもあります。状況に応じてポートフォリオの入れ替えを行います。

(iii) 義務および権限

投資顧問会社の投資に関する意思決定は、投資専門家全員の共同作業によって行われます。投資方針に基づいた運用は、投資責任者およびポートフォリオ運用グループによって構築され、投資専門家全員の間での日々の情報交換を通じて実行されます。社内ルールでは、投資が行われる前に、リサーチ・アナリスト及びポートフォリオ・マネージャーが投資に関して合意する必要があるとあり、若手アナリストからCIOまでの投資専門家全員は、投資アイデアに関する見解を表明することが求められます。この社内ルールにより、企業分析は投資顧問会社の意思決定に重要な位置を占めることとなります。

直接的な責任は2名のポートフォリオ・マネージャーにあります。全ての投資への権限及び責任を伴う最終決定は、CIOにより行われます。

(iv) ミーティングまたは委員会もしくはその他内部組織

NCRAM社では、投資委員会が毎週開催され、ファンドのパフォーマンス、マクロ経済および投資環境、リスク体制およびポートフォリオの投資テーマなどが議論されます。投資委員会はポートフォリオ・マネージャー、アシスタント・ポートフォリオ・マネージャーおよびシニア・アナリストにより構成されます。

なお、管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用をNCRAM社に委託しており、NCRAM社はその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、投資顧問会社または管理会社が相手方に対して90日前までに書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。なお、管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し最終的な責任を負います。

なお、この情報は2017年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として毎月15日（15日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、主に利息収入から分配を行う予定です。

分配はファンドの利息収入および実現キャピタル・ゲイン（売買益）から行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には、分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

※分配後のファンドの純資産総額が、ルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額（125万ユーロ）の米ドル相当額を下回る分配は行うことができません。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組込まれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

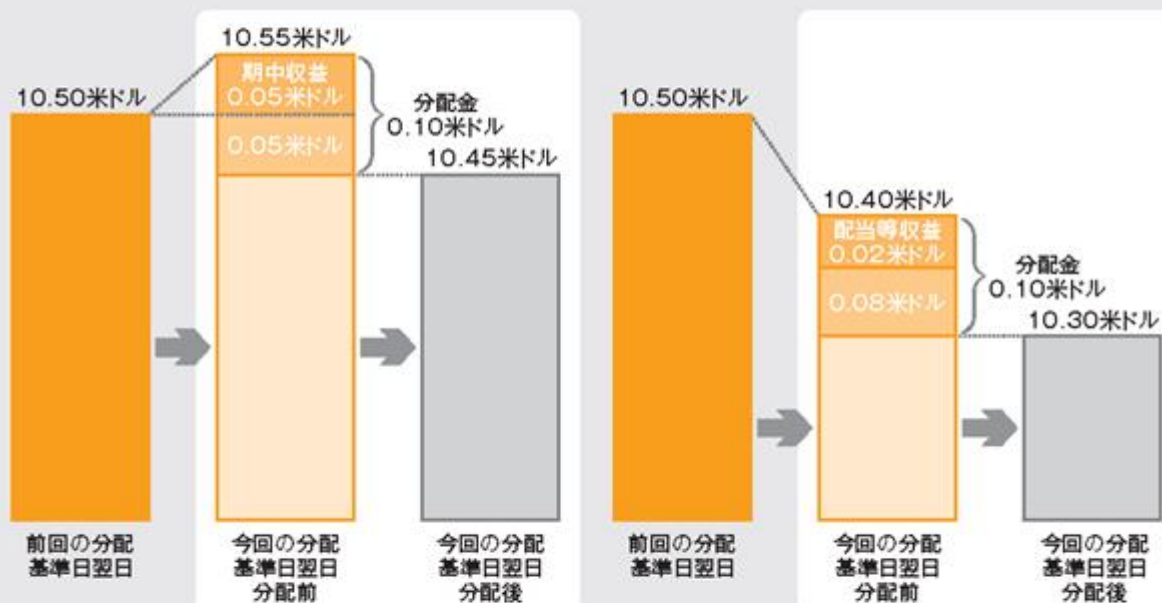


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係(イメージ)

(前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合)

(前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合)



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



（５）【投資制限】

1. 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の５％を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
2. 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済債務証券の10％を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する債務証券の取得時に適用されるものとし、ファンドによる債務証券の追加的取得の結果以外を理由とするかかる10%制限を超える事後の比率の増加は25%まで是正する必要がありません。かかる25%の上限を超える場合、管理会社はファンドの受益者の利益を考慮しつつ、かかる証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
3. 管理会社は、ファンドのために、いかなる株式に対する投資または出資も行いません。
4. 管理会社は、他の投資信託への投資は行いません（キャッシュ運用目的で投資する、日本の税法上、公社債投資信託とされるものはこの限りではありません）。
この場合にあつては、管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10％を限度として投資することができます。会社型の投資信託には投資しません。
管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、特定の地域または経済分野への投資を専門とする投資信託への投資の場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対していかなる手数料または費用も課しません。
5. 管理会社は、不動産を購入しません。
6. 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引きする会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数ならびに外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
7. 管理会社は、証券を信用で購入しません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
8. 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10％を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
9. 管理会社は、上記8. 記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
10. 公認の証券取引所または定期的に取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他の規制市場（「規制ある市場」）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の10％を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。この要件において、FINRAが管理する全米店頭債券市場は「規制ある市場」とみなされます。
11. 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
12. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限り、
 - a) オプションに関し、管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。
 - i) 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 - ii) 当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15％を超えない場合。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

<主なリスク>

ハイ・イールド・ボンドへの投資のリスク

ハイ・イールド・ボンドは、発行体による元利金の支払い能力に関して、投機的であると一般的にみなされている債券です。そうした債券への投資には大きなリスクがあります。ハイ・イールド・ボンドの発行体の中には負債比率が高く、ハイ・イールド・ボンド発行以外の伝統的な資金調達手段を使用することができない場合もあります。経済の悪化により発行体の財務状況が悪化し、その発行した債券の市場価格が下落する場合があります。発行体特有の事情や、今後のビジネスに対応する能力の欠如、追加資金の調達能力不足などの理由から、発行体の元利金の返済能力が悪化する可能性もあります。債券の発行体が破産した場合には、ファンドが大きな損失を被る場合もあります。

ハイ・イールド・ボンドには、発行体が満期前にその債券の償還を決定する権利を有する、早期償還のオプションが付いている場合が多々あります。そうした満期前償還が金利下降局面で実行された場合、満期前償還となった債券をその時の利回りの低い債券と入れ替えざるを得ず、ファンドの投資収益が低下する場合があります。

経済状況の悪化がハイ・イールド・ボンドに与える影響の度合は、格付けの高い債券の場合と比べて、より大きい可能性があります。格付けの高い債券同様、ハイ・イールド・ボンドもマーケット・メーカーを行っているディーラーを通じて売買されるのが通常です。通常の経済状態においても、ハイ・イールド・ボンド市場のディーラーの数は高い格付けの債券市場に比べて少なく、従って流動性も劣る場合があります。また、ハイ・イールド・ボンドの場合、ディーラー毎の値段のばらつきが大きいために、経済状況の悪化や、経済の実情にかかわらず債券市場の参加者の景況判断によって、ハイ・イールド・ボンド市場の流動性が低下し、またその市場価格が下落するケースも考えられます。さらにファンドが売却注文に対応するために、また、発行体の信用度の悪化などの特別な経済的事象に対処するために、ポートフォリオに組入れられている債券を売却しようとしても、意図したとおりの売却ができない事があります。

ハイ・イールド・ボンドは、投資適格の債券に比べるとデフォルト（債務不履行）となるリスクが高く信用度が低いことから、格付けの高い債券に比べると利回り水準が高いことが通例です（利子水準が高い、または債券価格が安い）。ファンドは、ポートフォリオに組入れられたハイ・イールド・ボンドの利子収入合計からファンドの費用や経費を差し引いた額をもとに分配水準を検討します。したがって、ファンドの投資収益全体はプラスでも、分配金支払いの結果、ファンドの純資産価格が当初元本を下回る可能性があります。

金利リスク

債券は一般的に金利水準の変化によってその価格が変動し、また個別の発行体や債券に影響を及ぼすその他の要因によって価格が変動します。一般に、金利が上昇すると債券の価格は下落します。期間が長い債券は、短い債券に比べると金利変動による価格変動がより大きくなります。

日本円からの投資に伴う通貨リスク

ファンドの純資産価格は米ドルで計算されます。ファンドは、主に米ドル建ての資産に為替ヘッジなしで投資を行います。したがって、例えば当初日本円で投資した投資家の場合は、ファンドの純資産価格を日本円に換算する際に、為替市場の変動すなわち日本円／米ドルの為替水準の影響を受けることになります。

<その他のリスク>

グローバル投資のリスク

ファンドは、米国以外の国の発行体の米ドル建て債券にも投資します。米国以外に本拠地を置く発行体への投資は、米国に本拠地を置く発行体への投資だけでは得られない潜在的利益を提供します。

一方、その場合、米国とは異なる法律や投資制限、米国の発行体には通常適用されない為替規制などの影響を受ける可能性があります。

大量の買戻し・申込みによる資金流出入に伴うリスク

一度にファンド証券に大量の買戻し請求があった場合、ファンドは買戻しに合わせて大量の保有銘柄を現金化する必要があります。そのような場合、市場環境と売買動向などによって、通常の市場価格より低い価格での売却を強制させられることがあり、その結果、ファンドの純資産価格が大きく変動する可能性があります。

また、ファンド証券の大量の申込みがあった場合、原則として可能な限り早急に資産の買付を行います。市場の流動性が低い場合には、買付が長期化することがあります。

インスティテュショナル・リスクおよび取引相手リスク

証券会社、銀行、仲買ディーラーなどの機関は一般に、ファンドの資産を保管し、かかる資産を仲介人名義で保有することができます。かかる機関のいずれかが破綻したり詐欺行為を行った場合は、ファンドの運用能力または資本基盤を損なうことになる可能性があります。

上記に関わらず、ファンドが取引を行う市場には「店頭市場」または「ディーラー間市場」があり、また規制されていない私募市場もあります。かかる市場への参加者は通常、上場企業と同レベルの信用力評価や規制監督の対象とはなっていません。このことは、契約条件をめぐる議論（誠意あるものか否かにかかわらず）を理由として、または信用上の問題もしくは流動性の問題を理由として、取引相手が契約条項に従った取引の決済を行わないというリスクにファンドをさらし、結果的にファンドに損失をもたらすことになります。かかる取引相手リスクは、決済に支障が生じる可能性がある長期の契約の場合に、またファンドがその取引を単一もしくは少数の取引相手に集中している場合に、増幅されます。

管理会社は、ファンドのためにスワップ取引等の取引契約を締結することがあります。スワップ取引は、異なる金利、為替レート、または価格で計算されたキャッシュフローを、元本金額（「想定元本」）または数量を参照して計算された払込金と交換する取引で、個別に相対取引され、標準化されていない、2当事者間の契約であり、金利、通貨、証券、商品、その他が関わります。かかるスワップ市場での取引は、先物市場やオプション市場に類似するリスクを有します。即ち、(i) スワップ市場は一般に、米国政府または米国外の政府当局による規制対象となりません。(ii) スワップ取引では一般に一日当りの価格の動きに制限がありません。(iii) 信用上の理由から取得できるポジションの規模や期間を取引相手が制限することはありますが、スワップ取引には投機的ポジションの制限は適用されません。(iv) スワップ市場への参加者は、スワップ契約の継続的な市場形成を要求されません。(v) スワップ市場は、「契約当事者」の市場であって、スワップ契約に関する義務の履行は、トレーダーが契約を結んだ取引相手（または保証人がいれば、保証人）のみの責任であって、取引所または決済機関の責任とはなりません。その結果、ファンドは、ファンドが取引を行う取引相手側の契約に関する不履行または履行拒否というリスクを有します。

ファンドは、特定の取引相手と取引を行う、またはいくつかのもしくは全取引を一取引相手に集中するという制約を受けていません。どの取引相手とでもファンドが取引できる事、かかる取引相手の財務状態についての役に立つ独自の評価の欠如、および決済を容易にする規制市場の不在が、ファンドが損失を被る潜在性を高めると考えられます。

取引相手またはブローカー自身の財務上の困難による彼らの債務不履行リスクに加えて、ファンドの取引相手またはブローカーが、事前にファンドに対し容認していた与信額を制限しなければならなくなるリスクも存在し、ファンドの保有資産の大部分を強制的に売却することになります。

様々な関係者に関わる破綻その他にまつわる最近の出来事は、ファンドのような取引主体が法律、規制の下で保護されていると信じていた資産が様々なリスクにさらされうるというリスクを提示しています。

ファンドの保管会社または副保管会社として選任される銀行または証券会社が支払不能になり、その結果ファンドは、ある特定の状況において、かかる保管会社または副保管会社により保有される資金または証券の全部または一部を失うことになるかもしれません。

証券貸付、買戻取引権の売買およびレポ・逆レポ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レポ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレポ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻

請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、(i) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、(ii) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または(iii) 回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

利益相反

投資顧問会社および／または副投資顧問会社および／または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、ファンドのためにのみ、その役務を行うのではなく、ファンドの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社および副投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、ファンドが(i) 投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または(ii) 投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しファンドの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、ファンドに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてファンドに通知します。

投資顧問会社は、ファンドと類似し、同様の投資対象に投資を行うことがある投資ビークルを運用し、また今後設定することがあります。投資顧問会社は、ファンドとかかるその他の投資ビークルとの間で限られた投資の機会を配分しなければならないことがあり、ファンドの不利益となる場合があります。ただし、投資顧問会社は、ファンドに影響するすべての取引において誠実さと公正さを守る受託者義務をファンドに対し負っています。

投資顧問会社および副投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をファンドの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約および副投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やファンドの投資方針により、投資顧問会社および副投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、管理会社が禁じられることがあります。

利益相反は、さらに保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

ファンドのリスク特性

ファンドは、ハイ・イールド・ボンドおよび様々な信用格付業者により低格付けを付与されたその他の証券（または格付けの無いこれらと同程度の証券）に投資します。低格付けの証券は、高格付け証券よりも高い元利金の喪失リスクを伴います。また、一般に低格付け証券の発行会社は、元利金の返済能力に関し極めて投機的な投資対象であるとみなされます。

ハイ・イールド証券への投資は、ファンドを金利リスクにさらします。しかし、参照利回りの変動に対する感応度が低い場合、金利リスクは限定的です。また、ファンドは、ヘッジ目的においてのみデリバティブ商品を使用するため、レバレッジは低いかまたは極めて限定されています。

ファンドには、重大な（高い）クレジット・リスクが伴います。米ドル建の非投資適格債券に投資することにより、ファンドは、当該債券の発行体の信用力および信用の集中に関する重大なリスクにさらされます。

当該債券の発行体の信用力が低い場合、ファンドには、かかる発行体が元利金の返済が出来ない債務不履行に陥るという追加リスクがあります。

ファンドの投資対象の性質により、逼迫した市場において重大な（高い）流動性リスクが生じることがあります。ファンドは、極めて取引の少ない、またはその取引市場が存在しないもしくは適用ある証券法に基づきその譲渡性が制限された証券およびその他の金融商品に、いつでも投資することができます。かかる投資は、広く流通する証券より取引頻度が低くかつ取引高も少ない、成熟度の低い中小企業の証券へ多額の投資をする場合を含みます。また、多数の受益者が同時期に買戻しを行った場合、ファンドは、この買戻しに対する支払資金を得るため資産を売却しなければならないことがあります。これによりファンドは、債券を安い価格で売却せざるを得なくなり、ファンド受益証券の価格の下落につながることがあります。

クレジット商品の評価パラメーター（金利の変動等）は、それらの証券の価格に影響を及ぼし、評価リスクを発生させることがあります。

なお、ファンドは日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っておりません。

レバレッジ

委員会委任規則（EU）第231/13号（以下「委員会委任規則」といいます。）および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙IIに定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の110%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の110%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- ーコミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。
- ーグロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1) および(2) に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) のレポ契約または逆レポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、（i）ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができる、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、（ii）（i）に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

<その他の留意点>

- ※ 市場の急変時などには、前述の運用方針および運用プロセスに従った運用が一時的にできなくなる場合があります。
- ※ コンピューターシステム関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ※ 分配額は変動し、状況によっては支払われないことがあります。
- ※ ベンチマークは、ハイ・イールド・ボンド市場を含む米国の公社債市場の構成の変化や指数の改廃等によっては、（投資顧問会社のアドバイスを受け管理会社が適切と判断するときは）将来見直される場合があります。

(2) リスクに対する管理体制

リスク管理は、ポートフォリオ構築プロセスにおいてとても重要であり、個別銘柄とポートフォリオ全体の2つの側面から行われます。

一つめは、クレジット調査と銘柄選択プロセスを通じたリスク管理です。投資顧問会社は、ビジネス・リスク、財務リスク、契約リスクについて調査することで、銘柄の信用リスクを評価します。ポートフォリオの各投資銘柄のファンダメンタルズに変化がないか、日々モニターしています。また、価格動向や資本構成の変化にも着目します。期待されるリターンがリスクに見合わないと判断した場合は、その銘柄を売却することで、適切なリスク水準となるよう調整します。

二つめは、ポートフォリオの分散投資によるリスク管理です。個別銘柄への投資制限については、「2 投資方針 (5) 投資制限」に記載されています。ポートフォリオ全体に関しては、ベータを管理することで、リスクの低減が可能になります。ポートフォリオには低格付の発行体の債券が含まれることでリスクは高まりますが、注意深く銘柄選択と投資比率の監視を行います。

多くの情報を駆使して、リスク管理を行っています。アナリストはファンダメンタルズや価格動向を日々モニターします。オペレーションやコンプライアンスの担当部署は投資ポジションを把握し、ガイドライン遵守状況をレポートします。リスク管理担当部署はベータ分析などリスク分析及びエクスポージャー管理を行います。

投資顧問会社はファンドのポートフォリオのリスク管理に努めますが、この事によりファンドの損失や運用成果がマイナスになることを必ずしも防げるわけではありません。

なお、この情報は2017年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

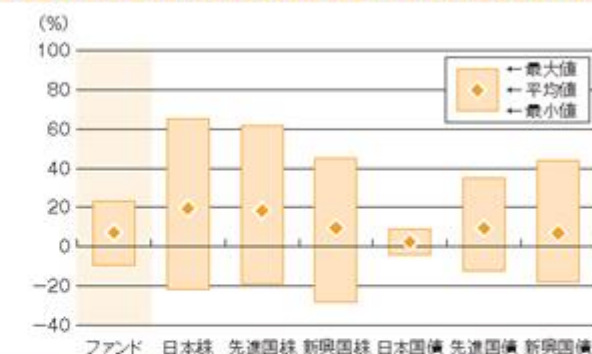
参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2012年10月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年10月～2017年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	22.9	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	-9.6	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	7.2	19.5	18.3	9.5	2.4	9.3	6.9

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年10月～2017年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
 - ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 - 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 - 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株・・・TOPIX(配当込み)
 - 先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
 - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 - 日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
 - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
純資産価格の３％以下です。
- ② 日本国内における申込手数料
申込金額の3.24％（税込）以内です。
申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

（２）【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
海外において買戻し手数料は、徴収されません。
- ② 日本国内における買戻し手数料
日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

（３）【管理報酬等】

- ① 管理報酬および投資顧問報酬
管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03％の管理報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。
管理報酬とは、（i）ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ii）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。
2017年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、82,895米ドルでした。
投資顧問会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.96％の投資顧問報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。
投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。
2017年5月31日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、2,651,015米ドルでした。
投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資顧問報酬から、随時合意する報酬を支払います。
- ② 管理事務代行および保管報酬
保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.07％の保管報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。
保管報酬とは、（i）ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、（ii）キャッシュ・フローの監視業務、ならびに（iii）選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。
保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。
管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.04％の管理事務代行報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。
管理事務代行報酬とは、（i）ファンドの純資産価格の計算業務、（ii）ファンドの会計書類作成業務、（iii）法務およびファンド会計管理業務、（iv）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、（v）法令遵守に関するモニタリング、（vi）受益者名簿の管理、（vii）収益分配業務、（viii）ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ならびに（ix）記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。
管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。
2017年5月31日に終了した会計年度中の管理事務代行および保管報酬は、323,364米ドルでした。
- ③ 評価代理人報酬
評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。
- ④ 代行協会員報酬
2017年11月30日まで

日本における代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%の代行協会員報酬を各四半期毎に後払で受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

2017年12月1日以降

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.10%の代行協会員報酬を各四半期毎に後払で受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

2017年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、1,380,439米ドルでした。

⑤ 販売会社報酬

2017年12月1日以降

販売会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.40%の販売会社報酬を各四半期毎に後払で受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社へ支払われるものです。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、次の費用を負担します。

- (a) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- (b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (c) 登録・名義書換・支払事務代行会社および発行会社代理人に対する報酬および合理的な額の実費。
- (d) 代行協会員が負担した合理的な額の実費。
- (e) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社、投資顧問会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
- (f) その他、次の費用を含む管理費用。
 - ・ 券面または確認書の準備・印刷費
 - ・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・ 上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
 - ・ 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・送付するための費用。
 - ・ 会計、記帳および日々の純資産価格計算に要する費用。
 - ・ 受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
 - ・ 弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
 - ・ 日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用。
 - ・ 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

2017年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、527,819米ドルでした。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- ③ 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。）
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2017年9月末日現在)

資産の種類	国名（発行地）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
固定利付債	アメリカ合衆国	256,309,172	90.96
	バミューダ	230,906	0.08
	ノルウェー	20	0.00
	小計	256,540,099	91.05
変動利付債	アメリカ合衆国	9,552,306	3.39
	小計	9,552,306	3.39
P I K証券	アメリカ合衆国	4,753,388	1.69
	小計	4,753,388	1.69
ステップ・アップ／ダウン債	アメリカ合衆国	3,420,469	1.21
	小計	3,420,469	1.21
その他の債券	アメリカ合衆国	207,091	0.07
	小計	207,091	0.07
バンク・ローン	アメリカ合衆国	126,466	0.04
	小計	126,466	0.04
普通株式（注2）	アメリカ合衆国	76,677	0.03
	カナダ	2,351	0.00
	小計	79,028	0.03
受益証券／優先株式（注2）	アメリカ合衆国	73,500	0.03
	小計	73,500	0.03
転換社債	アメリカ合衆国	69,232	0.02
	小計	69,232	0.02
ワラント	アメリカ合衆国	510	0.00
	小計	510	0.00
小計		274,822,090	97.53
現金およびその他の資産（負債控除後）		6,950,272	2.47
合計 （純資産総額）		281,772,362 （約31,764百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）普通株式および受益証券／優先株式は、任意ではないコーポレートアクションおよび資本再編成により固定利付債と交換された証券です。

業種配分（2017年9月末日現在）

業種	純資産比
石油・ガス	15.4%
金融	11.9%
通信	9.8%
建設	7.4%
電機	5.4%
その他の業種	47.6%
その他の資産	2.5%
合計	100.0%

（注）純資産比はファンドの純資産総額を100として算出しています。

格付別配分（2017年9月末日現在）

格付	純資産比
B B B以上	2.1%
B B	21.5%
B	43.9%
C C C以下	28.8%
無格付	1.3%
その他の資産	2.5%
合計	100.0%

・格付けはS & P社あるいはムーディーズ社のいずれかの格付業者の低い方の格付けによります。

ポートフォリオ特性値（2017年9月末日現在）

平均格付	B
平均クーポン	6.76%
平均直利	6.80%
平均最終利回り	7.01%
平均デュレーション	4.32年

・上記のポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等（現金等含む）の各特性値（クーポンレート、直利、最終利回り、デュレーション）を、その組入比率で加重平均したもの（現地通貨建）。

また格付の場合は、現金等を除く債券部分について、ランク毎に数値化したものを加重平均しています。

- ・デュレーション：金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す割合。
- ・平均格付とは、ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2017年9月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1.	SPRINT CAPITAL 8.75% 15/03/32	アメリカ合衆国	固定利付債	8.750	2032年3月15日	2,265,000	116.69	2,643,081.16	127.75	2,893,537.50	1.03
2.	HOCKEY MERG 7.875% 01/10/21	アメリカ合衆国	固定利付債	7.875	2021年10月1日	1,850,000	100.54	1,860,045.70	104.13	1,926,312.50	0.68
3.	SCIENTIFIC GAMES INTL 10% 01/12/22	アメリカ合衆国	固定利付債	10.000	2022年12月1日	1,725,000	99.48	1,715,999.84	110.38	1,903,968.75	0.68
4.	FRONTIER COMM 10.5% 15/09/22	アメリカ合衆国	固定利付債	10.500	2022年9月15日	2,050,000	98.92	2,027,760.29	85.75	1,757,875.00	0.62
5.	VRX ESCROW 6.125% 15/4/25	アメリカ合衆国	固定利付債	6.125	2025年4月15日	2,000,000	84.08	1,681,674.37	86.75	1,735,000.00	0.62
6.	T-MOBILE USA 6.625% 01/04/23	アメリカ合衆国	固定利付債	6.625	2023年4月1日	1,625,000	106.53	1,731,187.50	105.11	1,708,086.25	0.61
7.	LTF MERGER 8.5% 15/06/23	アメリカ合衆国	固定利付債	8.500	2023年6月15日	1,550,000	99.63	1,544,187.50	106.25	1,646,875.00	0.58
8.	VPI ESCROW CORP 6.375% 15/10/20	アメリカ合衆国	固定利付債	6.375	2020年10月15日	1,650,000	94.24	1,554,903.45	99.00	1,633,500.00	0.58
9.	ENERGY TRANSFER EQ 7.5% 15/10/20	アメリカ合衆国	固定利付債	7.500	2020年10月15日	1,425,000	102.74	1,464,031.25	112.63	1,604,906.25	0.57
10.	LOGO MERGER SUB 8.375% 15/10/20	アメリカ合衆国	固定利付債	8.375	2020年10月15日	1,500,000	100.00	1,500,000.00	101.75	1,526,250.00	0.54
11.	HARLAND CLARKE 9.25% 01/03/21	アメリカ合衆国	固定利付債	9.250	2021年3月1日	1,475,000	100.45	1,481,672.57	103.00	1,519,250.00	0.54
12.	CALIFORNIA RES 8% 15/12/22	アメリカ合衆国	固定利付債	8.000	2022年12月15日	2,125,000	76.80	1,631,940.68	66.00	1,402,500.00	0.50
13.	EP ENERGY/EVER 9.375% 01/05/20	アメリカ合衆国	固定利付債	9.375	2020年5月1日	1,641,000	84.89	1,393,064.80	84.00	1,378,440.00	0.49
14.	SPRINT CORP 7.875% 15/09/23	アメリカ合衆国	固定利付債	7.875	2023年9月15日	1,150,000	93.74	1,078,047.04	116.00	1,334,000.00	0.47
15.	HEXION US FINANCE 9% 15/11/20	アメリカ合衆国	固定利付債	9.000	2020年11月15日	1,950,000	91.21	1,778,612.10	65.50	1,277,250.00	0.45
16.	NUMERICABLE GRP 6% 15/05/22	アメリカ合衆国	固定利付債	6.000	2022年5月15日	1,200,000	100.42	1,205,068.94	104.50	1,254,000.00	0.45
17.	MICRON TECHNO 5.25% 01/08/23	アメリカ合衆国	固定利付債	5.250	2023年8月1日	1,200,000	102.10	1,225,254.96	104.30	1,251,600.00	0.44
18.	CENTURYTEL INC 7.6% 15/09/39	アメリカ合衆国	固定利付債	7.600	2039年9月15日	1,425,000	99.05	1,411,518.35	87.25	1,243,312.50	0.44
19.	ICAHN ENTER 6% 01/08/20	アメリカ合衆国	固定利付債	6.000	2020年8月1日	1,100,000	100.06	1,100,662.50	103.20	1,135,145.00	0.40
20.	COGENT COMM FIN 5.625% 15/04/21	アメリカ合衆国	固定利付債	5.625	2021年4月15日	1,100,000	100.00	1,100,000.00	103.00	1,133,000.00	0.40
21.	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/12/49	アメリカ合衆国	変動利付債	6.125	2049年12月29日	1,000,000	100.00	1,000,000.00	109.25	1,092,500.00	0.39
22.	BARCLAYS BANK PLC 7.625% 21/11/22	アメリカ合衆国	固定利付債	7.625	2022年11月21日	950,000	99.40	944,338.19	115.00	1,092,500.00	0.39

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (米ドル)	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
23.	BUILD MAT CORP 5.375% 15/11/24	アメリカ 合衆国	固定利付債	5.375	2024年11月15日	1,025,000	100.00	1,025,000.00	106.00	1,086,500.00	0.39
24.	HRG GROUP 7.75% 15/01/22	アメリカ 合衆国	固定利付債	7.750	2022年 1 月15日	1,025,000	99.53	1,020,157.50	104.63	1,072,406.25	0.38
25.	CHS/COMM HEALTH 6.875% 01/02/22	アメリカ 合衆国	固定利付債	6.875	2022年 2 月 1 日	1,375,000	91.89	1,263,465.65	77.75	1,069,062.50	0.38
26.	PRISO ACQ CORP 9% 15/05/23	アメリカ 合衆国	固定利付債	9.000	2023年 5 月15日	1,000,000	100.00	1,000,000.00	106.00	1,060,000.00	0.38
27.	NAVISTAR INTL CORP 8.25% 01/11/21	アメリカ 合衆国	固定利付債	8.250	2021年11月 1 日	1,050,000	100.77	1,058,062.50	100.25	1,052,625.00	0.37
28.	SUNOCO LP/FIN 6.25% 15/04/21	アメリカ 合衆国	固定利付債	6.250	2021年 4 月15日	1,000,000	100.00	1,000,000.00	104.79	1,047,850.00	0.37
29.	NAVIENT CORP 5.875% 25/10/24	アメリカ 合衆国	固定利付債	5.875	2024年10月25日	1,025,000	99.08	1,015,518.75	101.50	1,040,375.00	0.37
30.	ASHTON WOODS USA 6.875% 15/2/21	アメリカ 合衆国	固定利付債	6.875	2021年 2 月15日	996,000	99.24	988,420.44	102.00	1,015,920.00	0.36

②【投資不動産物件】

該当ありません（2017年9月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません（2017年9月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2016年10月１日から2017年９月末日までの期間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		１口当り純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第５会計年度末 (2008年５月末日)	1,116,852	125,903	8.89	1,002
第６会計年度末 (2009年５月末日)	883,395	99,585	7.01	790
第７会計年度末 (2010年５月末日)	855,925	96,488	8.38	945
第８会計年度末 (2011年５月末日)	661,268	74,545	9.24	1,042
第９会計年度末 (2012年５月末日)	482,998	54,448	8.93	1,007
第10会計年度末 (2013年５月末日)	464,403	52,352	9.68	1,091
第11会計年度末 (2014年５月末日)	440,544	49,663	9.85	1,110
第12会計年度末 (2015年５月末日)	359,438	40,519	9.36	1,055
第13会計年度末 (2016年５月末日)	264,855	29,857	8.62	972
第14会計年度末 (2017年５月末日)	281,412	31,724	9.28	1,046
2016年10月末日	275,992	31,113	9.04	1,019
11月末日	275,190	31,022	8.92	1,006
12月末日	279,488	31,507	9.07	1,022
2017年１月末日	281,067	31,685	9.18	1,035
２月末日	282,601	31,858	9.25	1,043
３月末日	275,749	31,085	9.19	1,036
４月末日	281,090	31,687	9.24	1,042
５月末日	281,412	31,724	9.28	1,046
６月末日	281,086	31,687	9.21	1,038
７月末日	284,615	32,085	9.29	1,047
８月末日	280,748	31,649	9.20	1,037
９月末日	281,772	31,764	9.26	1,044

②【分配の推移】

	2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2012年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.052	5.86	0.056	6.31	0.056	6.31	0.050	5.64	0.054	6.09	0.056	6.31
2月	0.052	5.86	0.056	6.31	0.054	6.09	0.049	5.52	0.053	5.97	0.056	6.31
3月	0.052	5.86	0.055	6.20	0.052	5.86	0.051	5.75	0.053	5.97	0.057	6.43
4月	0.052	5.86	0.053	5.97	0.052	5.86	0.052	5.86	0.052	5.86	0.056	6.31
5月	0.052	5.86	0.053	5.97	0.051	5.75	0.052	5.86	0.052	5.86	0.055	6.20
6月	0.052	5.86	0.053	5.97	0.051	5.75	0.052	5.86	0.051	5.75	0.056	6.31
7月	0.052	5.86	0.053	5.97	0.049	5.52	0.053	5.97	0.053	5.97	0.057	6.43
8月	0.053	5.97	0.054	6.09	0.050	5.64	0.053	5.97	0.054	6.09	0.055	6.20
9月	0.055	6.20	0.054	6.09	0.051	5.75	0.053	5.97	0.055	6.20	0.057	6.43
10月	0.055	6.20	0.054	6.09	0.050	5.64	0.052	5.86	0.054	6.09	0.054	6.09
11月	0.055	6.20	0.057	6.43	0.049	5.52	0.053	5.97	0.055	6.20	0.055	6.20
12月	0.055	6.20	0.056	6.31	0.050	5.64	0.053	5.97	0.057	6.43	0.054	6.09

	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.054	6.09	0.047	5.30	0.045	5.07	0.046	5.19	0.041	4.62
2月	0.054	6.09	0.048	5.41	0.046	5.19	0.045	5.07	0.041	4.62
3月	0.054	6.09	0.049	5.52	0.046	5.19	0.044	4.96	0.040	4.51
4月	0.053	5.97	0.047	5.30	0.045	5.07	0.044	4.96	0.041	4.62
5月	0.051	5.75	0.047	5.30	0.045	5.07	0.044	4.96	0.040	4.51
6月	0.051	5.75	0.047	5.30	0.045	5.07	0.043	4.85	0.039	4.40
7月	0.052	5.86	0.046	5.19	0.045	5.07	0.043	4.85	0.040	4.51
8月	0.051	5.75	0.045	5.07	0.045	5.07	0.042	4.73	0.041	4.62
9月	0.051	5.75	0.046	5.19	0.044	4.96	0.042	4.73	0.041	4.62
10月	0.051	5.75	0.045	5.07	0.044	4.96	0.042	4.73		
11月	0.050	5.64	0.045	5.07	0.044	4.96	0.040	4.51		
12月	0.050	5.64	0.045	5.07	0.045	5.07	0.041	4.62		

設定来累計（2017年9月末日現在）：8.234米ドル

③【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第5会計年度	－5.3
第6会計年度	－13.9
第7会計年度	28.2
第8会計年度	17.8
第9会計年度	3.8
第10会計年度	15.7
第11会計年度	7.9
第12会計年度	0.6
第13会計年度	－2.2
第14会計年度	13.4

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当り純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2008年	－28.6
2009年	51.6
2010年	13.9
2011年	3.4
2012年	17.4
2013年	8.5
2014年	1.4
2015年	－4.6
2016年	16.1
2017年	6.1

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末の1口当り純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

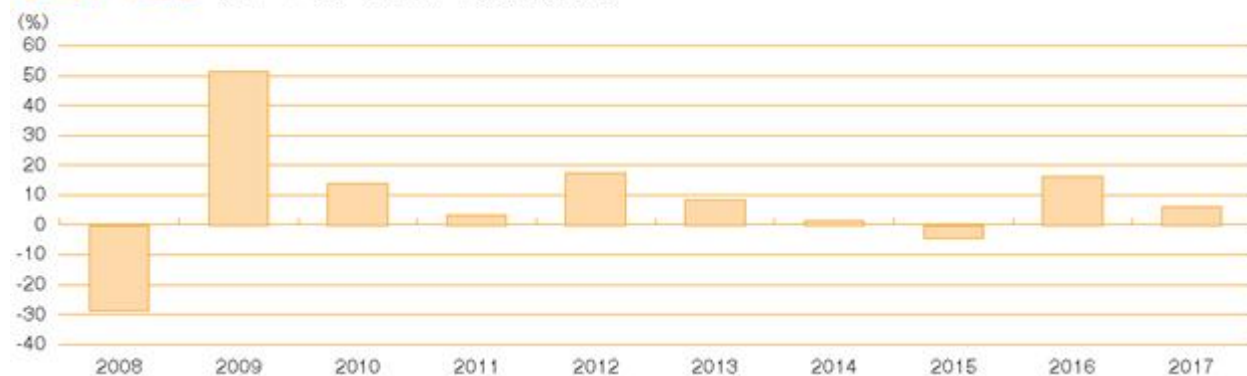
2017年の場合は、2017年9月末日の1口当り純資産価格（2017年1月から9月末日までの分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

純資産総額 282百万米ドル／1口当り純資産価格 9.26米ドル(2017年9月末日現在)

**収益率の推移** (暦年ベース) ※2017年は9月末日まで

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンド受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第５会計年度	19,357,754 (19,357,754)	60,663,366 (60,663,366)	125,667,459 (125,667,459)
第６会計年度	25,545,717 (25,545,717)	25,191,491 (25,191,491)	126,021,685 (126,021,685)
第７会計年度	20,807,189 (20,807,189)	44,731,679 (44,731,679)	102,097,195 (102,097,195)
第８会計年度	6,911,544 (6,911,544)	37,459,757 (37,459,757)	71,548,982 (71,548,982)
第９会計年度	1,735,210 (1,735,210)	19,202,492 (19,202,492)	54,081,700 (54,081,700)
第10会計年度	4,079,042 (4,079,042)	10,177,154 (10,177,154)	47,983,588 (47,983,588)
第11会計年度	3,352,485 (3,352,485)	6,601,615 (6,601,615)	44,734,458 (44,734,458)
第12会計年度	1,492,259 (1,492,259)	7,843,572 (7,843,572)	38,383,145 (38,383,145)
第13会計年度	2,437,615 (2,437,615)	10,083,808 (10,083,808)	30,736,952 (30,736,952)
第14会計年度	2,779,572 (2,779,572)	3,191,932 (3,191,932)	30,324,592 (30,324,592)

（注）（ ）の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続き等

ファンド証券は1口当りの純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料を加算した額にて販売されます。

ファンド証券1口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の1口当りの純資産価格です。そして当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算して5評価日以内または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間に米ドルで行うものとします。

ファンド証券の最低申込単位は、500口以上1口単位です。

管理会社またはその委託先は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行の請求がない場合は、投資者は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が交付されます。各券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資者のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資者または投資者の銀行に対して交付されます。

管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限すること、またはファンド証券の発行を全面的に制限することができます。管理会社はまた、ファンドの全受益者およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を禁止することができます。

管理会社は、(a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

マネー・ロンダリングの防止およびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法令および通達（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令および通達に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

(b) 日本における申込手続き等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、評価日にかつ日本における販売会社の営業日に、第一部証券情報に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込締切時間については販売会社にお問い合わせください。申込締切時間までに販売会社所定の事務

手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。申込締切時間を過ぎたお申込みは、お受けいたしません。販売の単位は500口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、各申込後最初に計算される1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目（または）に受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、申込金額および申込金額の3.24%（税込）以内の申込手数料を支払わなくてはなりません。

申込金額が円貨の場合、米ドルとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また米ドルで支払うことも出来ます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社および販売会社は、投資者からのファンド証券の買付けの注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該買付けの注文を受付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日に、ファンド証券の買戻しを請求できます。

買戻し請求は管理会社または販売取扱会社に対し、書面でなされなければなりません。

ファンド証券1口当り買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時（または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間）までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当り純資産価格です。午後2時（または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間）以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。買戻し手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻し代金は、買戻し日の純資産価格によって、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、ファンド証券の券面が発行されている場合は券面の受領を含めて、買戻し請求が管理会社または販売取扱会社により受諾された日から起算して5評価日目（または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間）までに保管受託銀行またはその代理人により、米ドルで行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。申込締切時間については販売会社にお問い合わせください。申込締切時間までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。申込締切時間を過ぎたお申込みは、お受けいたしません。買戻し請求は、手数料なしで、各評価日（または）かつ日本における営業日に取扱いが行われます。

買戻し代金は、販売会社が買戻し注文の成立を確認した日（「約定日」（通常、お申込みを受付けた翌営業日となります））から起算して日本の4営業日目からの支払いとなります。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、各申込後最初に計算される1口当りの純資産価格です。支払金額が円貨の場合、米ドルとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社が決定します。また、米ドルで受けとることも出来ます。ファンド証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産のかかなりの部分について、その評価のベースとなる一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、その表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されたり取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨・金融上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

かかる停止がなされる場合、ファンド証券の申込みまたは買戻し請求を行っている受益者に対して通知が行われ、かつ、前記「ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、（5）開示制度の概要、① ルクセンブルグにおける開示、（b）受益者に対する開示」に記載される方法により公表されます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

ファンドの受益証券の1口当り純資産価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎に米ドル建てで決定されます。

1口当り純資産価格は、評価日毎にファンドの資産から負債（管理会社がその積立を必要または適切であると判断する準備金を含みます。）を控除した額を純資産価格の決定時における発行済ファンド証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資顧問報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のどちらであっても、現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金ならびに管理会社の取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。

(e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

1口当り純資産価格は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーにより計算され、管理会社の登記上の事務所で入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

- ① 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値（これがない場合は、買い呼び値の最も高いもの、あるいは値付け業者の値段）により評価されます。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。
- ② 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。
- ③ 相場価格が入手できないか、または上記①および②に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- ④ 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価されます。
- ⑤ 米ドル以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で米ドルに換算されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドの存続期間は2029年5月31日までです。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年5月31日です。

（５）【その他】

① ファンドの償還

ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、信託期間の終了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。ファンドはさらにルクセンブルグ法で定められた強制清算事由が生じた場合にも償還されます。受益者又は相続人（若しくは相続財産受取人）がファンドの清算を要求することはできません。償還通知は、RESAおよび適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されます。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（すべての償還費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還状態を招く状況が発生し次第、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

なお、受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

② 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款の変更について関連書類に別の方法が規定されない限り、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の通知がR E S Aに公告された5日後に効力を生じます。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

(i) 投資顧問契約

各当事者は、相手方当事者に契約終了の効力発生日の90日前までに郵便、ファックスまたはテレックスで書面による通知を交付または送付することにより、投資顧問契約を終了することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、同法に従い解釈されます。投資顧問会社は、ルクセンブルグの裁判所の管轄権に服することについて同意しています。

(ii) 保管受託契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管受託契約を解約することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項（同契約書の表明および保証を含みます。）または2010年法パートIIまたは2013年法に継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30暦日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を直ちに終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(iii) 投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(iv) 評価代理人契約

当事者は、60日前までに書面による通知（または相手方当事者が同意する、これよりも短期間の通知）を相手方当事者に行った場合には、いつでも評価代理人契約を終了させることができます。ただし、評価代理人または管理会社が、本契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合、相手方当事者は、書面による通知をもって、即時に評価代理人契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(v) 代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、3ヶ月前の書面による終了通知をなすことにより解約することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(vi) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3ヶ月前になすことにより解約することができます。管理会社は、同契約の終了が受益者の最善の利益になるとみなす場合、直ちに同契約を終了させることができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、受益者名簿にファンド証券名義人として登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は口座約款に基づき販売取扱会社をして自己のために受益権を行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者が有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社が決定した分配金を、持分に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

② 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に消滅します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、直接または管理会社を通じて間接的に行われます。ただし、それが損害賠償の重複または受益者間の不平等な取扱いにつながらない場合に限りです。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制約はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において

① 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年9月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.73円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2017年５月31日終了年度】

①【貸借対照表】

野村ＵＳハイ・イールド・ボンド・インカム

純資産計算書

2017年５月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券一時価 （取得価額：279,318,575米ドル）	2	268,210,419	30,235,361
銀行預金		9,766,364	1,100,962
受益証券発行未収金		43,288	4,880
ブローカーからの未収金		2,671,170	301,121
未収収益		4,701,940	530,050
資産合計		<u>285,393,181</u>	<u>32,172,373</u>
負債			
受益証券買戻未払金		198,780	22,408
ブローカーへの未払金		2,559,552	288,538
未払費用	6	<u>1,222,840</u>	<u>137,851</u>
負債合計		<u>3,981,172</u>	<u>448,798</u>
純資産		<u><u>281,412,009</u></u>	<u><u>31,723,576</u></u>
発行済受益証券数		30,324,592口	
１口当たり純資産価格		9.28米ドル	1,046円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書

2017年5月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行口座利息		19,167	2,161
債券利息		18,727,718	2,111,176
収益合計		18,746,885	2,113,336
費用			
管理報酬および投資顧問報酬	3	2,733,910	308,194
代行協会員報酬	4	1,380,439	155,617
管理事務代行報酬	5	125,578	14,156
保管報酬	5	197,786	22,296
法務報酬		4,543	512
海外登録費用		52,416	5,909
現金支出費		82,732	9,326
専門家報酬		20,732	2,337
印刷・公告費		1,716	193
年次税	8	138,984	15,668
その他の費用		226,696	25,555
費用合計		4,965,532	559,764
純投資収益		13,781,353	1,553,572
投資有価証券に係る実現純利益	11	3,320,000	374,264
外貨に係る実現純損失		(795)	(90)
当期実現純利益		3,319,205	374,174
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	11	18,253,467	2,057,713
当期末実現純利益		18,253,467	2,057,713
運用の結果による純資産の純増加		35,354,025	3,985,459

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
 2017年5月31日に終了した年度
 （米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
期首現在純資産		264,855,035	29,857,108
純投資収益		13,781,353	1,553,572
当期実現純利益		3,319,205	374,174
当期末実現純利益		18,253,467	2,057,713
運用の結果による純資産の純増加		35,354,025	3,985,459
受益証券の発行手取金	9	25,085,732	2,827,915
受益証券の買戻支払金	9	(28,744,626)	(3,240,382)
		(3,658,894)	(412,467)
受益者への支払分配金	7	(15,138,157)	(1,706,524)
期末現在純資産		281,412,009	31,723,576

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
 2017年5月31日に終了した年度
 （無監査）

期首現在発行済受益証券数	30,736,952
発行受益証券数	2,779,572
買戻受益証券数	(3,191,932)
期末現在発行済受益証券数	30,324,592

統計情報
 2017年5月31日現在
 （無監査）
 （米ドルで表示）

	2017年	2016年	2015年
期末現在純資産	281,412,009	264,855,035	359,437,632
期末現在1口当り純資産価格	9.28	8.62	9.36

野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2017年5月31日現在

注1－ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定された野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて1991年7月8日に設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）のパートIIの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドは当初、2014年5月31日までの存続期間で設定されたが、2012年11月30日付でファンドの存続期間は2019年5月31日までに延長された。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの目的は、利息収入と投資資産の値上がりを通じて、中長期的に高い投資収益を目指すことである。ファンドはその目的を達成するために、主に米ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に分散投資を行う。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値（これがない場合は、買い呼び値の最も高いもの、または独立値付業者から得た価格）により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a）および／またはb）に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2017年5月31日現在の為替レート：1米ドル＝0.89478ユーロ

注３－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.03%の管理報酬をファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、投資顧問・運用業務について、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.96%の投資顧問報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される四半期報酬を投資顧問報酬から支払う。

注４－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの純資産から、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.50%の代行協会員報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注５－管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.04%の管理事務代行報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドが負担する。

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.07%の保管報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注６－未払費用

	(米ドル)
管理報酬および投資顧問報酬	691,872
代行協会員報酬	349,348
管理事務代行報酬	27,949
保管報酬	48,954
コルレス銀行報酬	20,937
海外登録費用	18,635
現金支出費	20,937
専門家報酬	20,642
年次税	23,566
未払費用	<u>1,222,840</u>

注７－分配

管理会社は、利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日現在の受益者に対して、主に利息収入から分配を行う意向である。かかる日が評価日でない場合、直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2017年５月31日に終了した年度に、ファンドは総額15,138,157米ドルの分配を行った。

関連クラスの受益者に対する分配は、以下のように行われた。

分配落日	決済日	１口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2016年６月16日	2016年６月22日	0.043	1,305,953
2016年７月18日	2016年７月22日	0.043	1,306,556
2016年８月16日	2016年８月22日	0.042	1,281,560
2016年９月16日	2016年９月22日	0.042	1,282,411
2016年10月17日	2016年10月21日	0.042	1,282,797
2016年11月16日	2016年11月22日	0.040	1,241,051

2016年12月16日	2016年12月22日	0.041	1,258,603
2017年 1 月17日	2017年 1 月23日	0.041	1,261,689
2017年 2 月16日	2017年 2 月23日	0.041	1,255,347
2017年 3 月16日	2017年 3 月22日	0.040	1,201,549
2017年 4 月18日	2017年 4 月24日	0.041	1,246,066
2017年 5 月16日	2017年 5 月22日	0.040	1,214,575
			<u>15,138,157</u>

注８－税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注９－買付けおよび買戻しの条件

ファンド証券の発行

ファンド証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日でニューヨーク証券取引所の取引日（毎年12月24日を除く。）（「評価日」）に管理会社によって発行されるが、管理会社はかかる発行を一時的に中止することができる。管理会社またはその代理人は、記名式でのみファンド証券を発行する。

ファンド証券 1 口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後 2 時までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の 1 口当りの純資産価格である。そして、当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の 3 % 以下の販売手数料が加えられる。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し 5 評価日以内に米ドルで行われる。

ファンド証券の当初またはその後の最低申込単位は、500口以上 1 口単位である。

ファンド証券の買戻し

受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求できる。買戻し請求は管理会社または販売会社に対し、書面でなされなければならない。

ファンド証券 1 口当り買戻価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後 2 時までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の 1 口当り純資産価格である。午後 2 時以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。買戻手数料はかからない。

買戻代金の支払は、買戻し請求が管理会社または販売会社により受諾（ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含む。）された日から起算して 5 評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、米ドルで行われる。

注10－債務不履行債券

2017年5月31日現在、ポートフォリオにおける債務不履行債券は、ファンドの純資産総額の0.40%に相当する。年度末現在の債務不履行債券に関して、ファンドの管理会社は、証券取引所あるいは他の規制ある市場において入手可能な直近の終値、または管理会社の取締役会が公正に評価した額を適用している。当該価格は、最も予測できる売買価格であるとファンドの管理会社が考えるものである。

注11－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2017年5月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

投資有価証券に係る実現利益	5,266,245
投資有価証券に係る実現損失	(1,946,245)
投資有価証券に係る実現純利益	<u>3,320,000</u>

投資有価証券に係る未実現利益の変動	25,326,220
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(7,072,753)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>18,253,467</u>

注12－取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2017年5月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

③【投資有価証券明細表等】

野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム

投資有価証券明細表

2017年5月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
固定利付債					
USD	275,000	AUS FINANCE PTY 6.875% 1/11/19	275,000	282,563	0.10
			275,000	282,563	0.10
		オーストラリア合計	275,000	282,563	0.10
カナダ					
固定利付債					
USD	975,000	TECK RESOURCES LTD 6.125% 01/10/35	885,217	1,014,000	0.35
USD	725,000	BOMBARDIER INC 8.75% 01/12/21	723,569	807,469	0.29
USD	450,000	TECK RESOURCES LTD 4.75% 15/01/22	424,488	470,250	0.17
USD	175,000	KINROSS GOLD CORP 5.125% 01/09/21	181,125	184,625	0.07
			2,214,399	2,476,344	0.88
		カナダ合計	2,214,399	2,476,344	0.88
ケイマン諸島					
ステップ・アップ／ダウン債					
USD	225,000	TRANSOCEAN INC STUP 3.8% 15/10/22	181,125	210,938	0.07
			181,125	210,938	0.07
固定利付債					
USD	600,000	NOBLE HDGS INTL 7.75% 15/01/24	572,535	534,000	0.19
			572,535	534,000	0.19
		ケイマン諸島合計	753,660	744,938	0.26
フランス					
その他の債券					
USD	700,000	REXEL SA 5.25% 15/06/20	461,912	474,705	0.17
			461,912	474,705	0.17
		フランス合計	461,912	474,705	0.17
ルクセンブルグ					
ステップ・アップ／ダウン債					
USD	150,000	ARCELORMITTAL STUP 15/10/39	159,000	167,625	0.06
USD	100,000	ARCELORMITTAL STUP 25/02/22	98,500	112,500	0.04
			257,500	280,125	0.10
		ルクセンブルグ合計	257,500	280,125	0.10

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
イギリス					
変動利付債					
USD	775,000	BARCLAYS BANK PLC FRN 10/04/23	776,838	809,874	0.29
USD	200,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 29/12/49	200,000	219,400	0.08
USD	200,000	RBS FRN 29/12/49	200,000	218,750	0.08
USD	200,000	RBS FRN 29/12/49	200,000	207,708	0.07
			1,376,838	1,455,732	0.52
固定利付債					
USD	950,000	BARCLAYS BANK PLC 7.625% 21/11/22	944,338	1,079,438	0.38
USD	100,000	ENSCO PLC 5.75% 01/10/44	59,000	72,250	0.03
			1,003,338	1,151,688	0.41
		イギリス合計	2,380,176	2,607,420	0.93
アメリカ合衆国					
変動利付債					
USD	1,000,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/12/49	1,000,000	1,077,500	0.37
USD	800,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 23/10/49	800,000	886,500	0.32
USD	600,000	JPMORGAN CHASE CO FRN 29/12/49	600,000	609,000	0.22
USD	325,000	WELLS FARGO & CO FRN 29/12/49	325,000	345,313	0.12
USD	225,000	GOLDMAN SACHS FRN 31/12/49	225,656	232,650	0.08
USD	200,000	CITIGROUP INC FRN 29/12/49	200,000	212,000	0.08
USD	175,000	CITIGROUP INC FRN 29/12/49	176,375	190,531	0.07
USD	150,000	BANK OF AMERICA FRN 29/12/49	150,000	164,922	0.06
USD	100,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/10/49	100,000	107,625	0.04
			3,577,031	3,826,041	1.36
その他の債券					
USD	100,000	CONTL AIRLINES 12-2 5.5% 29/04/22	68,044	71,106	0.03
			68,044	71,106	0.03
ステップ・アップ／ダウン債					
USD	525,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.95% 23/01/25	529,187	518,274	0.18
USD	275,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.05% 23/01/20	279,469	278,438	0.10
			808,656	796,712	0.28
固定利付債					
USD	1,050,000	NAVISTAR INTL CORP 8.25% 01/11/21	1,058,062	1,061,150	0.37
USD	875,000	SLM CORP 6.125% 25/03/24	866,967	870,624	0.31
USD	825,000	ALLY FINANCIAL INC 3.5% 27/01/19	817,534	836,343	0.30
USD	675,000	WESTERN DIGITAL 10.5% 01/04/24	718,953	791,977	0.28
USD	725,000	LEVEL 3 COMM 5.75% 01/12/22	725,774	753,999	0.27
USD	725,000	ALLY FINANCIAL INC 5.125% 30/09/24	717,745	751,280	0.27
USD	625,000	LEVEL 3 FINANCING 5.375% 15/01/24	625,000	651,562	0.23
USD	625,000	GOODYEAR TIRE&RUBBER 5% 31/05/26	629,561	642,188	0.23
USD	650,000	TEEKAY OFFSHORE 6% 30/07/19	650,000	575,250	0.20
USD	525,000	TRANSOCEAN INC 6% 15/03/18	528,567	539,438	0.19
USD	525,000	CALPINE CORP 5.5% 01/02/24	525,000	505,313	0.18
USD	475,000	MURPHY OIL CORP 6.875% 15/08/24	483,384	498,845	0.18

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	450,000	CARRIZO OIL&GAS INC 6.25% 15/04/23	412,313	441,000	0.16
USD	425,000	WILLIAMS CO INC 4.55% 24/06/24	292,794	435,625	0.15
USD	350,000	GMAC 8% 01/11/31	409,500	421,750	0.15
USD	350,000	HCA INC 7.5% 15/02/22	394,438	402,938	0.14
USD	425,000	REVLON CONS PROD 6.25% 01/08/24	428,250	377,188	0.13
USD	375,000	SM ENERGY CO 6.75% 15/09/26	376,213	374,063	0.13
USD	350,000	EMC CORP 1.875% 01/06/18	346,250	348,081	0.12
USD	300,000	SPRINT CAP CORP 6.875% 15/11/28	306,415	330,000	0.12
USD	300,000	EQUINIX INC 5.375% 15/05/27	300,625	314,970	0.11
USD	300,000	RR DONNELLEY 6.5% 15/11/23	300,000	300,750	0.11
USD	300,000	RR DONNELLEY 6% 01/04/24	300,000	291,750	0.10
USD	275,000	RADIAN GROUP INC 5.25% 15/06/20	275,000	291,500	0.10
USD	274,000	CBS OUT AMER 5.25% 15/02/22	274,000	284,275	0.10
USD	300,000	WEATHFORD BERMUDA 7% 15/03/38	254,781	282,750	0.10
USD	275,000	AMERIGAS PART/FIN 5.5% 20/05/25	275,000	278,438	0.10
USD	255,000	GANNETT CO 6.375% 15/10/23	252,669	270,683	0.10
USD	250,000	LEAR CORP 5.375% 15/03/24	250,000	265,603	0.09
USD	250,000	COOPER STANDARD 5.625% 15/11/26	250,000	254,375	0.09
USD	250,000	AMERIGAS PART/FIN 5.75% 20/05/27	249,625	251,875	0.09
USD	250,000	FREEPORT-MCMORAN 2.3% 14/11/17	248,750	249,375	0.09
USD	200,000	ALCOA INC 5.95% 01/02/37	204,125	205,500	0.07
USD	175,000	CENTURYLINK INC 7.5% 01/04/24	180,688	191,516	0.07
USD	175,000	RESOLUTE ENERGY CORP 8.5% 1/5/20	173,006	177,406	0.06
USD	150,000	CENTURYLINK INC 6.75% 01/12/23	150,750	160,079	0.06
USD	150,000	RICE ENERGY 6.25% 01/05/22	156,563	156,000	0.06
USD	150,000	KB HOME 4.75% 15/05/19	150,000	154,500	0.05
USD	200,000	RRI ENERGY INC 7.875% 15/06/17	203,500	146,000	0.05
USD	200,000	JC PENNEY CORP INC 6.375% 15/10/36	176,750	145,750	0.05
USD	125,000	T-MOBILE USA INC 6% 01/03/23	132,500	132,813	0.05
USD	125,000	UNITED RENTALS 5.875% 15/09/26	130,781	132,781	0.05
USD	125,000	NAVIENT CORP 7.25% 25/09/23	124,996	131,406	0.05
USD	125,000	ANTERO RESOURCE 5.125% 1/12/22	109,781	126,406	0.04
USD	125,000	NAVIENT CORP 6.75% 25/06/25	124,988	125,469	0.04
USD	100,000	CIT GROUP INC 5% 01/08/23	104,125	107,750	0.04
USD	100,000	GEO GROUP INC 6% 15/04/26	100,000	103,500	0.04
USD	100,000	YUM BRANDS INC 6.25% 15/03/18	108,000	103,125	0.04
USD	100,000	AMERIGAS FIN 5.625% 20/05/24	100,000	103,000	0.04
USD	100,000	UNITED RENTALS 5.5% 15/05/27	101,375	102,500	0.04
USD	100,000	ASBURY AUTO 6% 15/12/24	104,250	102,375	0.04
USD	100,000	CALPINE CORP 5.75% 15/01/25	100,750	95,375	0.03
USD	75,000	NAVIENT CORP 6.625% 26/07/21	75,000	79,500	0.03
USD	50,000	CALATLANTIC GROUP 5.25% 01/06/26	49,250	51,500	0.02
USD	50,000	LAREDO PETROLEUM INC 6.25% 15/03/23	50,438	49,938	0.02

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	50,000	L BRANDS 6.75% 01/07/36	50,000	48,255	0.02
			17,504,786	17,877,402	6.35
ワラント					
USD	2,430	DYNEGY WTS 02/02/24	0	632	0.00
			0	632	0.00
		アメリカ合衆国合計	21,958,517	22,571,893	8.02
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	28,301,164	29,437,988	10.46
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
バミューダ					
固定利付債					
USD	350,000	AIRCASTLE LTD 5.125% 15/03/21	350,000	374,938	0.13
USD	300,000	AIRCASTLE LTD 6.25% 01/12/19	300,000	325,500	0.12
USD	200,000	FLY LEASING 6.75% 15/12/20	200,000	210,000	0.07
			850,000	910,438	0.32
		バミューダ合計	850,000	910,438	0.32
カナダ					
PIK証券					
USD	100,000	XPLORNET COMM PIK 9.625% 1/6/22	100,000	104,000	0.04
			100,000	104,000	0.04
固定利付債					
USD	325,000	TECK RESOURCES LTD 6% 15/08/40	275,875	329,875	0.11
USD	200,000	PRECISION DRILLING 5.25% 15/11/24	200,000	187,500	0.07
USD	25,000	TECK RESOURCES LTD 4.5% 15/01/21	25,313	26,313	0.01
			501,188	543,688	0.19
		カナダ合計	601,188	647,688	0.23
アイルランド					
固定利付債					
USD	225,000	ALLEGION PLC 5.875% 15/09/23	225,000	243,000	0.09
			225,000	243,000	0.09
		アイルランド合計	225,000	243,000	0.09
ルクセンブルグ					
PIK証券					
USD	800,000	ARD FIN SA PIK 7.125% 15/09/23	806,000	828,000	0.29
			806,000	828,000	0.29

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ルクセンブルグ（続き）					
固定利付債					
USD	1,200,000	INTEL JACKSON 7.25% 01/04/19	1,050,906	1,147,500	0.41
USD	575,000	INTELSAT LUX 8.125% 01/06/23	523,424	322,000	0.11
USD	200,000	INTELSAT LUX 6.75% 01/06/18	190,000	184,000	0.07
			1,764,330	1,653,500	0.59
		ルクセンブルグ合計	2,570,330	2,481,500	0.88
マーシャル諸島					
固定利付債					
USD	400,000	NAVIOS MARITIME 7.375% 15/1/22	400,000	320,250	0.11
			400,000	320,250	0.11
		マーシャル諸島合計	400,000	320,250	0.11
オランダ					
固定利付債					
USD	250,000	CONSTELLIUM NV 5.75% 15/05/24	250,000	232,500	0.08
			250,000	232,500	0.08
		オランダ合計	250,000	232,500	0.08
イギリス					
変動利付債					
USD	200,000	BARCLAYS BK PLC FRN 29/12/49	205,024	213,649	0.08
			205,024	213,649	0.08
		イギリス合計	205,024	213,649	0.08
アメリカ合衆国					
変動利付債					
USD	775,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/01/49	775,000	875,749	0.31
USD	800,000	ILFC E CAP TRUST I FRN 21/12/65	576,000	768,000	0.27
USD	550,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/12/49	550,000	587,125	0.21
USD	450,000	CITIGROUP INC FRN 29/05/49	450,000	455,625	0.16
USD	400,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 29/09/49	404,750	429,440	0.15
USD	275,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 29/07/49	272,250	283,938	0.10
USD	125,000	GOLDMAN SACHS FRN 29/12/49	125,000	129,063	0.05
USD	82,000	AES CORP FRN 01/06/19	81,795	82,000	0.03
			3,234,795	3,610,940	1.28
その他の債券					
USD	150,000	US AIRWAYS 6.75% 2012-2B 03/12/22	123,391	134,028	0.05
USD	233,269	BUFFALO THUND CERT 0% 15/11/29	8,780	116	0.00
			132,171	134,144	0.05
PIK証券					
USD	700,000	TOPS HDGS II PIK 9.5% 15/06/18	693,000	588,000	0.21
USD	760,102	DENVER PARENT PIK 13% 15/8/18 (*)	583,824	1,900	0.00
			1,276,824	589,900	0.21

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
ステップ・アップ／ダウン債					
USD	925,000	MURPHY OIL CORP 3.7% 01/12/22	737,906	904,188	0.32
USD	275,000	RITE AID CORP 6.875% 15/12/28	235,909	280,500	0.10
USD	250,000	CRESTWOOD MID 6.25% 01/04/23	250,000	260,000	0.09
USD	625,000	JACK COOPER HLDG 9.25% 01/06/20	631,273	228,125	0.08
			1,855,088	1,672,813	0.59
固定利付債					
USD	2,230,000	FRONTIER COMM 11% 15/09/25	2,204,218	2,091,092	0.73
USD	1,725,000	SCIENTIFIC GAMES INTL 10% 01/12/22	1,715,999	1,880,249	0.66
USD	1,490,000	SPRINT CAPITAL 8.75% 15/03/32	1,621,717	1,877,399	0.66
USD	1,625,000	T-MOBILE USA 6.625% 01/04/23	1,731,187	1,730,137	0.61
USD	2,000,000	CALIFORNIA RES 8% 15/12/22	1,576,676	1,532,599	0.54
USD	2,000,000	HEXION US FINANCE 9% 15/11/20	1,824,217	1,444,999	0.51
USD	1,425,000	CENTURYTEL INC 7.6% 15/09/39	1,411,517	1,358,737	0.48
USD	1,050,000	SPRINT CORP 7.875% 15/09/23	962,796	1,206,843	0.43
USD	1,200,000	FRONTIER COMM 10.5% 15/09/22	1,221,401	1,181,999	0.42
USD	1,025,000	HRG GROUP 7.75% 15/01/22	1,020,157	1,083,322	0.38
USD	1,000,000	SUNOCO LP/FIN 6.25% 15/04/21	999,999	1,054,999	0.37
USD	1,125,000	EP ENERGY/EVER 9.375% 01/05/20	971,456	1,036,293	0.37
USD	950,000	BOYD GAMING CORP 6.375% 1/4/26	975,853	1,036,098	0.37
USD	1,000,000	ICAHN ENTER 6% 01/08/20	997,756	1,031,499	0.37
USD	1,025,000	NAVIENT CORP 5.875% 25/10/24	1,015,519	1,004,499	0.36
USD	875,000	ENERGY TRANSFER EQ 7.5% 15/10/20	845,906	979,999	0.35
USD	1,050,000	CHS/COMM HEALTH 6.875% 01/02/22	969,191	933,187	0.33
USD	850,000	BOYD GAMING CORP 6.875% 15/05/23	859,237	920,124	0.33
USD	725,000	INTL LEASE FIN CORP 8.625% 15/01/22	725,000	895,970	0.32
USD	850,000	LAREDO PETRO INC 7.375% 01/05/22	870,250	877,624	0.31
USD	800,000	HEALTHSOUTH CORP 5.75% 01/11/24	804,733	825,999	0.29
USD	775,000	CENTURY COMM 6.875% 15/05/22	776,118	812,780	0.29
USD	775,000	KENNEDY WILSON 5.875% 01/04/24	773,835	809,874	0.29
USD	775,000	SUMMIT MID HDGS 5.5% 15/08/22	777,375	790,499	0.28
USD	748,000	FERRELLGAS PART LP 8.625% 15/06/20	748,000	727,429	0.26
USD	675,000	MEDIACOM BRDBND 6.375% 01/04/23	675,000	705,374	0.25
USD	725,000	CHESAPEAKE EN 5.375% 15/06/21	587,930	701,437	0.25
USD	950,000	EP ENERGY/EVER 6.375% 15/06/23	623,419	700,625	0.25
USD	685,000	KB HOME 9.1% 15/09/17	671,396	698,700	0.25
USD	668,000	TESORO LOGISTIC LP 6.125% 15/10/21	679,219	696,390	0.25
USD	650,000	NCR CORP 6.375% 15/12/23	656,217	695,500	0.25
USD	650,000	HUGHES SATELLITE 6.625% 01/08/26	650,000	684,125	0.24
USD	625,000	BEAZER HOMES USA 7.25% 01/02/23	630,777	653,125	0.23
USD	625,000	CARRIZO OIL&GAS INC 7.5% 15/09/20	647,594	639,063	0.23
USD	575,000	SUNOCO LP/FIN 5.5% 01/08/20	575,000	592,250	0.21
USD	575,000	VIASAT INC 6.875% 15/06/20	595,125	586,500	0.21
USD	575,000	SUBURBAN PROPANE 5.5% 01/06/24	575,000	576,438	0.20

通貨	数量／ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	575,000	TENET HEALTHCARE 6.75% 15/06/23	536,475	571,406	0.20
USD	525,000	ALLY FINANCIAL INC 8% 31/12/18	582,750	568,969	0.20
USD	575,000	ALERIS INTL INC 7.875% 01/11/20	535,000	563,385	0.20
USD	525,000	SPECTRUM BRANDS 6.125% 15/12/24	525,000	556,500	0.20
USD	525,000	RITE AID CORP 7.7% 15/02/27	492,771	556,500	0.20
USD	525,000	DISH DBS CORP 5% 15/03/23	502,125	539,438	0.19
USD	500,000	LENNAR CORP 4.125% 15/01/22	500,000	512,500	0.18
USD	525,000	COMPRESSCO PART 7.25% 15/08/22	520,524	506,625	0.18
USD	500,000	SM ENERGY CO 6.125% 15/11/22	481,188	493,750	0.18
USD	463,000	DONNELLEY FIN 8.25% 15/10/24	463,713	488,465	0.17
USD	475,000	TRANSDIGM INC 6.375% 15/06/26	475,000	484,500	0.17
USD	475,000	ALERE INC 6.5% 15/06/20	475,000	482,719	0.17
USD	475,000	DISH DBS CORP 4.25% 01/04/18	475,000	482,125	0.17
USD	481,000	OPPENHEIMER HLDGS 8.75% 15/4/18	487,517	479,497	0.17
USD	425,000	MGM RESORTS INTL 6.75% 01/10/20	465,313	472,281	0.17
USD	452,000	CCO HDGS LLC/CAP 5.125% 15/02/23	468,924	470,080	0.17
USD	475,000	DYNEGY INC 7.375% 01/11/22	463,247	467,281	0.17
USD	450,000	MPT OPER PART 6.375% 15/02/22	459,000	465,188	0.17
USD	450,000	RANGE RESOURCES 5.875% 1/07/22	450,000	461,250	0.16
USD	425,000	MGM MIRAGE 11.375% 01/03/18	473,956	456,238	0.16
USD	450,000	FREEPORT-MCMORAN 2.375% 15/03/18	364,232	448,313	0.16
USD	400,000	CHENIERE CORP CHRIS 7% 30/6/24	405,000	447,500	0.16
USD	425,000	HUNT COS INC 9.625% 01/03/21	419,696	446,250	0.16
USD	425,000	CENTURLINK INC 5.8% 15/03/22	403,188	443,275	0.16
USD	425,000	GROUP 1 AUTO 5% 01/06/22	422,450	431,375	0.15
USD	410,000	CLOUD PEAK ENERGY 12% 01/11/21	424,031	430,500	0.15
USD	400,000	ZAYO GROUP LLC/CAP 6% 01/04/23	406,286	424,252	0.15
USD	400,000	ARAMARK SERV INC 5.125% 15/01/24	415,000	421,500	0.15
USD	400,000	US AIRWAYS GROUP 6.125% 01/06/18	400,000	414,500	0.15
USD	425,000	FERRELLGAS PART 6.75% 15/01/22	430,000	412,250	0.15
USD	400,000	JEFFERIES GROUP 7.375% 01/04/20	369,000	412,000	0.15
USD	375,000	TOLL BROS FINANCE 6.75% 01/11/19	374,948	410,156	0.15
USD	400,000	GRIFFON CORP 5.25% 01/03/22	398,760	409,000	0.15
USD	400,000	PBF LOGIST LP/FIN 6.875% 15/5/23	400,000	408,000	0.14
USD	350,000	HCA INC 7.69% 15/06/25	394,625	399,875	0.14
USD	375,000	ANIXTER INC 5.125% 01/10/21	375,000	398,438	0.14
USD	375,000	CHURCHILL DOWNS 5.375% 15/12/21	378,750	390,000	0.14
USD	375,000	COTT BEVERAGES 5.375% 01/07/22	375,000	387,188	0.14
USD	375,000	TRANSDIGM INC 6% 15/07/22	375,486	387,188	0.14
USD	450,000	WINDSTREAM HDGS 6.75% 01/04/28	432,000	383,063	0.14
USD	325,000	WILLIAMS COS 7.875% 01/09/21	270,498	381,063	0.14
USD	375,000	NATIONSTAR MORT/CAP 6.5% 01/08/18	375,000	378,750	0.13
USD	425,000	GRAFTECH INTL 6.375% 15/11/20	425,000	371,875	0.13

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	375,000	TRIUMPH GROUP 5.25% 01/06/22	375,000	369,375	0.13
USD	350,000	ZAYO GRP LLC/CAP 5.75% 15/01/27	366,000	368,375	0.13
USD	350,000	INFOR US INC 6.5% 15/05/22	353,848	365,313	0.13
USD	350,000	NAVIENT CORP 6.5% 15/06/22	350,164	364,875	0.13
USD	375,000	FERRELLGAS LP 6.75% 15/06/23	375,000	364,688	0.13
USD	325,000	WPX ENERGY INC 8.25% 01/08/23	372,938	361,563	0.13
USD	325,000	MPT OPER PARTNER 6.375% 01/03/24	325,000	355,063	0.13
USD	350,000	EMBARQ CORP 7.995% 01/06/36	358,125	354,375	0.13
USD	350,000	CLEAR CHAN WLD 7.625% 15/3/20	345,816	352,188	0.13
USD	325,000	TOLL BROS FINANCE 5.625% 15/01/24	324,951	349,651	0.12
USD	350,000	CONSOL ENERGY 5.875% 15/04/22	345,875	348,250	0.12
USD	316,000	ADVANCED MICRO 7.5% 15/08/22	293,664	347,600	0.12
USD	350,000	WHITING PETROLEUM 5.75% 15/03/21	313,313	346,500	0.12
USD	325,000	NEWFIELD EXPLOR CO 5.75% 30/01/22	329,594	346,125	0.12
USD	344,000	COMMERCIAL METALS 4.875% 15/05/23	331,601	345,720	0.12
USD	350,000	WILLIAMS CIE 3.7% 15/01/23	281,375	345,625	0.12
USD	325,000	DANA HOLDING CO 6% 15/09/23	344,500	340,438	0.12
USD	325,000	SABRA HEALTH 5.5% 01/02/21	325,000	338,813	0.12
USD	325,000	REGAL ENTERTAINMENT 5.75% 15/06/23	325,000	338,813	0.12
USD	450,000	CLOUD PEAK ENERGY 6.375% 15/03/24	326,250	338,625	0.12
USD	325,000	ALLEGIANTRAVEL 5.5% 15/07/19	329,875	336,278	0.12
USD	321,000	AMSURG CORP 5.625% 15/07/22	321,000	334,964	0.12
USD	325,000	UNIVERSAL HOSPITAL 7.625% 15/08/20	326,986	331,500	0.12
USD	325,000	TARGA RESOURCES 4.125% 15/11/19	325,000	330,281	0.12
USD	325,000	TEMPUR SEALY INTL 5.5% 15/6/26	325,000	327,233	0.12
USD	300,000	MATCH GRP 6.375% 01/06/24	300,000	326,625	0.12
USD	300,000	SPRINGLEAF FINANCE 8.25% 1/10/23	300,000	326,250	0.12
USD	300,000	HCA INC 8% 01/10/18	331,906	324,000	0.12
USD	300,000	CHENIERE CORP 5.875% 31/03/25	300,000	321,750	0.11
USD	300,000	RYLAND GROUP 5.375% 01/10/22	300,000	321,000	0.11
USD	275,000	MANITOWOC FOOD 9.5% 15/02/24	275,000	319,000	0.11
USD	350,000	WINDSTREAM CORP 7.50% 01/04/23	315,000	318,500	0.11
USD	314,000	TRONOX FINANCE 6.375% 15/08/20	317,626	317,533	0.11
USD	300,000	AK STEEL CORP 8.375% 01/04/22	220,458	311,625	0.11
USD	300,000	TITAN INTL INC 6.875% 01/10/20	300,553	309,000	0.11
USD	275,000	RADIAN GROUP INC 7% 15/03/21	275,000	308,000	0.11
USD	300,000	WEYERHAEUSER REAL 4.375% 15/6/19	296,682	307,500	0.11
USD	300,000	SPRINT NEXTEL 8.375% 15/08/17	312,375	304,125	0.11
USD	300,000	ALLIANCE DATA SYST 5.375% 1/08/22	299,045	303,750	0.11
USD	250,000	ALLY FINANCIAL/GMAC 8% 01/11/31	293,594	301,875	0.11
USD	275,000	HCA INC 5.875% 01/05/23	282,813	300,094	0.11
USD	300,000	ROWAN COMPANIES INC 7.375% 15/6/25	300,000	298,500	0.11
USD	275,000	ELDORADO RES INC 7% 01/08/23	275,000	298,375	0.11

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	275,000	BEACON ROOF 6.375% 01/10/23	275,000	297,000	0.11
USD	275,000	MGIC INVESTMENT CORP 5.75% 15/08/23	275,000	296,313	0.11
USD	275,000	SCIENTIFIC GAMES INTL 7% 1/1/22	291,500	293,906	0.10
USD	275,000	US CONCRETE INC 6.375% 01/06/24	275,000	287,375	0.10
USD	275,000	SPRINGLEAF FINANCE 6% 01/06/20	281,875	285,313	0.10
USD	257,000	CLIFFS NATURAL RES 8.25% 31/3/20	269,850	282,058	0.10
USD	350,000	IHEART COMMUNICATIONS 9% 15/12/19	281,202	276,500	0.10
USD	275,000	NRG ENERGY 6.625% 15/01/27	275,358	270,188	0.10
USD	250,000	CENTRAL GARDEN PET 6.125% 15/11/23	250,000	267,500	0.10
USD	250,000	ACCESS MIDST PART 4.875% 15/03/24	226,875	259,063	0.09
USD	250,000	CLEAR CHAN WLD 6.5% 15/11/22	259,688	258,125	0.09
USD	250,000	PENSKE AUTO 5.75% 01/10/22	250,000	258,093	0.09
USD	250,000	CHS/COMM HEALTH 6.25% 31/03/23	254,375	257,775	0.09
USD	250,000	SALLY HDGS/CAP 5.625% 01/12/25	250,000	256,250	0.09
USD	250,000	WPX ENERGY INC 6% 15/01/22	235,719	255,000	0.09
USD	250,000	COVANTA HDGS CORP 5.875% 01/03/24	250,000	246,250	0.09
USD	225,000	WEYERHAEUSER REAL 5.875% 15/6/24	220,838	235,688	0.08
USD	225,000	NCR CORP 5.875% 15/12/21	225,000	235,125	0.08
USD	225,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.625% 15/08/20	226,863	234,563	0.08
USD	225,000	B&G FOODS INC 5.25% 01/04/25	225,000	232,875	0.08
USD	225,000	HRG GROUP 7.875% 15/07/19	235,125	232,875	0.08
USD	225,000	AIRCASTLE LTD 4.625% 15/12/18	225,000	232,425	0.08
USD	225,000	GIBRALTAR STEEL 6.25% 01/02/21	225,000	231,750	0.08
USD	225,000	NABORS INDUS 5% 15/09/20	224,250	231,750	0.08
USD	225,000	MEDIACOM LLC/CORP 5.5% 15/04/21	225,000	231,188	0.08
USD	225,000	TOLL BROS FIN CORP 4.875% 15/03/27	225,000	230,906	0.08
USD	225,000	SELECT MEDICAL 6.375% 01/06/21	223,523	230,625	0.08
USD	225,000	ANTERO RESOURCE FIN 5.375% 01/11/21	198,563	230,625	0.08
USD	225,000	RHP HOTEL /RHP FIN 5% 15/04/23	225,000	230,063	0.08
USD	225,000	OASIS PETROLEUM 6.5% 01/11/21	152,030	228,938	0.08
USD	225,000	GLOBAL PART/GLP FIN 6.25% 15/07/22	225,000	225,563	0.08
USD	200,000	MGM RESORTS INTL 6.625% 15/12/21	204,500	224,250	0.08
USD	200,000	QORVO INC 6.75% 01/12/23	217,750	219,000	0.08
USD	200,000	TESORO LOGISTICS 6.375% 01/05/24	200,000	217,500	0.08
USD	200,000	CONCHO RESOURCES 5.5% 01/04/23	203,500	207,040	0.07
USD	200,000	IRON MOUNTAIN INC 5.75% 15/08/24	202,000	205,250	0.07
USD	200,000	TENET HEALTHCARE 8% 01/08/20	203,000	203,500	0.07
USD	225,000	CF INDUSTRIES INC 5.375% 15/03/44	202,240	202,219	0.07
USD	188,000	KINDRED HEALTH 8% 15/01/20	193,013	196,552	0.07
USD	175,000	KB HOME 7% 15/12/21	175,000	196,000	0.07
USD	250,000	DENBURY RESOURCES 6.375% 15/08/21	221,125	192,500	0.07
USD	200,000	SANCHEZ ENERY CORP 7.75% 15/6/21	192,500	191,250	0.07
USD	175,000	DISH DBS CORP 5.875% 15/11/24	183,750	185,500	0.07

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	175,000	MATADOR RES 6.875% 15/04/23	184,625	184,188	0.07
USD	175,000	KINDRED HEALTH 8.75% 15/01/23	175,000	183,951	0.07
USD	175,000	SLM CORP 5.5% 15/01/19	173,035	181,563	0.06
USD	175,000	SERVICE CORP INTL 5.375% 15/01/22	175,000	180,250	0.06
USD	200,000	JONES ENERGY 9.25% 15/03/23	184,000	179,500	0.06
USD	225,000	NORTHERN OIL AND GAS 8% 01/06/20	213,750	178,875	0.06
USD	175,000	NATIONSTAR MORT 6.5% 01/06/22	175,060	177,844	0.06
USD	175,000	GRAPHIC PACK 4.125% 15/08/24	175,000	177,188	0.06
USD	175,000	CHS COMMUNITY 7.125% 15/07/20	150,938	172,156	0.06
USD	175,000	DYNEGY INC 7.625% 01/11/24	170,764	169,094	0.06
USD	175,000	WEEKLEY HOMES LLC 6% 01/02/23	156,188	168,875	0.06
USD	150,000	CF INDUSTRIES INC 7.125% 01/05/20	165,000	165,375	0.06
USD	150,000	PINNACLE FOODS 5.875% 15/01/24	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	WPX ENERGY INC 7.5% 01/08/20	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	FRONTIER COMM CORP 8.5% 15/04/20	157,125	159,000	0.06
USD	150,000	CBS OUT AMER 5.625% 15/02/24	155,625	156,938	0.06
USD	150,000	GEO GROUP INC 5.875% 15/01/22	150,000	155,625	0.06
USD	150,000	SINCLAIR TELEVISION 5.375% 1/04/21	150,000	153,750	0.05
USD	147,000	CROSSTEX ENERGY 7.125% 01/06/22	147,000	152,233	0.05
USD	150,000	WILLIAM LYON HOM 5.75% 15/04/19	150,000	151,500	0.05
USD	150,000	WHITING PETROLEUM 5% 15/03/19	148,500	150,750	0.05
USD	175,000	99 CENTS ONLY STORE 11% 15/12/19	175,058	145,250	0.05
USD	150,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.1% 15/03/22	119,125	139,875	0.05
USD	125,000	SCOTTS MIRACLE 6% 15/10/23	125,000	134,063	0.05
USD	125,000	DISH DBS CORP 5.125% 01/05/20	128,906	131,875	0.05
USD	125,000	T-MOBILE USA INC 6.125% 15/01/22	125,000	131,641	0.05
USD	125,000	US AIRWAY 12-2C PTT 5.45% 03/06/18	125,000	128,188	0.05
USD	150,000	FREEPORT-MCMORAN 5.45% 15/03/43	129,750	127,031	0.05
USD	125,000	CVR REF LLC/COFF 6.5% 01/11/22	120,313	126,875	0.05
USD	150,000	BIOSCRIP INC 8.875% 15/02/21	150,000	125,625	0.04
USD	125,000	L BRANDS 6.875% 01/11/35	125,000	121,875	0.04
USD	100,000	SPRINT NEXTEL CORP 7% 15/08/20	90,125	110,500	0.04
USD	100,000	CHESAPEAKE ENERGY 8% 15/12/22	104,500	108,500	0.04
USD	102,000	APX GROUP INC 6.375% 01/12/19	102,000	105,188	0.04
USD	100,000	DENBURY RESOURCES 9% 15/05/21	105,375	103,125	0.04
USD	100,000	CDW LLC/FIN 5% 01/09/25	100,000	102,750	0.04
USD	100,000	SUMMIT MID HDGS 5.75% 15/04/25	100,000	102,500	0.04
USD	100,000	CENTURYLINK INC 5.625% 1/04/25	98,250	99,250	0.04
USD	100,000	SANCHEZ ENERY CORP 6.125% 15/1/23	87,922	88,875	0.03
USD	75,000	QORVO INC 7% 01/12/25	75,000	84,563	0.03
USD	75,000	SUMMIT MAT 8.5% 15/04/22	75,000	84,188	0.03
USD	75,000	BEAZER HOMES USA 8.75% 15/03/22	75,000	83,625	0.03
USD	75,000	MGM RESORTS INTL 8.625% 01/02/19	84,000	82,969	0.03

通貨	数量／ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	100,000	JONES ENERGY 6.75% 01/04/22	83,000	82,000	0.03
USD	75,000	BERRY PLASTICS CORP 6% 15/10/22	75,000	79,875	0.03
USD	75,000	TESORO LOGISTICS 5.25% 15/01/25	75,000	79,125	0.03
USD	75,000	TENET HEALTHCARE 8.125% 1/4/22	71,688	79,031	0.03
USD	75,000	HECLA MINING CO 6.875% 01/05/21	74,438	77,438	0.03
USD	75,000	ARAMARK SERV INC 4.75% 01/06/26	75,000	77,438	0.03
USD	75,000	TENET HEALTHCARE 6.75% 02/02/20	73,500	77,344	0.03
USD	75,000	NABORS INDUS 4.625% 15/09/21	74,438	75,563	0.03
USD	75,000	NATIONAL CINEMED 5.75% 15/08/26	75,000	72,938	0.03
USD	59,000	TESORO LOGISTICS 5.875% 1/10/20	59,000	60,549	0.02
USD	50,000	ALLY FINANCIAL INC 7.5% 15/09/20	56,125	56,375	0.02
USD	50,000	CLOUD CRANE LLC 10.125% 01/08/24	53,375	54,375	0.02
USD	75,000	GENON ENERGY INC 9.5% 15/10/18	71,663	54,000	0.02
USD	50,000	STANDARD PACIFIC CO 5.875% 15/11/24	52,250	53,750	0.02
USD	50,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.875% 15/11/20	50,750	51,625	0.02
USD	50,000	ECLIPSE RESOURCES 8.875% 15/07/23	47,125	50,750	0.02
USD	50,000	SCIENTIFIC GAME INTL 6.625% 15/5/21	49,563	49,500	0.02
USD	51,034	DYNEGY INC 8.034% 02/02/24	180,750	47,972	0.02
USD	40,000	CINEMARK USA 5.125% 15/12/22	40,000	41,150	0.01
USD	25,000	WILLIAMS CO INC 7.5% 15/01/31	18,579	29,787	0.01
USD	25,000	BILL BARRETT CORP 7% 15/10/22	21,313	24,000	0.01
			85,654,673	88,411,817	31.43
		アメリカ合衆国合計	92,153,551	94,419,614	33.56
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	97,255,093	99,468,639	35.35
最近発行された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
その他の債券					
USD	200,000	MIDWEST VANADIUM 11.5% 15/02/18 (*)	190,580	4,288	0.00
			190,580	4,288	0.00
固定利付債					
USD	125,000	FMG RES AUG06 5.125% 15/05/24	125,000	126,250	0.04
USD	75,000	FMG RES AUG06 4.75% 15/05/22	75,000	76,085	0.03
USD	50,000	BARMINCO FIN PTY 6.625% 15/05/22	50,000	49,688	0.02
			250,000	252,023	0.09
		オーストラリア合計	440,580	256,311	0.09
オーストリア					
固定利付債					
USD	200,000	JBS INVEST 7.25% 03/04/24	200,000	178,000	0.06
			200,000	178,000	0.06
		オーストリア合計	200,000	178,000	0.06

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
バミューダ					
固定利付債					
USD	625,000	DIGICEL LTD 8.25% 30/09/20	625,000	591,250	0.22
USD	600,000	DIGICEL LTD 6.75% 01/03/23	600,000	574,500	0.20
USD	450,000	WEATHERFORD INTL 9.875% 15/02/24	448,197	509,625	0.18
USD	425,000	NCL CORP 4.75% 15/12/21	425,000	437,750	0.16
USD	200,000	DIGICEL GP LTD 7.125% 01/04/22	200,575	175,250	0.06
USD	175,000	VIKING CRUISES LTD 6.25% 15/5/25	175,000	169,750	0.06
USD	100,000	DIGICEL LTD 6% 15/04/21	100,000	96,875	0.03
			2,573,772	2,555,000	0.91
		バミューダ合計	2,573,772	2,555,000	0.91
英領バージン諸島					
固定利付債					
USD	200,000	STUDIO CITY 5.875% 30/11/19	200,000	210,000	0.07
			200,000	210,000	0.07
		英領バージン諸島合計	200,000	210,000	0.07
カナダ					
PIK証券					
USD	27,661	CATALYST PAPER PIK 13% 30/10/17 (*)	22,129	17,426	0.01
			22,129	17,426	0.01
固定利付債					
USD	2,250,000	VRX ESCROW 6.125% 15/4/25	1,892,233	1,816,874	0.65
USD	875,000	GARDA WORLD SEC 7.25% 15/11/21	920,937	888,124	0.32
USD	750,000	AIR カナダ 7.75% 15/04/21	750,000	854,999	0.30
USD	550,000	GW HONOS SEC 8.75% 15/05/25	546,029	569,249	0.20
USD	550,000	BROOKFIELD RESID 6.5% 15/12/20	550,000	567,875	0.20
USD	525,000	VALEANT PHARMA 7% 15/03/24	531,307	557,813	0.20
USD	450,000	1011778 BC/NEW RED 4.25% 15/05/24	450,000	449,438	0.16
USD	475,000	VPII ESCROW CORP 7.5% 15/07/21	423,625	439,969	0.16
USD	400,000	OPEN TEXT CORP 5.875% 01/06/26	400,000	426,500	0.15
USD	400,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25% 01/04/23	400,167	402,000	0.14
USD	375,000	KISSNER GR HDG 8.375% 01/12/22	375,000	384,844	0.14
USD	350,000	PARAMOUNT RES 6.875% 30/06/23	348,366	369,250	0.13
USD	350,000	MATTAMY GROUP 6.5% 15/11/20	348,750	360,710	0.13
USD	325,000	GARDA WORLD SEC 7.25% 15/11/21	325,000	329,875	0.12
USD	450,000	MOOD MEDIA CORP 9.25% 15/10/20 (*)	450,000	309,375	0.11
USD	300,000	NOVA CHEMICALS CORP 4.875% 01/06/24	300,000	301,125	0.11
USD	300,000	BOMBARDIER INC 6% 15/10/22	262,522	299,625	0.11
USD	275,000	101178 BC/NEW RED 6% 01/04/22	287,219	285,313	0.10
USD	250,000	HUDBAY MINERALS 7.625% 15/01/25	251,250	267,483	0.10
USD	250,000	BROOKFIELD RESID 6.375% 15/5/25	250,000	260,000	0.09
USD	225,000	NOVA CHEMICALS CORP 5.25% 01/06/27	225,000	225,281	0.08
USD	225,000	BOMBARDIER INC 6.125% 15/01/23	199,594	225,000	0.08

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
カナダ（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	225,000	VERMILION EN 5.625% 15/03/25	225,307	223,594	0.08
USD	200,000	IAMGOLD CORP 7% 15/04/25	200,000	203,500	0.07
USD	200,000	TRINIDAD DRIL 6.625% 15/02/25	200,000	199,000	0.07
USD	175,000	LG FINANCECO 5.875% 01/11/24	175,000	182,875	0.06
USD	175,000	CLEARWATER SEAFOOD 6.875% 1/5/25	175,000	182,875	0.06
USD	175,000	RITCHIE BROS 5.375% 15/01/25	175,000	181,563	0.06
USD	150,000	NORBORD INC 6.25% 15/04/23	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	CASCADES INC 5.75% 15/07/23	150,000	152,625	0.05
USD	125,000	HUDBAY MINERALS 7.25% 15/01/23	125,000	130,938	0.05
USD	100,000	BOMBARDIER INC 7.5% 15/03/25	92,214	103,125	0.04
USD	83,000	GIBSON ENERGY INC 6.75% 15/07/21	89,640	86,216	0.03
USD	75,000	VIDEOTRON 5.125% 15/04/27	75,000	77,215	0.03
USD	75,000	MEG ENERGY CORP 6.375% 30/1/23	67,313	65,438	0.02
USD	50,000	PRECISION DRILLING 7.75% 15/12/23	50,000	52,000	0.02
USD	175,000	CONCORDIA HEALTH 9.5% 21/10/22	74,906	42,000	0.01
USD	200,000	CONCORDIA HLTH COR 7% 15/04/23	200,000	41,500	0.01
			12,711,379	12,674,936	4.50
カナダ合計			12,733,508	12,692,362	4.51
ケイマン諸島					
固定利付債					
USD	800,000	WYNN MACAU 5.25% 15/10/21	806,000	827,000	0.30
USD	400,000	SABLE INTL FIN 6.875% 01/08/22	394,576	433,032	0.15
USD	375,000	PARK AEROSPACE HDG 5.25% 15/08/22	380,750	393,281	0.14
USD	200,000	UPCB FINANCE IV 5.375% 15/1/25	199,000	206,874	0.07
			1,780,326	1,860,187	0.66
ケイマン諸島合計			1,780,326	1,860,187	0.66
フランス					
固定利付債					
USD	1,200,000	NUMERICABLE GRP 6% 15/05/22	1,205,069	1,257,000	0.44
USD	400,000	SPCM SA 4.875% 15/09/25	400,000	408,500	0.15
USD	200,000	NUMERICABLE SFR 7.375% 01/05/26	201,266	215,750	0.08
			1,806,335	1,881,250	0.67
フランス合計			1,806,335	1,881,250	0.67
ドイツ					
PIK証券					
USD	200,000	SCHAEFFLER VE PIK 4.125% 15/9/21	200,000	204,250	0.08
USD	200,000	SCHAEFFLER VER PIK 4.5% 15/09/23	200,000	204,000	0.07
			400,000	408,250	0.15

[次へ](#)

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
ドイツ（続き）					
固定利付債					
USD	400,000	UNITYMEDIA KABEL 6.125% 15/01/25	400,000	427,500	0.15
			400,000	427,500	0.15
		ドイツ合計	800,000	835,750	0.30
アイルランド					
固定利付債					
USD	600,000	ARDAGH PKG FIN 6% 15/02/25	603,000	621,000	0.22
USD	200,000	ARDAGH PKG FIN 4.25% 15/09/22	200,000	204,250	0.07
			803,000	825,250	0.29
		アイルランド合計	803,000	825,250	0.29
ルクセンブルグ					
固定利付債					
USD	625,000	CAMELOT FINANCE 7.875% 15/10/24	626,969	673,437	0.24
USD	600,000	WIND ACQUIS FIN 7.375% 23/04/21	597,450	624,749	0.22
USD	600,000	CONSOLIDATED NRG 6.75% 15/10/19	594,000	618,000	0.22
USD	400,000	ALTICE US FIN II 7.75% 15/7/25	393,100	446,000	0.16
USD	400,000	ALTICE FINANCING 7.5% 15/05/26	400,000	439,500	0.16
USD	400,000	ALTICE SA 7.75% 15/05/22	410,500	424,500	0.15
USD	295,000	INTELSAT CONNECT 12.5% 1/04/22	382,750	258,863	0.09
USD	200,000	TRINSEO OP/FIN 6.75% 01/05/22	200,000	212,500	0.08
USD	225,000	MALLINCKRODT FIN 5.5% 15/04/25	225,000	204,188	0.07
USD	200,000	FOUR FINANCE SA 10.75% 01/05/22	200,000	200,337	0.07
USD	200,000	TOPAZ MARINE 8.625% 01/11/18	200,000	197,152	0.07
USD	175,000	MALLINCKRODT FIN 5.625% 15/10/23	175,000	166,688	0.06
			4,404,769	4,465,914	1.59
		ルクセンブルグ合計	4,404,769	4,465,914	1.59
マーシャル諸島					
固定利付債					
USD	575,000	NAVIOS MARITIME 8.125% 15/11/21	576,438	501,688	0.18
			576,438	501,688	0.18
		マーシャル諸島合計	576,438	501,688	0.18
オランダ					
固定利付債					
USD	850,000	INTERGEN NV 7% 30/06/23	834,964	803,250	0.30
USD	600,000	VTR FIN 6.875% 15/01/24	600,000	636,750	0.23
USD	450,000	ZIGGO BOND FIN 6% 15/01/27	446,400	450,000	0.16
USD	400,000	NXP BV/NXP FD 4.625% 15/06/22	430,000	430,564	0.15
USD	400,000	NXP BV/NXP FD 3.75% 01/06/18	408,752	407,500	0.14
USD	250,000	CONSTELLIUM NV 6.625% 01/03/25	250,000	241,250	0.09
USD	200,000	ALCOA NEDERLAND HDG 7% 30/09/26	207,000	218,600	0.08
USD	200,000	LBC TANK TERM 6.875% 15/05/23	200,000	209,000	0.07

通貨	数量／ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
オランダ（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	200,000	NXP BV/NXP FD 3.875% 01/09/22	210,250	209,000	0.07
USD	200,000	ALPHA 3 BV US BID 6.25% 01/02/25	200,000	204,000	0.07
USD	200,000	ZIGGO SEC 5.5% 15/01/27	202,000	202,376	0.07
			3,989,366	4,012,290	1.43
		オランダ合計	3,989,366	4,012,290	1.43
スイス					
変動利付債					
USD	200,000	CREDIT SUISSE GR FRN 29/12/49	188,750	211,120	0.08
			188,750	211,120	0.08
		スイス合計	188,750	211,120	0.08
イギリス					
変動利付債					
USD	200,000	STANDARD CHARTERED FRN 29/12/49	200,000	213,250	0.08
			200,000	213,250	0.08
固定利付債					
USD	600,000	TULLOW OIL 6.25% 15/04/22	600,000	564,000	0.20
USD	400,000	ANGLO AMERICAN 4.125% 27/09/22	337,500	407,000	0.14
USD	300,000	INMARSAT FIN 4.875% 15/05/22	297,573	305,250	0.11
USD	200,000	PETRA DIAMONDS 7.25% 01/05/22	199,986	207,400	0.07
USD	200,000	VIRGIN MEDIA FIN 5.75% 15/01/25	193,500	203,500	0.07
USD	150,000	FERROGLOBE PLC 9.375% 01/03/22	150,000	159,000	0.06
USD	50,000	INMARSAT FIN 6.5% 01/10/24	50,000	53,188	0.02
			1,828,559	1,899,338	0.67
		イギリス合計	2,028,559	2,112,588	0.75
アメリカ合衆国					
バンク・ローン					
USD	24,230	GLOBAL AVIATION FRN 13/08/17	124,312	2	0.00
			124,312	2	0.00
転換社債					
USD	75,000	CHESAPEAKE ENER CV 5.5% 15/09/23	75,000	72,772	0.03
			75,000	72,772	0.03
PIK証券					
USD	875,000	VERTIV INT HOLD PIK 12% 15/02/22	857,500	934,063	0.33
USD	875,000	INFOR SOFT PIK 7.125% 01/05/21	868,505	905,625	0.32
USD	402,607	WAVE HOLDCO PIK 8.25% 15/07/19	376,688	409,401	0.15
USD	292,466	AAF HLG/FIN PIK 12.75% 01/07/19	250,000	304,896	0.11
USD	250,960	MICHAEL BAKER PIK 9.625% 15/4/19	226,159	248,450	0.09
USD	195,000	BI-LO LLC/FIN PIK 8.625% 15/9/18	193,050	97,500	0.03
USD	634,993	JCH PARENT PIK 11.25% 15/03/19	473,328	82,549	0.03
			3,245,230	2,982,484	1.06

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
ステップ・アップ／ダウン債					
USD	400,000	ENDO FIN LLC/FINCO 6% 01/02/25	388,750	360,000	0.13
USD	300,000	TERRAFORM GLOBAL 9.75% 15/08/22	287,756	334,500	0.12
USD	200,000	A SCHULMAN INC STUP 6.875% 01/06/23	200,000	211,500	0.08
USD	200,000	ENDO FIN LLC/FIN 5.375% 15/01/23	175,000	181,000	0.06
			1,051,506	1,087,000	0.39
固定利付債					
USD	1,850,000	HOCKEY MERG 7.875% 01/10/21	1,860,045	1,942,314	0.68
USD	1,675,000	ASHTON WOODS USA 6.875% 15/2/21	1,662,252	1,704,312	0.60
USD	1,550,000	LTF MERGER 8.5% 15/06/23	1,544,187	1,654,624	0.58
USD	1,500,000	LOGO MERGER SUB 8.375% 15/10/20	1,499,999	1,528,124	0.54
USD	1,475,000	HARLAND CLARKE 9.25% 01/03/21	1,481,672	1,436,280	0.51
USD	1,100,000	COGENT COMM FIN 5.625% 15/04/21	1,099,999	1,131,624	0.40
USD	1,025,000	BUILD MAT CORP 5.375% 15/11/24	1,024,999	1,078,812	0.38
USD	1,000,000	MPH ACQUISITION 7.125% 01/06/24	1,022,559	1,070,619	0.38
USD	1,000,000	PRISO ACQ CORP 9% 15/05/23	999,999	1,024,999	0.36
USD	1,225,000	MURRAY ENERGY 11.25% 15/04/21	947,249	943,249	0.34
USD	875,000	CCO HDGS LLC 5.75% 15/02/26	922,155	935,155	0.33
USD	800,000	NEPTUNE FINCO 10.125% 15/01/23	817,888	929,495	0.33
USD	900,000	AMERICAN AXLE&MFG 6.25% 01/04/25	898,215	888,749	0.32
USD	800,000	CITGO HOLDING 10.75% 15/02/20	807,099	869,999	0.31
USD	925,000	VPI ESCROW CORP 6.375% 15/10/20	858,187	868,343	0.31
USD	825,000	CEQUEL COM HLD 5.125% 15/12/21	810,437	847,068	0.30
USD	825,000	BMC SOFTWARE 8.125% 15/07/21	828,593	843,562	0.30
USD	850,000	ASP AMC MERGER SUB 8% 15/05/25	849,313	824,499	0.29
USD	800,000	BWAY HDGS CO 7.25% 15/04/25	799,625	815,671	0.29
USD	775,000	PATRIOT MERGER CORP 9% 15/07/21	773,000	813,749	0.29
USD	750,000	CPG MERGER SUB 8% 01/10/21	750,000	783,749	0.28
USD	750,000	ARTESYN ESC INC 9.75% 15/10/20	750,000	734,999	0.26
USD	700,000	WAVEDIVISION ESC 8.125% 1/09/20	714,035	727,999	0.26
USD	675,000	RSI HOME PROD INC 6.5% 15/3/23	675,938	712,124	0.25
USD	750,000	TPC GROUP INC 8.75% 15/12/20	615,750	710,624	0.25
USD	700,000	JBS USA LLC 8.25% 01/02/20	694,407	702,625	0.25
USD	675,000	MRT MID PART/FIN 7.25% 15/02/21	679,888	691,031	0.25
USD	725,000	ORTHO-CLINICAL 6.625% 15/05/22	725,000	688,301	0.24
USD	675,000	RADIATE HOLDCO/FIN 6.625% 15/02/25	674,469	686,813	0.24
USD	650,000	CALPINE CORP 5.875% 15/01/24	651,379	671,125	0.24
USD	650,000	MOHEGAN TRIBAL 7.875% 15/10/24	648,673	668,688	0.24
USD	650,000	FREEMPORT MCMORAN 6.625% 1/5/21	413,063	664,625	0.24
USD	775,000	AHERN RENTALS 7.375% 15/5/23	630,064	649,063	0.23
USD	575,000	DIAMOND 1/2 FIN 7.125% 15/06/24	593,226	640,680	0.23
USD	600,000	COMMScope 5.5% 15/06/24	600,000	627,000	0.22
USD	584,000	HERC RENTALS INC 7.75% 01/06/24	605,619	623,420	0.22
USD	625,000	COMPASS MINERALS 4.875% 15/7/24	625,000	617,188	0.22

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	575,000	INCEPTION MRGR 8.625% 15/11/24	577,259	615,250	0.22
USD	600,000	AMERICAN AIRLINES 4.625% 1/3/20	600,000	614,250	0.22
USD	575,000	CCO HLDGS LLC/CAP 5.5% 01/05/26	596,250	608,422	0.22
USD	600,000	ROSE ROCK MID 5.625% 15/07/22	600,000	600,000	0.21
USD	575,000	ALTA MESA HDGS 7.875% 15/12/24	575,000	596,563	0.21
USD	700,000	ANNA MERGER SUB 7.75% 01/10/22	693,406	590,625	0.21
USD	600,000	K HOVNANIAN ENT 7% 15/01/19	607,500	579,000	0.21
USD	550,000	TRANSOCEAN INC 9% 15/07/23	574,594	577,500	0.21
USD	550,000	MIRCON TECH INC 5.25% 15/01/24	550,156	566,500	0.20
USD	550,000	ASCENT RESOURCE 10% 01/04/22	550,000	564,438	0.20
USD	525,000	NEW ENTERPRISE 10.125% 01/04/22	525,000	556,500	0.20
USD	475,000	BUILDERS FIRSTS 10.75% 15/8/23	471,336	552,188	0.20
USD	600,000	ENDO FIN LLC/FINCO 6% 15/07/23	552,000	552,000	0.20
USD	525,000	CHOBANI LLC/FIN 7.5% 15/04/25	525,000	546,656	0.19
USD	575,000	HEXION 2 US FIN 13.75% 1/2/22	573,813	546,250	0.19
USD	525,000	FREEPORT MCMORAN 6.5% 15/11/20	405,334	541,734	0.19
USD	525,000	MIDAS INT HOLD 7.875% 01/10/22	525,000	540,750	0.19
USD	500,000	WR GRACE & CO 5.125% 01/10/21	500,000	534,375	0.19
USD	500,000	ECO SERVICES 8.5% 01/11/22	500,000	527,500	0.19
USD	500,000	RADIO SYSTEMS 8.375% 01/11/19	500,000	520,900	0.19
USD	500,000	BUILDERS FIRSTS 5.625% 1/09/24	500,000	520,000	0.18
USD	497,000	UNIVISION COMM 6.75% 15/09/22	503,314	518,123	0.18
USD	500,000	MICRON TECHNO 5.25% 01/08/23	497,880	514,065	0.18
USD	500,000	SOUTHERN STAR 5.125% 15/7/22	500,000	507,500	0.18
USD	475,000	COMMScope TECH FIN 6% 15/06/25	475,000	504,688	0.18
USD	500,000	HEATHSIDE GP 6.5% 01/05/22	506,000	501,250	0.18
USD	500,000	ALBERTSONS 5.75% 15/03/25	500,000	496,950	0.18
USD	450,000	MIDCONTINENT COM 6.875% 15/08/23	458,250	484,875	0.17
USD	450,000	NATHAN'S FAMOUS 10% 15/03/20	463,625	480,375	0.17
USD	475,000	HEXION INC 10.375% 01/02/22	475,000	478,563	0.17
USD	450,000	MERITAGE HOMES CORP 6% 01/06/25	457,969	477,000	0.17
USD	475,000	REALOGY GROUP 4.875% 01/06/23	471,528	476,781	0.17
USD	500,000	HALCON RES CORP 6.75% 15/02/25	487,573	473,125	0.17
USD	450,000	REYNOLDS GRP ISS 5.125% 15/7/23	455,250	466,313	0.17
USD	450,000	SIRIUS XM RADIO 5.375% 15/07/26	450,000	459,000	0.16
USD	450,000	CITGO PETROLEUM 6.25% 15/08/22	452,020	457,875	0.16
USD	425,000	FBM FINANCE INC 8.25% 15/08/21	425,000	455,813	0.16
USD	450,000	NEXSTAR ESCROW 5.625% 01/08/24	450,000	452,250	0.16
USD	425,000	JDA ESC / BOND 7.375% 15/10/24	430,125	442,000	0.16
USD	673,000	TALOS PROD LLF/FIN 9.75% 15/2/18	666,438	440,815	0.16
USD	425,000	LANDRY'S INC 6.75% 15/10/24	425,000	437,750	0.16
USD	425,000	WYNN LAS VEGAS 5.25% 15/05/27	425,000	436,156	0.15
USD	400,000	INVENTIV HEALTH 7.5% 01/10/24	400,000	434,500	0.15

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	400,000	VERITAS US 10.5% 01/02/24	432,500	433,000	0.15
USD	425,000	CHENIERE CORP 5.125% 30/06/27	425,000	430,206	0.15
USD	425,000	TOWNSQUARE MEDIA 6.5% 01/04/23	425,000	428,188	0.15
USD	400,000	ICAHN ENTER 6.25% 01/02/22	400,000	416,500	0.15
USD	450,000	DJO FINCO LTD 8.125% 15/06/21	450,000	415,125	0.15
USD	400,000	SIX FLAGS ENT 5.5% 15/04/27	400,000	411,500	0.15
USD	400,000	TEMPO ACQUISITION 6.75% 01/06/25	402,969	409,000	0.15
USD	397,000	CEQUEL COM HLD 6.375% 15/09/20	408,850	407,421	0.14
USD	395,000	GRAY TELE INC 5.875% 15/07/26	402,445	400,431	0.14
USD	375,000	CEMEX FINANCE 9.375% 12/10/22	375,000	400,313	0.14
USD	375,000	JACOBS ENTERT 7.875% 01/02/24	381,938	393,750	0.14
USD	375,000	BLUELINE RENTAL 9.25% 15/03/24	375,000	391,170	0.14
USD	350,000	PRIME SECSRVC 9.25% 15/05/23	374,844	383,425	0.14
USD	375,000	USIS MERGER SUB 6.875% 01/05/25	375,000	380,156	0.14
USD	350,000	KRATON POLYMERS 7% 15/04/25	350,000	369,250	0.13
USD	350,000	CUMBERLAND FARMS 6.75% 01/05/25	355,563	366,625	0.13
USD	350,000	ACCESS MIDST PART 4.875% 15/05/23	363,063	362,422	0.13
USD	350,000	FREEPORT MCMORAN 6.75% 1/2/22	285,388	362,250	0.13
USD	350,000	CCO HDG LLC/CAP 5.125% 01/05/27	352,125	358,313	0.13
USD	350,000	AECOM 5.125% 15/03/27	350,000	349,125	0.12
USD	600,000	APPVION INC 9% 01/06/20	516,525	342,000	0.12
USD	325,000	EXTERRAN NRG SO 8.125% 01/05/25	325,000	338,000	0.12
USD	327,000	NRG ENERGY INC 6.25% 15/07/22	320,836	334,358	0.12
USD	325,000	LADDER CAP FIN 5.25% 15/03/22	325,000	334,344	0.12
USD	325,000	CHANGE HEALTH/FIN 5.75% 01/03/25	325,000	333,938	0.12
USD	325,000	PDC ENERGY INC 6.125% 15/09/24	328,094	332,313	0.12
USD	300,000	REYNOLDS GRP ISS 7% 15/07/24	300,000	322,688	0.11
USD	325,000	RESOLUTE FOREST 5.875% 15/05/23	321,709	321,344	0.11
USD	300,000	ASHTREAD CAPITAL 5.625% 1/10/24	300,000	320,625	0.11
USD	300,000	DIAMOND 1 FIN/2 5.875% 15/06/21	309,938	317,841	0.11
USD	300,000	BEAZER HOMES USA 5.75% 15/06/19	300,000	315,000	0.11
USD	300,000	ALLIANCE RES OP/FIN 7.5% 1/05/25	300,000	313,875	0.11
USD	300,000	VECTOR GROUP LTD 6.125% 01/02/25	300,000	312,750	0.11
USD	300,000	LIVE NATION ENT 5.375% 15/06/22	304,590	312,000	0.11
USD	300,000	ALBERTSONS LLC 6.625% 15/06/24	301,575	311,940	0.11
USD	300,000	COVEY PARK ENERG 7.5% 15/05/25	301,094	310,125	0.11
USD	300,000	BWAY HDGS CO 5.5% 15/04/24	300,000	307,125	0.11
USD	308,000	GLOBAL SHIP LEASE 10% 01/04/19	327,441	304,150	0.11
USD	275,000	OWENS-BROCKWAY 6.375% 15/08/25	275,000	303,875	0.11
USD	275,000	CLOUD CRANE LLC 10.125% 01/08/24	278,063	299,063	0.11
USD	275,000	FIRST DATA CORP 7% 01/12/23	286,578	296,656	0.11
USD	325,000	K HOVNANIAN ENT 8% 01/11/19	325,000	295,750	0.11
USD	275,000	GRINDING MED 7.375% 15/12/23	284,232	295,625	0.11

通貨	数量／ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	325,000	NWH ESCROW CORP 7.5% 01/08/21	305,500	294,125	0.10
USD	300,000	SINCLAIR TELE 5.125% 15/02/27	300,000	291,564	0.10
USD	275,000	ABC SUPPLY 5.75% 15/12/23	275,000	291,500	0.10
USD	300,000	TENN MERGER 6.375% 01/02/25	300,000	290,250	0.10
USD	275,000	TESORO CORP 4.75% 15/12/23	275,000	288,750	0.10
USD	275,000	AIRXCEL INC 8.5% 15/02/22	276,250	287,719	0.10
USD	275,000	ALERIS INTL INC 9.5% 01/04/21	287,250	287,326	0.10
USD	275,000	ICAHN ENTER 6.75% 01/02/24	274,959	286,344	0.10
USD	275,000	CALLON PETRO 6.125% 01/10/24	276,563	285,313	0.10
USD	300,000	HILLMAN GROUP INC 6.375% 15/7/22	300,000	285,000	0.10
USD	275,000	HARLAND CLARKE 6.875% 01/03/20	275,000	284,281	0.10
USD	275,000	EAGLE HDG CO LLC 7.625% 15/05/22	275,781	283,698	0.10
USD	275,000	AV HOMES 6.625% 15/05/22	275,000	281,537	0.10
USD	275,000	EW SCRIPPS CO 5.125% 15/05/25	277,438	280,844	0.10
USD	275,000	ANTERO MIDSTREAM 5.375% 15/09/24	275,000	280,500	0.10
USD	275,000	NABORS INDUS 5.5% 15/01/23	275,000	277,750	0.10
USD	266,000	COEUR D'ALENE MINES 7.875% 01/02/21	266,000	277,491	0.10
USD	275,000	UNITI GRP/FIBER 7.125% 15/12/24	276,938	277,063	0.10
USD	275,000	SONIC AUTOMOTIVE 6.125% 15/03/27	275,000	275,688	0.10
USD	275,000	CENTURY COMM 5.875% 15/07/25	275,000	275,000	0.10
USD	250,000	CORTES NP ACQ 9.25% 15/10/24	250,000	268,047	0.10
USD	250,000	NEW AMETHYST CORP 6.25% 01/12/24	250,000	267,500	0.10
USD	250,000	TREEHOUSE FOODS INC 6% 15/02/24	250,000	266,875	0.09
USD	250,000	CBS RADIO INC 7.25% 01/11/24	253,250	265,000	0.09
USD	250,000	COGENT COM 5.375% 01/03/22	250,563	262,188	0.09
USD	250,000	CRESCENT COMM 8.875% 15/10/21	250,000	261,875	0.09
USD	250,000	KFC HOLD PIZZA 5% 01/06/24	250,000	260,625	0.09
USD	250,000	NBTY INC 7.625% 15/05/21	250,000	260,625	0.09
USD	250,000	AMC ENTERTAINMT 6.125% 15/05/27	250,167	258,125	0.09
USD	225,000	SOLERA LLC/FIN 10.5% 01/03/24	213,750	257,906	0.09
USD	250,000	ENVISION HEALTH 5.125% 01/07/22	250,000	256,563	0.09
USD	250,000	SALEM MEDIA 6.75% 01/06/24	255,688	255,000	0.09
USD	232,000	SPRINT NEXTEL 9% 15/11/18	254,316	254,620	0.09
USD	250,000	GRAY TELE INC 5.125% 15/10/24	250,938	250,000	0.09
USD	250,000	DRIVETIME AUTO GP 8% 01/06/21	250,000	250,000	0.09
USD	275,000	VALEANT PHARMA 7.25% 15/07/22	248,438	246,641	0.09
USD	250,000	HIGH RIDGE BRANDS 8.875% 15/3/25	251,125	246,250	0.09
USD	225,000	JACK OHIO FIN 10.25% 15/11/22	225,000	244,406	0.09
USD	250,000	CLIFFS NATURAL RES 5.75% 01/03/25	250,000	240,625	0.09
USD	250,000	INTREPID AVIATION 6.875% 15/2/19	250,000	240,000	0.09
USD	225,000	PRESTIGE BRANDS 6.375% 01/03/24	225,000	236,813	0.08
USD	225,000	EQUINIX INC 5.375% 01/04/23	230,063	235,710	0.08
USD	225,000	BMC EAST LLC 5.5% 01/10/24	225,000	235,125	0.08

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	225,000	GATEWAY CASINO 8.25% 01/03/24	225,000	234,563	0.08
USD	225,000	MERCER INTL 6.5% 01/02/24	225,563	234,000	0.08
USD	225,000	CVR PART / NITROGE 9.25% 15/06/23	219,373	232,594	0.08
USD	225,000	TRANSDIGM INC 6.5% 15/05/25	228,375	231,750	0.08
USD	225,000	CARDTRONICS INC 5.5% 01/05/25	225,000	230,625	0.08
USD	225,000	PRESTIGE BRANDS 5.375% 15/12/21	224,438	229,500	0.08
USD	225,000	NRG ENERGY INC 7.25% 15/05/26	225,000	229,500	0.08
USD	225,000	GREAT LAKES DRED 8% 15/05/22	225,844	227,813	0.08
USD	225,000	KEHE DISTRIBUTORS 7.625% 15/8/21	225,000	226,125	0.08
USD	225,000	ITALICS MERGER 7.125% 15/07/23	225,000	224,438	0.08
USD	225,000	NRG YIELD OPER 5% 15/09/26	225,000	223,875	0.08
USD	225,000	GULFPORT ENERGY 6.375% 15/5/25	225,000	223,313	0.08
USD	225,000	GULFPORT ENERGY 6% 15/10/24	224,875	220,500	0.08
USD	210,000	ADVANCED MICRO 7% 01/07/24	182,467	219,975	0.08
USD	225,000	WILDHORSE RES 6.875% 01/02/25	223,299	217,688	0.08
USD	225,000	RADIO ONE INC 9.25% 15/02/20	221,063	214,875	0.08
USD	200,000	VERITAS US 7.5% 01/02/23	187,000	214,000	0.08
USD	200,000	BCD ACQUISIT INC 9.625% 15/09/23	200,000	214,000	0.08
USD	200,000	GOLDEN NUGGET ESC 8.5% 01/12/21	201,250	213,000	0.08
USD	200,000	PARSLEY ENERGY 6.25% 01/06/24	202,500	212,000	0.08
USD	200,000	MULTI-COLOR 6.125% 01/12/22	200,000	209,500	0.07
USD	200,000	STANDARD IND 5.125% 15/02/21	200,000	208,750	0.07
USD	200,000	CALLON PETRO 6.125% 01/10/24	208,250	207,500	0.07
USD	200,000	ENDO DAC FIN LLC 5.875% 15/10/24	200,000	207,000	0.07
USD	200,000	CARLSON TRAVEL 9.5% 15/12/24	200,000	206,750	0.07
USD	200,000	WILLIAM LYON 5.875% 31/01/25	198,430	206,750	0.07
USD	524,846	BUFFALO THUND. 11% 12/09/22	1,121,883	206,658	0.07
USD	200,000	CCM MERGER INC 6% 15/03/22	200,000	206,500	0.07
USD	200,000	CARLSON TRAVEL 6.75% 15/12/23	200,000	205,250	0.07
USD	185,000	PINNACLE MERGER SUB 9.5% 01/10/23	185,000	204,656	0.07
USD	200,000	BOOZ ALLEN HAM 5.125% 01/05/25	200,813	204,500	0.07
USD	200,000	DELEK LOG PART 6.75% 15/05/25	198,490	203,500	0.07
USD	200,000	ULTRA RESOURCES 6.875% 15/04/22	200,000	202,250	0.07
USD	200,000	CDK GLOBAL INC 4.875% 01/06/27	200,000	201,500	0.07
USD	225,000	CNG HLDG INC 9.375% 15/05/20	225,000	194,625	0.07
USD	180,000	HERC RENTALS INC 7.5% 01/06/22	185,484	191,250	0.07
USD	175,000	CARMIKE CINEMAS INC 6% 15/6/23	175,000	185,938	0.07
USD	175,000	CCO HDGS LLC/CAP 5.375% 01/05/25	179,375	185,063	0.07
USD	175,000	HILL-ROM HDG INC 5.75% 01/09/23	175,000	184,625	0.07
USD	175,000	HOLLY ENERGY PART 6% 01/08/24	175,000	184,625	0.07
USD	175,000	XPO LOGISTICS 6.125% 01/09/23	177,125	184,406	0.07
USD	175,000	NOVELIS CORP 6.25% 15/08/24	185,500	183,313	0.07
USD	175,000	US CONCRETE 6.375% 01/06/24	185,063	182,875	0.06

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	175,000	GARTNER INC 5.125% 01/04/25	175,000	182,438	0.06
USD	175,000	HILTON WORLD 4.625% 01/04/25	175,000	180,906	0.06
USD	175,000	SPX FLOW INC 5.875% 15/08/26	175,000	180,250	0.06
USD	175,000	MSCI INC 4.75% 01/08/26	175,000	180,031	0.06
USD	175,000	SINCLAIR TELE 5.875% 15/3/26	175,000	179,813	0.06
USD	175,000	SPX FLOW INC 5.625% 15/08/24	175,000	179,375	0.06
USD	175,000	USG CORP 4.875% 01/06/27	175,000	176,750	0.06
USD	200,000	EP ENER/EVER 8% 15/02/25	200,000	173,750	0.06
USD	150,000	ZEKELMAN/JMC STE 9.875% 15/06/23	150,000	169,500	0.06
USD	159,000	BANKRATE INC 6.125% 15/08/18	158,873	159,894	0.06
USD	150,000	SEALED AIR CORP 5.25% 1/04/23	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	XPO LOGISTICS 6.5% 15/06/22	148,544	159,188	0.06
USD	150,000	HARLAND CLARKE 8.375% 15/08/22	150,000	158,625	0.06
USD	150,000	REALOGY GROUP 5.25% 01/12/21	150,375	157,875	0.06
USD	150,000	VIKING CRUISES 8.5% 15/10/22	159,068	157,500	0.06
USD	150,000	FLEX ACQUISITION 6.875% 15/01/25	150,000	156,938	0.06
USD	150,000	TENNANT CO 5.625% 01/05/25	150,000	156,563	0.06
USD	150,000	BEAZER HOMES USA 6.75% 15/03/25	150,000	155,250	0.06
USD	150,000	GANNETT CO 4.875% 15/09/21	147,797	154,125	0.05
USD	150,000	BLUE RACER MID 6.125% 15/11/22	152,250	154,125	0.05
USD	150,000	FIRST CASH FIN 5.375% 01/06/24	150,000	153,000	0.05
USD	150,000	AMERICAN MIDSTREAM 8.5% 15/12/21	150,000	152,625	0.05
USD	150,000	COEUR MINING 5.875% 01/06/24	150,000	149,438	0.05
USD	150,000	LONESTAR RES 8.75% 15/04/19	150,000	144,000	0.05
USD	125,000	DIEBOLD INC 8.5% 15/04/24	125,000	140,938	0.05
USD	125,000	ENGILITY CORP 8.875% 01/09/24	125,000	134,375	0.05
USD	125,000	BLOCK COMM INC 6.875% 15/02/25	125,000	134,375	0.05
USD	140,000	FLEXI VAN LSG 7.875% 15/08/18	139,283	133,000	0.05
USD	125,000	AMERICAN AIRLINES 5.5% 1/10/19	125,000	130,938	0.05
USD	125,000	VERSUM MATERIALS 5.5% 30/09/24	125,000	130,938	0.05
USD	125,000	PARK OHIO IND 6.625% 15/04/27	125,000	130,469	0.05
USD	125,000	CCO HLDGS LLC 5.125% 01/05/23	129,531	130,000	0.05
USD	125,000	PATTERN ENERGY GP 5.875% 01/02/24	125,000	130,000	0.05
USD	125,000	WMG ACQUISITION 5% 01/08/23	125,000	127,813	0.05
USD	125,000	PEABODY SEC FIN 6.375% 31/03/25	125,000	125,000	0.04
USD	125,000	SUNCOKE ENERGY 7.5% 15/06/25	123,141	123,361	0.04
USD	125,000	KRONOS ACQUISITION 9% 15/08/23	125,000	123,125	0.04
USD	125,000	RANGE RESOURCES 5% 15/03/23	99,375	122,813	0.04
USD	100,000	DIAMOND 1/2 FIN 5.45% 15/06/23	99,957	108,661	0.04
USD	100,000	TENET HEALTHCARE 7.5% 01/01/22	100,000	108,458	0.04
USD	100,000	ALERE INC 6.375% 01/07/23	100,000	108,125	0.04
USD	100,000	VALVOLINE FIN TWO 5.5% 15/07/24	100,000	105,125	0.04
USD	100,000	COMMUNICATION SALES 6% 15/04/23	99,250	104,750	0.04

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	100,000	NOVELIS CORP 5.875% 30/09/26	100,500	103,500	0.04
USD	100,000	NIELSEN CO LUX 5% 01/02/25	100,000	102,000	0.04
USD	100,000	PROVIDENT FDG ASS 6.375% 15/6/25	100,000	101,750	0.04
USD	100,000	SILGAN HOLDINGS 4.75% 15/03/25	100,000	101,750	0.04
USD	100,000	CHESAPEAKE ENERGY 8% 15/01/25	98,818	99,500	0.04
USD	125,000	SUNGARD AVAIL 8.75% 01/04/22	125,000	99,375	0.04
USD	100,000	SUGAR HSP GMNG 5.875% 15/05/25	100,000	98,650	0.04
USD	100,000	DYNEGY INC 8% 15/01/25	100,047	97,500	0.03
USD	100,000	FERRELLGAS LP 8.625% 15/06/20	96,000	97,000	0.03
USD	100,000	VALEANT PHARMACEUT 7% 01/10/20	92,469	95,500	0.03
USD	75,000	IPAYMENT INC 10.75% 15/04/24	73,500	83,813	0.03
USD	75,000	KOPPERS INC 6% 15/02/25	75,000	78,750	0.03
USD	75,000	TUTOR PERINI 6.875% 01/05/25	75,000	78,281	0.03
USD	75,000	KCG HOLDINGS 6.875% 15/03/20	73,500	78,000	0.03
USD	75,000	TEREX CORP 5.625% 01/02/25	75,000	76,875	0.03
USD	75,000	CRESTWOOD MID 5.75% 01/04/25	75,000	76,875	0.03
USD	75,000	LAMB WESTON 4.625% 01/11/24	75,000	76,688	0.03
USD	66,000	MICROSEMI CORP 9.125% 15/04/23	66,000	76,065	0.03
USD	75,000	PEABODY SEC FIN 6% 31/03/22	75,000	75,281	0.03
USD	75,000	CALFRAC HLDG 7.5% 01/12/20	68,813	67,313	0.02
USD	225,000	TRIANGLE USA PET 6.75% 15/7/22 (*)	225,000	65,250	0.02
USD	125,000	COMPILER FINANCE 7% 01/05/21	125,000	62,266	0.02
USD	58,000	RJS POWER HDG 5.125% 15/07/19	58,000	56,405	0.02
USD	50,000	EMI MUSIC PUB 7.625% 15/6/24	50,000	55,000	0.02
USD	50,000	WESTERN DIGITAL 7.375% 01/04/23	50,500	54,750	0.02
USD	50,000	NCI BUILDING SYS 8.25% 15/01/23	50,000	54,188	0.02
USD	50,000	GREYSTAR REAL 8.25% 01/12/22	51,125	53,875	0.02
USD	50,000	CHARTER COMM 5.375% 01/05/47	49,984	52,396	0.02
USD	50,000	TALLGRASS NRG PRT 5.5% 15/9/24	50,000	50,938	0.02
USD	50,000	SUMMIT MAT 5.125% 01/06/25	50,000	50,490	0.02
USD	25,000	STANDARD IND 5.5% 15/02/23	25,000	26,344	0.01
USD	25,000	TARGA RESOURCES 5.125% 1/02/25	25,000	25,781	0.01
USD	25,000	CALPINE CORP 5.25% 01/06/26	25,000	24,844	0.01
			98,999,100	100,357,170	35.65
アメリカ合衆国合計			103,495,148	104,499,428	37.13
最近発行された譲渡性のある証券合計			136,020,551	137,097,138	48.72

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
その他の譲渡性のある証券					
カナダ					
PIK証券					
USD	248,345	CATALYST PAPER CRP PIK 13% 30/10/17 (*)	361,541	162,666	0.06
USD	490,644	ALBERTA /ALGOMA PIK 14% 13/02/20 (*)	442,367	49	0.00
			803,908	162,715	0.06
固定利付債					
USD	200,000	SANJEL CORP 7.5% 19/06/19 (*)	200,000	20	0.00
			200,000	20	0.00
カナダ合計			1,003,908	162,735	0.06
ルクセンブルグ					
変動利付債					
USD	9,025,000	HELLAS II FRN 15/01/15 (*)	9,025,000	0	0.00
			9,025,000	0	0.00
ルクセンブルグ合計			9,025,000	0	0.00
アメリカ合衆国					
普通株式					
USD	7,489	WARREN RESOURCES INC (*)(**)	964,715	11,234	0.00
			964,715	11,234	0.00
その他の債券					
USD	175,000	ENERGY FUT HDG 11.75% 01/03/22 (*)	155,991	187,447	0.07
			155,991	187,447	0.07
PIK証券					
USD	493,308	DIRECTBUY HDGS PIK 12% 31/10/19	511,929	0	0.00
			511,929	0	0.00
ステップ・アップ／ダウン債					
USD	2,050,000	MERISANT WORLDWIDE STUP 15/5/14	1,197,625	0	0.00
			1,197,625	0	0.00
固定利付債					
USD	675,000	GREIF INC 7.75% 01/08/19	652,300	743,343	0.26
USD	825,000	COMMUNITY CHOICE 10.75% 1/05/19	837,437	713,625	0.25
USD	350,000	AVAYA INC 9% 01/04/19 (*)	286,500	287,875	0.10
USD	776,000	INDALEX HOLDING 11.5% 01/02/14 (*)	839,138	15,520	0.01
USD	175,000	NEWPAGE CORP 10% 01/05/12 (*)	56,667	875	0.00
USD	508,000	QUEBECO 9.125% 15/08/19 (*)	497,451	0	0.00
USD	1,650,000	SABINE OIL GAS CORP 9.75% 15/02/17 (*)	1,629,106	0	0.00
			4,798,599	1,761,238	0.62

通貨	数量／ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
その他の譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
受益証券／優先株式					
USD	84	NINE POINT ENERGY HOLDINGS PFD ^(*) ^(**)	84,000	84,000	0.03
			84,000	84,000	0.03
		アメリカ合衆国合計	7,712,859	2,043,919	0.72
		その他の譲渡性のある証券合計	17,741,767	2,206,654	0.78
投資有価証券合計			279,318,575	268,210,419	95.31

(*) 債務不履行債券（注10）

(**) 任意ではないコーポレートアクションおよび資本再編成により固定利付債と交換された証券

(1) 数量は受益証券の口数／株式数を表す。額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2017年5月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	0.17
エネルギー	0.02
	0.19
オーストリア	
金融	0.06
	0.06
バミューダ	
電気通信サービス	0.51
資本財・サービス	0.32
一般消費財・サービス	0.22
エネルギー	0.18
	1.23
英領バージン諸島	
一般消費財・サービス	0.07
	0.07
カナダ	
エネルギー	1.35
資本財・サービス	1.26
ヘルスケア	1.01
金融	0.94
素材	0.50
生活必需品	0.23
一般消費財・サービス	0.17
情報技術	0.15
電気通信サービス	0.07
	5.68
ケイマン諸島	
金融	0.36
一般消費財・サービス	0.30
エネルギー	0.26
	0.92
フランス	
資本財・サービス	0.44
情報技術	0.17
素材	0.15
電気通信サービス	0.08
	0.84
ドイツ	
金融	0.30
	0.30

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
アイルランド	
資本財・サービス	0.29
情報技術	0.09
	<u>0.38</u>
ルクセンブルグ	
金融	1.69
電気通信サービス	0.33
情報技術	0.24
資本財・サービス	0.15
エネルギー	0.10
ヘルスケア	0.06
	<u>2.57</u>
マーシャル諸島	
金融	0.18
資本財・サービス	0.11
	<u>0.29</u>
オランダ	
金融	0.38
情報技術	0.36
公益事業	0.37
電気通信サービス	0.23
エネルギー	0.17
	<u>1.51</u>
スイス	
金融	0.08
	<u>0.08</u>
イギリス	
金融	1.33
エネルギー	0.36
電気通信サービス	0.07
	<u>1.76</u>
アメリカ合衆国	
金融	26.76
エネルギー	10.20
一般消費財・サービス	8.49
電気通信サービス	8.06
素材	6.36
情報技術	5.15
資本財・サービス	5.12
ヘルスケア	3.82
公益事業	3.54
生活必需品	1.81
投資信託	0.12
	<u>79.43</u>
投資合計	<u><u>95.31</u></u>

[次へ](#)

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Net Assets****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 279,318,575)</i>	2	268,210,419
Cash at banks		9,766,364
Receivable for subscriptions		43,288
Due from brokers		2,671,170
Accrued income		4,701,940
Total Assets		285,393,181
LIABILITIES		
Payable for repurchases		198,780
Payable to brokers		2,559,552
Accrued expenses	6	1,222,840
Total Liabilities		3,981,172
NET ASSETS		281,412,009
Number of Units Outstanding		30,324,592
Net Asset Value per Unit		9.28

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Operations
for the year ended May 31, 2017
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME

Interest on bank accounts		19,167
Interest on bonds		18,727,718
Total Income		<u>18,746,885</u>

EXPENSES

Management and Investment Manager fees	3	2,733,910
Agent company fees	4	1,380,439
Administrator fees	5	125,578
Depository fees	5	197,786
Legal fees		4,543
Overseas registration fees		52,416
Out-of-pocket expenses		82,732
Professional fees		20,732
Printing and publication fees		1,716
Subscription tax	8	138,984
Other expenses		226,696
Total Expenses		<u>4,965,532</u>

NET INVESTMENT INCOME		<u>13,781,353</u>
-----------------------	--	-------------------

Net realised profit on investments	11	3,320,000
Net realised loss on foreign currencies		(795)

NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>3,319,205</u>
----------------------------------	--	------------------

Change in net unrealised result on investments	11	18,253,467
--	----	------------

NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>18,253,467</u>
------------------------------------	--	-------------------

NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>35,354,025</u></u>
--	--	--------------------------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended May 31, 2017
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		264,855,035
NET INVESTMENT INCOME		13,781,353
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		3,319,205
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		18,253,467
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		35,354,025
Proceeds from subscriptions of units	9	25,085,732
Payments for repurchase of units	9	(28,744,626)
		(3,658,894)
Dividend paid to unit holders	7	(15,138,157)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		281,412,009

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended May 31, 2017
(Unaudited)

Number of units outstanding at the beginning of the year	30,736,952
Number of units issued	2,779,572
Number of units repurchased	(3,191,932)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>30,324,592</u>

Statistical Information
as at May 31, 2017
(Unaudited)
(expressed in US Dollars)

	2017	2016	2015
Net Assets at the end of the year	281,412,009	264,855,035	359,437,632
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.28	8.62	9.36

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Notes to the Financial Statements as at May 31, 2017

Note 1 - The Fund

Nomura U.S. High Yield Bond Income (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated on July 8, 1991 under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers (the “2013 Law”).

The ownership of a Unit in the Fund affords the unitholders the opportunity of having their investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividend, repurchase, and proceeds in liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of unitholders.

The Fund is organised in Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended, as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund was initially established for a period expiring on May 31, 2014. The duration of the Fund was however extended on November 30, 2012 to expire on May 31, 2019. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

The objective of the Fund is to provide unitholders with high total return, consisting of current income and capital appreciation over the medium to long term. In order to seek to achieve its objective, the Fund mainly invests, with diversification, in high yield corporate fixed-income securities, which are primarily denominated in USD.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market or, in the absence thereof, at the highest independent bid price or a price obtained from an independent pricing service. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities, are determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;
- d) cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest;

In the event that a valuation is impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars (“ USD ”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rate as at May 31, 2017:

1 USD = 0.89478 EUR

Note 3 - Management and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.03% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate of 0.96% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager pays to the Investment Advisor, a fee, out of his management and advisory fees, as from time to time agreed between them.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.50% of the average daily total net assets during the relevant quarter.

Note 5 - Administrator and Depositary fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.04% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, are borne by the Fund.

The Depositary is entitled to a depositary fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

Note 6 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Management and Investment Manager fees	691,872
Agent Company fees	349,348
Administrator fees	27,949
Depositary fees	48,954
Correspondent bank fees	20,937
Overseas registration fees	18,635
Out-of-pocket expenses	20,937
Professional fees	20,642
Subscription tax	23,566
Accrued expenses	<u><u>1,222,840</u></u>

Note 7 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of investment income and realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to unitholders, mainly from net investment income, on the 15th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in US Dollar of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended May 31, 2017, the Fund distributed a total amount of USD 15,138,157.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
June 16, 2016	June 22, 2016	0.043	1,305,953
July 18, 2016	July 22, 2016	0.043	1,306,556
August 16, 2016	August 22, 2016	0.042	1,281,560
September 16, 2016	September 22, 2016	0.042	1,282,411
October 17, 2016	October 21, 2016	0.042	1,282,797
November 16, 2016	November 22, 2016	0.040	1,241,051
December 16, 2016	December 22, 2016	0.041	1,258,603
January 17, 2017	January 23, 2017	0.041	1,261,689
February 16, 2017	February 23, 2017	0.041	1,255,347
March 16, 2017	March 22, 2017	0.040	1,201,549
April 18, 2017	April 24, 2017	0.041	1,246,066
May 16, 2017	May 22, 2017	0.040	1,214,575
			15,138,157

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Terms of subscriptions and repurchases

Issue of Units

Units may be issued by the Management Company on any day which is both a bank business day in Luxembourg and New York and a business day of the New York Stock Exchange, except for 24th December in each year, (a "Valuation Day"), subject to the right of the Management Company, to temporarily discontinue such issue. The Management Company or its delegate shall issue Units in registered form only.

The issue price per Unit is the net asset value per Unit determined on the Valuation Day on which the application for purchase of Units is received by the Management Company (provided that such application is received prior to 2 p.m., Luxembourg time, on that day), plus a sales charge of up to 3% of the net asset value in favor of banks and financial institutions acting in connection with the placing of the Units. The sales charge shall in no case exceed the maximum permitted by the laws, regulations and practice of any country where the Units are sold.

Payment shall be made in USD in the form of telegraphic transfer to the order of the Depositary within five (5) Valuation Days counting from and including the day when the application is accepted.

The minimum number for the application for any initial or subsequent purchase of Units is 500 Units and any such application shall be in an integral multiple of one (1) Unit.

Repurchase of Units

Unitholders may request repurchase of their Units on any Valuation Day. Application for repurchase must be made in writing to the Management Company or the Distributor.

The repurchase price per Unit will be equal to the net asset value of Units determined on the Valuation Day on which the request is received by the Management Company, provided the request is received prior to 2 p.m., Luxembourg time, on that day. Any repurchase request received after 2 p.m., Luxembourg time is deemed to be accepted on the following Valuation Day. No repurchase fee is charged.

Payment of the repurchase price is made by the Depositary or its agents in USD not later than five (5) Valuation Days counting from and including the day of acceptance by the Management Company or the Distributor of the application for repurchase and subject to receipt of the Unit certificates (if issued).

Note 10 - Securities in default

As at May 31, 2017, the securities in default in the portfolio represent 0.40% of the total net assets of the Fund. For the securities in default at year-end, the Management Company of the Fund has applied the last available closing price on the stock exchange or other regulated market or fair valued by the Board of Directors of the Management Company. These prices are considered by the Management Company of the Fund as the most foreseeable sales price.

Note 11 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended May 31, 2017, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

Realised profit on investments	5,266,245
Realised loss on investments	(1,946,245)
Net realised profit on investments	<u>3,320,000</u>
Change in unrealised profit on investments	25,326,220
Change in unrealised loss on investments	(7,072,753)
Change in net unrealised result on investments	<u>18,253,467</u>

Note 12 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 31, 2017, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

[次へ](#)

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
AUSTRALIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	275,000	AUS FINANCE PTY 6.875% 1/11/19	275,000	282,563	0.10
			275,000	282,563	0.10
		Total AUSTRALIA	275,000	282,563	0.10
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	975,000	TECK RESOURCES LTD 6.125% 01/10/35	885,217	1,014,000	0.35
USD	725,000	BOMBARDIER INC 8.75% 01/12/21	723,569	807,469	0.29
USD	450,000	TECK RESOURCES LTD 4.75% 15/01/22	424,488	470,250	0.17
USD	175,000	KINROSS GOLD CORP 5.125% 01/09/21	181,125	184,625	0.07
			2,214,399	2,476,344	0.88
		Total CANADA	2,214,399	2,476,344	0.88
CAYMAN ISLANDS					
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	225,000	TRANSOCEAN INC STUP 3.8% 15/10/22	181,125	210,938	0.07
			181,125	210,938	0.07
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	600,000	NOBLE HDGS INTL 7.75% 15/01/24	572,535	534,000	0.19
			572,535	534,000	0.19
		Total CAYMAN ISLANDS	753,660	744,938	0.26
FRANCE					
OTHER BONDS					
USD	700,000	REXEL SA 5.25% 15/06/20	461,912	474,705	0.17
			461,912	474,705	0.17
		Total FRANCE	461,912	474,705	0.17
LUXEMBOURG					
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	150,000	ARCELORMITTAL STUP 15/10/39	159,000	167,625	0.06
USD	100,000	ARCELORMITTAL STUP 25/02/22	98,500	112,500	0.04
			257,500	280,125	0.10
		Total LUXEMBOURG	257,500	280,125	0.10

⁽¹⁾ *Quantity represents a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.*

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	775,000	BARCLAYS BANK PLC FRN 10/04/23	776,838	809,874	0.29
USD	200,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 29/12/49	200,000	219,400	0.08
USD	200,000	RBS FRN 29/12/49	200,000	218,750	0.08
USD	200,000	RBS FRN 29/12/49	200,000	207,708	0.07
			<u>1,376,838</u>	<u>1,455,732</u>	<u>0.52</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	950,000	BARCLAYS BANK PLC 7.625% 21/11/22	944,338	1,079,438	0.38
USD	100,000	ENSCO PLC 5.75% 01/10/44	59,000	72,250	0.03
			<u>1,003,338</u>	<u>1,151,688</u>	<u>0.41</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>2,380,176</u>	<u>2,607,420</u>	<u>0.93</u>
UNITED STATES OF AMERICA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	1,000,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/12/49	1,000,000	1,077,500	0.37
USD	800,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 23/10/49	800,000	886,500	0.32
USD	600,000	JPMORGAN CHASE CO FRN 29/12/49	600,000	609,000	0.22
USD	325,000	WELLS FARGO & CO FRN 29/12/49	325,000	345,313	0.12
USD	225,000	GOLDMAN SACHS FRN 31/12/49	225,656	232,650	0.08
USD	200,000	CITIGROUP INC FRN 29/12/49	200,000	212,000	0.08
USD	175,000	CITIGROUP INC FRN 29/12/49	176,375	190,531	0.07
USD	150,000	BANK OF AMERICA FRN 29/12/49	150,000	164,922	0.06
USD	100,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/10/49	100,000	107,625	0.04
			<u>3,577,031</u>	<u>3,826,041</u>	<u>1.36</u>
OTHER BONDS					
USD	100,000	CONTL AIRLINES 12-2 5.5% 29/04/22	68,044	71,106	0.03
			<u>68,044</u>	<u>71,106</u>	<u>0.03</u>
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	525,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.95% 23/01/25	529,187	518,274	0.18
USD	275,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.05% 23/01/20	279,469	278,438	0.10
			<u>808,656</u>	<u>796,712</u>	<u>0.28</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,050,000	NAVISTAR INTL CORP 8.25% 01/11/21	1,058,062	1,061,150	0.37
USD	875,000	SLM CORP 6.125% 25/03/24	866,967	870,624	0.31
USD	825,000	ALLY FINANCIAL INC 3.5% 27/01/19	817,534	836,343	0.30
USD	675,000	WESTERN DIGITAL 10.5% 01/04/24	718,953	791,977	0.28
USD	725,000	LEVEL 3 COMM 5.75% 01/12/22	725,774	753,999	0.27
USD	725,000	ALLY FINANCIAL INC 5.125% 30/09/24	717,745	751,280	0.27

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	625,000	LEVEL 3 FINANCING 5.375% 15/01/24	625,000	651,562	0.23
USD	625,000	GOODYEAR TIRE&RUBBER 5% 31/05/26	629,561	642,188	0.23
USD	650,000	TEEKAY OFFSHORE 6% 30/07/19	650,000	575,250	0.20
USD	525,000	TRANSOCEAN INC 6% 15/03/18	528,567	539,438	0.19
USD	525,000	CALPINE CORP 5.5% 01/02/24	525,000	505,313	0.18
USD	475,000	MURPHY OIL CORP 6.875% 15/08/24	483,384	498,845	0.18
USD	450,000	CARRIZO OIL&GAS INC 6.25% 15/04/23	412,313	441,000	0.16
USD	425,000	WILLIAMS CO INC 4.55% 24/06/24	292,794	435,625	0.15
USD	350,000	GMAC 8% 01/11/31	409,500	421,750	0.15
USD	350,000	HCA INC 7.5% 15/02/22	394,438	402,938	0.14
USD	425,000	REVLON CONS PROD 6.25% 01/08/24	428,250	377,188	0.13
USD	375,000	SM ENERGY CO 6.75% 15/09/26	376,213	374,063	0.13
USD	350,000	EMC CORP 1.875% 01/06/18	346,250	348,081	0.12
USD	300,000	SPRINT CAP CORP 6.875% 15/11/28	306,415	330,000	0.12
USD	300,000	EQUINIX INC 5.375% 15/05/27	300,625	314,970	0.11
USD	300,000	RR DONNELLEY 6.5% 15/11/23	300,000	300,750	0.11
USD	300,000	RR DONNELLEY 6% 01/04/24	300,000	291,750	0.10
USD	275,000	RADIAN GROUP INC 5.25% 15/06/20	275,000	291,500	0.10
USD	274,000	CBS OUT AMER 5.25% 15/02/22	274,000	284,275	0.10
USD	300,000	WEATHFORD BERMUDA 7% 15/03/38	254,781	282,750	0.10
USD	275,000	AMERIGAS PART/FIN 5.5% 20/05/25	275,000	278,438	0.10
USD	255,000	GANNETT CO 6.375% 15/10/23	252,669	270,683	0.10
USD	250,000	LEAR CORP 5.375% 15/03/24	250,000	265,603	0.09
USD	250,000	COOPER STANDARD 5.625% 15/11/26	250,000	254,375	0.09
USD	250,000	AMERIGAS PART/FIN 5.75% 20/05/27	249,625	251,875	0.09
USD	250,000	FREEMPORT-MCMORAN 2.3% 14/11/17	248,750	249,375	0.09
USD	200,000	ALCOA INC 5.95% 01/02/37	204,125	205,500	0.07
USD	175,000	CENTURYLINK INC 7.5% 01/04/24	180,688	191,516	0.07
USD	175,000	RESOLUTE ENERGY CORP 8.5% 1/5/20	173,006	177,406	0.06
USD	150,000	CENTURYLINK INC 6.75% 01/12/23	150,750	160,079	0.06
USD	150,000	RICE ENERGY 6.25% 01/05/22	156,563	156,000	0.06
USD	150,000	KB HOME 4.75% 15/05/19	150,000	154,500	0.05
USD	200,000	RRI ENERGY INC 7.875% 15/06/17	203,500	146,000	0.05
USD	200,000	JC PENNEY CORP INC 6.375% 15/10/36	176,750	145,750	0.05
USD	125,000	T-MOBILE USA INC 6% 01/03/23	132,500	132,813	0.05
USD	125,000	UNITED RENTALS 5.875% 15/09/26	130,781	132,781	0.05
USD	125,000	NAVIENT CORP 7.25% 25/09/23	124,996	131,406	0.05

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	125,000	ANTERO RESOURCE 5.125% 1/12/22	109,781	126,406	0.04
USD	125,000	NAVIENT CORP 6.75% 25/06/25	124,988	125,469	0.04
USD	100,000	CIT GROUP INC 5% 01/08/23	104,125	107,750	0.04
USD	100,000	GEO GROUP INC 6% 15/04/26	100,000	103,500	0.04
USD	100,000	YUM BRANDS INC 6.25% 15/03/18	108,000	103,125	0.04
USD	100,000	AMERIGAS FIN 5.625% 20/05/24	100,000	103,000	0.04
USD	100,000	UNITED RENTALS 5.5% 15/05/27	101,375	102,500	0.04
USD	100,000	ASBURY AUTO 6% 15/12/24	104,250	102,375	0.04
USD	100,000	CALPINE CORP 5.75% 15/01/25	100,750	95,375	0.03
USD	75,000	NAVIENT CORP 6.625% 26/07/21	75,000	79,500	0.03
USD	50,000	CALATLANTIC GROUP 5.25% 01/06/26	49,250	51,500	0.02
USD	50,000	LAREDO PETROLEUM INC 6.25% 15/03/23	50,438	49,938	0.02
USD	50,000	L BRANDS 6.75% 01/07/36	50,000	48,255	0.02
			17,504,786	17,877,402	6.35
WARRANT					
USD	2,430	DYNEGY WTS 02/02/24	0	632	0.00
			0	632	0.00
		Total UNITED STATES OF AMERICA	21,958,517	22,571,893	8.02
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	28,301,164	29,437,988	10.46
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
BERMUDA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	350,000	AIRCASTLE LTD 5.125% 15/03/21	350,000	374,938	0.13
USD	300,000	AIRCASTLE LTD 6.25% 01/12/19	300,000	325,500	0.12
USD	200,000	FLY LEASING 6.75% 15/12/20	200,000	210,000	0.07
			850,000	910,438	0.32
		Total BERMUDA	850,000	910,438	0.32
CANADA					
PAY-IN KIND BOND					
USD	100,000	XPLORNET COMM PIK 9.625% 1/6/22	100,000	104,000	0.04
			100,000	104,000	0.04

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
CANADA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	325,000	TECK RESOURCES LTD 6% 15/08/40	275,875	329,875	0.11
USD	200,000	PRECISION DRILLING 5.25% 15/11/24	200,000	187,500	0.07
USD	25,000	TECK RESOURCES LTD 4.5% 15/01/21	25,313	26,313	0.01
			501,188	543,688	0.19
		Total CANADA	601,188	647,688	0.23
IRELAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	225,000	ALLEGION PLC 5.875% 15/09/23	225,000	243,000	0.09
			225,000	243,000	0.09
		Total IRELAND	225,000	243,000	0.09
LUXEMBOURG					
PAY-IN KIND BOND					
USD	800,000	ARD FIN SA PIK 7.125% 15/09/23	806,000	828,000	0.29
			806,000	828,000	0.29
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,200,000	INTEL JACKSON 7.25% 01/04/19	1,050,906	1,147,500	0.41
USD	575,000	INTELSAT LUX 8.125% 01/06/23	523,424	322,000	0.11
USD	200,000	INTELSAT LUX 6.75% 01/06/18	190,000	184,000	0.07
			1,764,330	1,653,500	0.59
		Total LUXEMBOURG	2,570,330	2,481,500	0.88
MARSHALL ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	400,000	NAVIOS MARITIME 7.375% 15/1/22	400,000	320,250	0.11
			400,000	320,250	0.11
		Total MARSHALL ISLANDS	400,000	320,250	0.11
NETHERLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	250,000	CONSTELLIUM NV 5.75% 15/05/24	250,000	232,500	0.08
			250,000	232,500	0.08
		Total NETHERLANDS	250,000	232,500	0.08

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	200,000	BARCLAYS BK PLC FRN 29/12/49	205,024	213,649	0.08
			205,024	213,649	0.08
		Total UNITED KINGDOM	205,024	213,649	0.08
UNITED STATES OF AMERICA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	775,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/01/49	775,000	875,749	0.31
USD	800,000	ILFC E CAP TRUST I FRN 21/12/65	576,000	768,000	0.27
USD	550,000	JP MORGAN CHASE & CO FRN 29/12/49	550,000	587,125	0.21
USD	450,000	CITIGROUP INC FRN 29/05/49	450,000	455,625	0.16
USD	400,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 29/09/49	404,750	429,440	0.15
USD	275,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 29/07/49	272,250	283,938	0.10
USD	125,000	GOLDMAN SACHS FRN 29/12/49	125,000	129,063	0.05
USD	82,000	AES CORP FRN 01/06/19	81,795	82,000	0.03
			3,234,795	3,610,940	1.28
OTHER BONDS					
USD	150,000	US AIRWAYS 6.75% 2012-2B 03/12/22	123,391	134,028	0.05
USD	233,269	BUFFALO THUND CERT 0% 15/11/29	8,780	116	0.00
			132,171	134,144	0.05
PAY-IN KIND BOND					
USD	700,000	TOPS HDGS II PIK 9.5% 15/06/18	693,000	588,000	0.21
USD	760,102	DENVER PARENT PIK 13% 15/8/18 (*)	583,824	1,900	0.00
			1,276,824	589,900	0.21
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	925,000	MURPHY OIL CORP 3.7% 01/12/22	737,906	904,188	0.32
USD	275,000	RITE AID CORP 6.875% 15/12/28	235,909	280,500	0.10
USD	250,000	CRESTWOOD MID 6.25% 01/04/23	250,000	260,000	0.09
USD	625,000	JACK COOPER HLDG 9.25% 01/06/20	631,273	228,125	0.08
			1,855,088	1,672,813	0.59
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,230,000	FRONTIER COMM 11% 15/09/25	2,204,218	2,091,092	0.73
USD	1,725,000	SCIENTIFIC GAMES INTL 10% 01/12/22	1,715,999	1,880,249	0.66
USD	1,490,000	SPRINT CAPITAL 8.75% 15/03/32	1,621,717	1,877,399	0.66
USD	1,625,000	T-MOBILE USA 6.625% 01/04/23	1,731,187	1,730,137	0.61
USD	2,000,000	CALIFORNIA RES 8% 15/12/22	1,576,676	1,532,599	0.54
USD	2,000,000	HEXION US FINANCE 9% 15/11/20	1,824,217	1,444,999	0.51

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	1,425,000	CENTURYTEL INC 7.6% 15/09/39	1,411,517	1,358,737	0.48
USD	1,050,000	SPRINT CORP 7.875% 15/09/23	962,796	1,206,843	0.43
USD	1,200,000	FRONTIER COMM 10.5% 15/09/22	1,221,401	1,181,999	0.42
USD	1,025,000	HRG GROUP 7.75% 15/01/22	1,020,157	1,083,322	0.38
USD	1,000,000	SUNOCO LP/FIN 6.25% 15/04/21	999,999	1,054,999	0.37
USD	1,125,000	EP ENERGY/EVER 9.375% 01/05/20	971,456	1,036,293	0.37
USD	950,000	BOYD GAMING CORP 6.375% 1/4/26	975,853	1,036,098	0.37
USD	1,000,000	ICAHN ENTER 6% 01/08/20	997,756	1,031,499	0.37
USD	1,025,000	NAVIENT CORP 5.875% 25/10/24	1,015,519	1,004,499	0.36
USD	875,000	ENERGY TRANSFER EQ 7.5% 15/10/20	845,906	979,999	0.35
USD	1,050,000	CHS/COMM HEALTH 6.875% 01/02/22	969,191	933,187	0.33
USD	850,000	BOYD GAMING CORP 6.875% 15/05/23	859,237	920,124	0.33
USD	725,000	INTL LEASE FIN CORP 8.625% 15/01/22	725,000	895,970	0.32
USD	850,000	LAREDO PETRO INC 7.375% 01/05/22	870,250	877,624	0.31
USD	800,000	HEALTHSOUTH CORP 5.75% 01/11/24	804,733	825,999	0.29
USD	775,000	CENTURY COMM 6.875% 15/05/22	776,118	812,780	0.29
USD	775,000	KENNEDY WILSON 5.875% 01/04/24	773,835	809,874	0.29
USD	775,000	SUMMIT MID HDGS 5.5% 15/08/22	777,375	790,499	0.28
USD	748,000	FERRELLGAS PART LP 8.625% 15/06/20	748,000	727,429	0.26
USD	675,000	MEDIACOM BRDBND 6.375% 01/04/23	675,000	705,374	0.25
USD	725,000	CHESAPEAKE EN 5.375% 15/06/21	587,930	701,437	0.25
USD	950,000	EP ENERGY/EVER 6.375% 15/06/23	623,419	700,625	0.25
USD	685,000	KB HOME 9.1% 15/09/17	671,396	698,700	0.25
USD	668,000	TESORO LOGISTIC LP 6.125% 15/10/21	679,219	696,390	0.25
USD	650,000	NCR CORP 6.375% 15/12/23	656,217	695,500	0.25
USD	650,000	HUGHES SATELLITE 6.625% 01/08/26	650,000	684,125	0.24
USD	625,000	BEAZER HOMES USA 7.25% 01/02/23	630,777	653,125	0.23
USD	625,000	CARRIZO OIL&GAS INC 7.5% 15/09/20	647,594	639,063	0.23
USD	575,000	SUNOCO LP/FIN 5.5% 01/08/20	575,000	592,250	0.21
USD	575,000	VIASAT INC 6.875% 15/06/20	595,125	586,500	0.21
USD	575,000	SUBURBAN PROPANE 5.5% 01/06/24	575,000	576,438	0.20
USD	575,000	TENET HEALTHCARE 6.75% 15/06/23	536,475	571,406	0.20
USD	525,000	ALLY FINANCIAL INC 8% 31/12/18	582,750	568,969	0.20
USD	575,000	ALERIS INTL INC 7.875% 01/11/20	535,000	563,385	0.20
USD	525,000	SPECTRUM BRANDS 6.125% 15/12/24	525,000	556,500	0.20
USD	525,000	RITE AID CORP 7.7% 15/02/27	492,771	556,500	0.20

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	525,000	DISH DBS CORP 5% 15/03/23	502,125	539,438	0.19
USD	500,000	LENNAR CORP 4.125% 15/01/22	500,000	512,500	0.18
USD	525,000	COMPRESSCO PART 7.25% 15/08/22	520,524	506,625	0.18
USD	500,000	SM ENERGY CO 6.125% 15/11/22	481,188	493,750	0.18
USD	463,000	DONNELLEY FIN 8.25% 15/10/24	463,713	488,465	0.17
USD	475,000	TRANSDIGM INC 6.375% 15/06/26	475,000	484,500	0.17
USD	475,000	ALERE INC 6.5% 15/06/20	475,000	482,719	0.17
USD	475,000	DISH DBS CORP 4.25% 01/04/18	475,000	482,125	0.17
USD	481,000	OPPENHEIMER HLDGS 8.75% 15/4/18	487,517	479,497	0.17
USD	425,000	MGM RESORTS INTL 6.75% 01/10/20	465,313	472,281	0.17
USD	452,000	CCO HDGS LLC/CAP 5.125% 15/02/23	468,924	470,080	0.17
USD	475,000	DYNEGY INC 7.375% 01/11/22	463,247	467,281	0.17
USD	450,000	MPT OPER PART 6.375% 15/02/22	459,000	465,188	0.17
USD	450,000	RANGE RESOURCES 5.875% 1/07/22	450,000	461,250	0.16
USD	425,000	MGM MIRAGE 11.375% 01/03/18	473,956	456,238	0.16
USD	450,000	FREEMPORT-MCMORAN 2.375% 15/03/18	364,232	448,313	0.16
USD	400,000	CHENIERE CORP CHRIS 7% 30/6/24	405,000	447,500	0.16
USD	425,000	HUNT COS INC 9.625% 01/03/21	419,696	446,250	0.16
USD	425,000	CENTURLINK INC 5.8% 15/03/22	403,188	443,275	0.16
USD	425,000	GROUP 1 AUTO 5% 01/06/22	422,450	431,375	0.15
USD	410,000	CLOUD PEAK ENERGY 12% 01/11/21	424,031	430,500	0.15
USD	400,000	ZAYO GROUP LLC/CAP 6% 01/04/23	406,286	424,252	0.15
USD	400,000	ARAMARK SERV INC 5.125% 15/01/24	415,000	421,500	0.15
USD	400,000	US AIRWAYS GROUP 6.125% 01/06/18	400,000	414,500	0.15
USD	425,000	FERRELLGAS PART 6.75% 15/01/22	430,000	412,250	0.15
USD	400,000	JEFFERIES GROUP 7.375% 01/04/20	369,000	412,000	0.15
USD	375,000	TOLL BROS FINANCE 6.75% 01/11/19	374,948	410,156	0.15
USD	400,000	GRIFFON CORP 5.25% 01/03/22	398,760	409,000	0.15
USD	400,000	PBF LOGIST LP/FIN 6.875% 15/5/23	400,000	408,000	0.14
USD	350,000	HCA INC 7.69% 15/06/25	394,625	399,875	0.14
USD	375,000	ANIXTER INC 5.125% 01/10/21	375,000	398,438	0.14
USD	375,000	CHURCHILL DOWNS 5.375% 15/12/21	378,750	390,000	0.14
USD	375,000	COTT BEVERAGES 5.375% 01/07/22	375,000	387,188	0.14
USD	375,000	TRANSDIGM INC 6% 15/07/22	375,486	387,188	0.14
USD	450,000	WINDSTREAM HDGS 6.75% 01/04/28	432,000	383,063	0.14
USD	325,000	WILLIAMS COS 7.875% 01/09/21	270,498	381,063	0.14

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	375,000	NATIONSTAR MORT/CAP 6.5% 01/08/18	375,000	378,750	0.13
USD	425,000	GRAFTECH INTL 6.375% 15/11/20	425,000	371,875	0.13
USD	375,000	TRIUMPH GROUP 5.25% 01/06/22	375,000	369,375	0.13
USD	350,000	ZAYO GRP LLC/CAP 5.75% 15/01/27	366,000	368,375	0.13
USD	350,000	INFOR US INC 6.5% 15/05/22	353,848	365,313	0.13
USD	350,000	NAVIENT CORP 6.5% 15/06/22	350,164	364,875	0.13
USD	375,000	FERRELLGAS LP 6.75% 15/06/23	375,000	364,688	0.13
USD	325,000	WPX ENERGY INC 8.25% 01/08/23	372,938	361,563	0.13
USD	325,000	MPT OPER PARTNER 6.375% 01/03/24	325,000	355,063	0.13
USD	350,000	EMBARQ CORP 7.995% 01/06/36	358,125	354,375	0.13
USD	350,000	CLEAR CHAN WLD 7.625% 15/3/20	345,816	352,188	0.13
USD	325,000	TOLL BROS FINANCE 5.625% 15/01/24	324,951	349,651	0.12
USD	350,000	CONSOL ENERGY 5.875% 15/04/22	345,875	348,250	0.12
USD	316,000	ADVANCED MICRO 7.5% 15/08/22	293,664	347,600	0.12
USD	350,000	WHITING PETROLEUM 5.75% 15/03/21	313,313	346,500	0.12
USD	325,000	NEWFIELD EXPLOR CO 5.75% 30/01/22	329,594	346,125	0.12
USD	344,000	COMMERCIAL METALS 4.875% 15/05/23	331,601	345,720	0.12
USD	350,000	WILLIAMS CIE 3.7% 15/01/23	281,375	345,625	0.12
USD	325,000	DANA HOLDING CO 6% 15/09/23	344,500	340,438	0.12
USD	325,000	SABRA HEALTH 5.5% 01/02/21	325,000	338,813	0.12
USD	325,000	REGAL ENTERTAINMENT 5.75% 15/06/23	325,000	338,813	0.12
USD	450,000	CLOUD PEAK ENERGY 6.375% 15/03/24	326,250	338,625	0.12
USD	325,000	ALLEGiant TRAVEL 5.5% 15/07/19	329,875	336,278	0.12
USD	321,000	AMSURG CORP 5.625% 15/07/22	321,000	334,964	0.12
USD	325,000	UNIVERSAL HOSPITAL 7.625% 15/08/20	326,986	331,500	0.12
USD	325,000	TARGA RESOURCES 4.125% 15/11/19	325,000	330,281	0.12
USD	325,000	TEMPUR SEALY INTL 5.5% 15/6/26	325,000	327,233	0.12
USD	300,000	MATCH GRP 6.375% 01/06/24	300,000	326,625	0.12
USD	300,000	SPRINGLEAF FINANCE 8.25% 1/10/23	300,000	326,250	0.12
USD	300,000	HCA INC 8% 01/10/18	331,906	324,000	0.12
USD	300,000	CHENIERE CORP 5.875% 31/03/25	300,000	321,750	0.11
USD	300,000	RYLAND GROUP 5.375% 01/10/22	300,000	321,000	0.11
USD	275,000	MANITOWOC FOOD 9.5% 15/02/24	275,000	319,000	0.11
USD	350,000	WINDSTREAM CORP 7.50% 01/04/23	315,000	318,500	0.11
USD	314,000	TRONOX FINANCE 6.375% 15/08/20	317,626	317,533	0.11
USD	300,000	AK STEEL CORP 8.375% 01/04/22	220,458	311,625	0.11

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	300,000	TITAN INTL INC 6.875% 01/10/20	300,553	309,000	0.11
USD	275,000	RADIAN GROUP INC 7% 15/03/21	275,000	308,000	0.11
USD	300,000	WEYERHAEUSER REAL 4.375% 15/6/19	296,682	307,500	0.11
USD	300,000	SPRINT NEXTEL 8.375% 15/08/17	312,375	304,125	0.11
USD	300,000	ALLIANCE DATA SYST 5.375% 1/08/22	299,045	303,750	0.11
USD	250,000	ALLY FINANCIAL/GMAC 8% 01/11/31	293,594	301,875	0.11
USD	275,000	HCA INC 5.875% 01/05/23	282,813	300,094	0.11
USD	300,000	ROWAN COMPANIES INC 7.375% 15/6/25	300,000	298,500	0.11
USD	275,000	ELDORADO RES INC 7% 01/08/23	275,000	298,375	0.11
USD	275,000	BEACON ROOF 6.375% 01/10/23	275,000	297,000	0.11
USD	275,000	MGIC INVESTMENT CORP 5.75% 15/08/23	275,000	296,313	0.11
USD	275,000	SCIENTIFIC GAMES INTL 7% 1/1/22	291,500	293,906	0.10
USD	275,000	US CONCRETE INC 6.375% 01/06/24	275,000	287,375	0.10
USD	275,000	SPRINGLEAF FINANCE 6% 01/06/20	281,875	285,313	0.10
USD	257,000	CLIFFS NATURAL RES 8.25% 31/3/20	269,850	282,058	0.10
USD	350,000	IHEART COMMUNICATIONS 9% 15/12/19	281,202	276,500	0.10
USD	275,000	NRG ENERGY 6.625% 15/01/27	275,358	270,188	0.10
USD	250,000	CENTRAL GARDEN PET 6.125% 15/11/23	250,000	267,500	0.10
USD	250,000	ACCESS MIDST PART 4.875% 15/03/24	226,875	259,063	0.09
USD	250,000	CLEAR CHAN WLD 6.5% 15/11/22	259,688	258,125	0.09
USD	250,000	PENSKE AUTO 5.75% 01/10/22	250,000	258,093	0.09
USD	250,000	CHS/COMM HEALTH 6.25% 31/03/23	254,375	257,775	0.09
USD	250,000	SALLY HDGS/CAP 5.625% 01/12/25	250,000	256,250	0.09
USD	250,000	WPX ENERGY INC 6% 15/01/22	235,719	255,000	0.09
USD	250,000	COVANTA HDGS CORP 5.875% 01/03/24	250,000	246,250	0.09
USD	225,000	WEYERHAEUSER REAL 5.875% 15/6/24	220,838	235,688	0.08
USD	225,000	NCR CORP 5.875% 15/12/21	225,000	235,125	0.08
USD	225,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.625% 15/08/20	226,863	234,563	0.08
USD	225,000	B&G FOODS INC 5.25% 01/04/25	225,000	232,875	0.08
USD	225,000	HRG GROUP 7.875% 15/07/19	235,125	232,875	0.08
USD	225,000	AIRCASTLE LTD 4.625% 15/12/18	225,000	232,425	0.08
USD	225,000	GIBRALTAR STEEL 6.25% 01/02/21	225,000	231,750	0.08
USD	225,000	NABORS INDUS 5% 15/09/20	224,250	231,750	0.08
USD	225,000	MEDIACOM LLC/CORP 5.5% 15/04/21	225,000	231,188	0.08
USD	225,000	TOLL BROS FIN CORP 4.875% 15/03/27	225,000	230,906	0.08
USD	225,000	SELECT MEDICAL 6.375% 01/06/21	223,523	230,625	0.08

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	225,000	ANTERO RESOURCE FIN 5.375% 01/11/21	198,563	230,625	0.08
USD	225,000	RHP HOTEL /RHP FIN 5% 15/04/23	225,000	230,063	0.08
USD	225,000	OASIS PETROLEUM 6.5% 01/11/21	152,030	228,938	0.08
USD	225,000	GLOBAL PART/GLP FIN 6.25% 15/07/22	225,000	225,563	0.08
USD	200,000	MGM RESORTS INTL 6.625% 15/12/21	204,500	224,250	0.08
USD	200,000	QORVO INC 6.75% 01/12/23	217,750	219,000	0.08
USD	200,000	TESORO LOGISTICS 6.375% 01/05/24	200,000	217,500	0.08
USD	200,000	CONCHO RESOURCES 5.5% 01/04/23	203,500	207,040	0.07
USD	200,000	IRON MOUNTAIN INC 5.75% 15/08/24	202,000	205,250	0.07
USD	200,000	TENET HEALTHCARE 8% 01/08/20	203,000	203,500	0.07
USD	225,000	CF INDUSTRIES INC 5.375% 15/03/44	202,240	202,219	0.07
USD	188,000	KINDRED HEALTH 8% 15/01/20	193,013	196,552	0.07
USD	175,000	KB HOME 7% 15/12/21	175,000	196,000	0.07
USD	250,000	DENBURY RESOURCES 6.375% 15/08/21	221,125	192,500	0.07
USD	200,000	SANCHEZ ENERY CORP 7.75% 15/6/21	192,500	191,250	0.07
USD	175,000	DISH DBS CORP 5.875% 15/11/24	183,750	185,500	0.07
USD	175,000	MATADOR RES 6.875% 15/04/23	184,625	184,188	0.07
USD	175,000	KINDRED HEALTH 8.75% 15/01/23	175,000	183,951	0.07
USD	175,000	SLM CORP 5.5% 15/01/19	173,035	181,563	0.06
USD	175,000	SERVICE CORP INTL 5.375% 15/01/22	175,000	180,250	0.06
USD	200,000	JONES ENERGY 9.25% 15/03/23	184,000	179,500	0.06
USD	225,000	NORTHERN OIL AND GAS 8% 01/06/20	213,750	178,875	0.06
USD	175,000	NATIONSTAR MORT 6.5% 01/06/22	175,060	177,844	0.06
USD	175,000	GRAPHIC PACK 4.125% 15/08/24	175,000	177,188	0.06
USD	175,000	CHS COMMUNITY 7.125% 15/07/20	150,938	172,156	0.06
USD	175,000	DYNEGY INC 7.625% 01/11/24	170,764	169,094	0.06
USD	175,000	WEEKLEY HOMES LLC 6% 01/02/23	156,188	168,875	0.06
USD	150,000	CF INDUSTRIES INC 7.125% 01/05/20	165,000	165,375	0.06
USD	150,000	PINNACLE FOODS 5.875% 15/01/24	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	WPX ENERGY INC 7.5% 01/08/20	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	FRONTIER COMM CORP 8.5% 15/04/20	157,125	159,000	0.06
USD	150,000	CBS OUT AMER 5.625% 15/02/24	155,625	156,938	0.06
USD	150,000	GEO GROUP INC 5.875% 15/01/22	150,000	155,625	0.06
USD	150,000	SINCLAIR TELEVISION 5.375% 1/04/21	150,000	153,750	0.05
USD	147,000	CROSSTEX ENERGY 7.125% 01/06/22	147,000	152,233	0.05
USD	150,000	WILLIAM LYON HOM 5.75% 15/04/19	150,000	151,500	0.05

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	150,000	WHITING PETROLEUM 5% 15/03/19	148,500	150,750	0.05
USD	175,000	99 CENTS ONLY STORE 11% 15/12/19	175,058	145,250	0.05
USD	150,000	SOUTHWESTERN ENERGY 4.1% 15/03/22	119,125	139,875	0.05
USD	125,000	SCOTTS MIRACLE 6% 15/10/23	125,000	134,063	0.05
USD	125,000	DISH DBS CORP 5.125% 01/05/20	128,906	131,875	0.05
USD	125,000	T-MOBILE USA INC 6.125% 15/01/22	125,000	131,641	0.05
USD	125,000	US AIRWAY 12-2C PTT 5.45% 03/06/18	125,000	128,188	0.05
USD	150,000	FREEMPORT-MCMORAN 5.45% 15/03/43	129,750	127,031	0.05
USD	125,000	CVR REF LLC/COFF 6.5% 01/11/22	120,313	126,875	0.05
USD	150,000	BIOCRIP INC 8.875% 15/02/21	150,000	125,625	0.04
USD	125,000	L BRANDS 6.875% 01/11/35	125,000	121,875	0.04
USD	100,000	SPRINT NEXTEL CORP 7% 15/08/20	90,125	110,500	0.04
USD	100,000	CHESAPEAKE ENERGY 8% 15/12/22	104,500	108,500	0.04
USD	102,000	APX GROUP INC 6.375% 01/12/19	102,000	105,188	0.04
USD	100,000	DENBURY RESOURCES 9% 15/05/21	105,375	103,125	0.04
USD	100,000	CDW LLC/FIN 5% 01/09/25	100,000	102,750	0.04
USD	100,000	SUMMIT MID HDGS 5.75% 15/04/25	100,000	102,500	0.04
USD	100,000	CENTURYLINK INC 5.625% 1/04/25	98,250	99,250	0.04
USD	100,000	SANCHEZ ENERY CORP 6.125% 15/1/23	87,922	88,875	0.03
USD	75,000	QORVO INC 7% 01/12/25	75,000	84,563	0.03
USD	75,000	SUMMIT MAT 8.5% 15/04/22	75,000	84,188	0.03
USD	75,000	BEAZER HOMES USA 8.75% 15/03/22	75,000	83,625	0.03
USD	75,000	MGM RESORTS INTL 8.625% 01/02/19	84,000	82,969	0.03
USD	100,000	JONES ENERGY 6.75% 01/04/22	83,000	82,000	0.03
USD	75,000	BERRY PLASTICS CORP 6% 15/10/22	75,000	79,875	0.03
USD	75,000	TESORO LOGISTICS 5.25% 15/01/25	75,000	79,125	0.03
USD	75,000	TENET HEALTHCARE 8.125% 1/4/22	71,688	79,031	0.03
USD	75,000	HECLA MINING CO 6.875% 01/05/21	74,438	77,438	0.03
USD	75,000	ARAMARK SERV INC 4.75% 01/06/26	75,000	77,438	0.03
USD	75,000	TENET HEALTHCARE 6.75% 02/02/20	73,500	77,344	0.03
USD	75,000	NABORS INDUS 4.625% 15/09/21	74,438	75,563	0.03
USD	75,000	NATIONAL CINEMED 5.75% 15/08/26	75,000	72,938	0.03
USD	59,000	TESORO LOGISTICS 5.875% 1/10/20	59,000	60,549	0.02
USD	50,000	ALLY FINANCIAL INC 7.5% 15/09/20	56,125	56,375	0.02
USD	50,000	CLOUD CRANE LLC 10.125% 01/08/24	53,375	54,375	0.02
USD	75,000	GENON ENERGY INC 9.5% 15/10/18	71,663	54,000	0.02

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	50,000	STANDARD PACIFIC CO 5.875% 15/11/24	52,250	53,750	0.02
USD	50,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.875% 15/11/20	50,750	51,625	0.02
USD	50,000	ECLIPSE RESOURCES 8.875% 15/07/23	47,125	50,750	0.02
USD	50,000	SCIENTIFIC GAME INTL 6.625% 15/5/21	49,563	49,500	0.02
USD	51,034	DYNEGY INC 8.034% 02/02/24	180,750	47,972	0.02
USD	40,000	CINEMARK USA 5.125% 15/12/22	40,000	41,150	0.01
USD	25,000	WILLIAMS CO INC 7.5% 15/01/31	18,579	29,787	0.01
USD	25,000	BILL BARRETT CORP 7% 15/10/22	21,313	24,000	0.01
			85,654,673	88,411,817	31.43
Total UNITED STATES OF AMERICA			92,153,551	94,419,614	33.56
Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET			97,255,093	99,468,639	35.35
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES					
AUSTRALIA					
OTHER BONDS					
USD	200,000	MIDWEST VANADIUM 11.5% 15/02/18 (*)	190,580	4,288	0.00
			190,580	4,288	0.00
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	125,000	FMG RES AUG06 5.125% 15/05/24	125,000	126,250	0.04
USD	75,000	FMG RES AUG06 4.75% 15/05/22	75,000	76,085	0.03
USD	50,000	BARMINCO FIN PTY 6.625% 15/05/22	50,000	49,688	0.02
			250,000	252,023	0.09
Total AUSTRALIA			440,580	256,311	0.09
AUSTRIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	JBS INVEST 7.25% 03/04/24	200,000	178,000	0.06
			200,000	178,000	0.06
Total AUSTRIA			200,000	178,000	0.06

[次へ](#)

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
BERMUDA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	625,000	DIGICEL LTD 8.25% 30/09/20	625,000	591,250	0.22
USD	600,000	DIGICEL LTD 6.75% 01/03/23	600,000	574,500	0.20
USD	450,000	WEATHERFORD INTL 9.875% 15/02/24	448,197	509,625	0.18
USD	425,000	NCL CORP 4.75% 15/12/21	425,000	437,750	0.16
USD	200,000	DIGICEL GP LTD 7.125% 01/04/22	200,575	175,250	0.06
USD	175,000	VIKING CRUISES LTD 6.25% 15/5/25	175,000	169,750	0.06
USD	100,000	DIGICEL LTD 6% 15/04/21	100,000	96,875	0.03
			2,573,772	2,555,000	0.91
		Total BERMUDA	2,573,772	2,555,000	0.91
BRITISH VIRGIN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	STUDIO CITY 5.875% 30/11/19	200,000	210,000	0.07
			200,000	210,000	0.07
		Total BRITISH VIRGIN ISLANDS	200,000	210,000	0.07
CANADA					
PAY-IN KIND BOND					
USD	27,661	CATALYST PAPER PIK 13% 30/10/17 (*)	22,129	17,426	0.01
			22,129	17,426	0.01
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,250,000	VRX ESCROW 6.125% 15/4/25	1,892,233	1,816,874	0.65
USD	875,000	GARDA WORLD SEC 7.25% 15/11/21	920,937	888,124	0.32
USD	750,000	AIR CANADA 7.75% 15/04/21	750,000	854,999	0.30
USD	550,000	GW HONOS SEC 8.75% 15/05/25	546,029	569,249	0.20
USD	550,000	BROOKFIELD RESID 6.5% 15/12/20	550,000	567,875	0.20
USD	525,000	VALEANT PHARMA 7% 15/03/24	531,307	557,813	0.20
USD	450,000	1011778 BC/NEW RED 4.25% 15/05/24	450,000	449,438	0.16
USD	475,000	VPII ESCROW CORP 7.5% 15/07/21	423,625	439,969	0.16
USD	400,000	OPEN TEXT CORP 5.875% 01/06/26	400,000	426,500	0.15
USD	400,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25% 01/04/23	400,167	402,000	0.14
USD	375,000	KISSNER GR HDG 8.375% 01/12/22	375,000	384,844	0.14
USD	350,000	PARAMOUNT RES 6.875% 30/06/23	348,366	369,250	0.13
USD	350,000	MATTAMY GROUP 6.5% 15/11/20	348,750	360,710	0.13
USD	325,000	GARDA WORLD SEC 7.25% 15/11/21	325,000	329,875	0.12
USD	450,000	MOOD MEDIA CORP 9.25% 15/10/20 (*)	450,000	309,375	0.11

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
CANADA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	300,000	NOVA CHEMICALS CORP 4.875% 01/06/24	300,000	301,125	0.11
USD	300,000	BOMBARDIER INC 6% 15/10/22	262,522	299,625	0.11
USD	275,000	101178 BC/NEW RED 6% 01/04/22	287,219	285,313	0.10
USD	250,000	HUDBAY MINERALS 7.625% 15/01/25	251,250	267,483	0.10
USD	250,000	BROOKFIELD RESID 6.375% 15/5/25	250,000	260,000	0.09
USD	225,000	NOVA CHEMICALS CORP 5.25% 01/06/27	225,000	225,281	0.08
USD	225,000	BOMBARDIER INC 6.125% 15/01/23	199,594	225,000	0.08
USD	225,000	VERMILION EN 5.625% 15/03/25	225,307	223,594	0.08
USD	200,000	IAMGOLD CORP 7% 15/04/25	200,000	203,500	0.07
USD	200,000	TRINIDAD DRIL 6.625% 15/02/25	200,000	199,000	0.07
USD	175,000	LG FINANCECO 5.875% 01/11/24	175,000	182,875	0.06
USD	175,000	CLEARWATER SEAFOOD 6.875% 1/5/25	175,000	182,875	0.06
USD	175,000	RITCHIE BROS 5.375% 15/01/25	175,000	181,563	0.06
USD	150,000	NORBORD INC 6.25% 15/04/23	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	CASCADES INC 5.75% 15/07/23	150,000	152,625	0.05
USD	125,000	HUDBAY MINERALS 7.25% 15/01/23	125,000	130,938	0.05
USD	100,000	BOMBARDIER INC 7.5% 15/03/25	92,214	103,125	0.04
USD	83,000	GIBSON ENERGY INC 6.75% 15/07/21	89,640	86,216	0.03
USD	75,000	VIDEOTRON 5.125% 15/04/27	75,000	77,215	0.03
USD	75,000	MEG ENERGY CORP 6.375% 30/1/23	67,313	65,438	0.02
USD	50,000	PRECISION DRILLING 7.75% 15/12/23	50,000	52,000	0.02
USD	175,000	CONCORDIA HEALTH 9.5% 21/10/22	74,906	42,000	0.01
USD	200,000	CONCORDIA HLTH COR 7% 15/04/23	200,000	41,500	0.01
			12,711,379	12,674,936	4.50
Total CANADA			12,733,508	12,692,362	4.51
CAYMAN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	800,000	WYNN MACAU 5.25% 15/10/21	806,000	827,000	0.30
USD	400,000	SABLE INTL FIN 6.875% 01/08/22	394,576	433,032	0.15
USD	375,000	PARK AEROSPACE HDG 5.25% 15/08/22	380,750	393,281	0.14
USD	200,000	UPCB FINANCE IV 5.375% 15/1/25	199,000	206,874	0.07
			1,780,326	1,860,187	0.66
Total CAYMAN ISLANDS			1,780,326	1,860,187	0.66

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
FRANCE					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,200,000	NUMERICABLE GRP 6% 15/05/22	1,205,069	1,257,000	0.44
USD	400,000	SPCM SA 4.875% 15/09/25	400,000	408,500	0.15
USD	200,000	NUMERICABLE SFR 7.375% 01/05/26	201,266	215,750	0.08
			<u>1,806,335</u>	<u>1,881,250</u>	<u>0.67</u>
		Total FRANCE	<u>1,806,335</u>	<u>1,881,250</u>	<u>0.67</u>
GERMANY					
PAY-IN KIND BOND					
USD	200,000	SCHAEFFLER VE PIK 4.125% 15/9/21	200,000	204,250	0.08
USD	200,000	SCHAEFFLER VER PIK 4.5% 15/09/23	200,000	204,000	0.07
			<u>400,000</u>	<u>408,250</u>	<u>0.15</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	400,000	UNITYMEDIA KABEL 6.125% 15/01/25	400,000	427,500	0.15
			<u>400,000</u>	<u>427,500</u>	<u>0.15</u>
		Total GERMANY	<u>800,000</u>	<u>835,750</u>	<u>0.30</u>
IRELAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	600,000	ARDAGH PKG FIN 6% 15/02/25	603,000	621,000	0.22
USD	200,000	ARDAGH PKG FIN 4.25% 15/09/22	200,000	204,250	0.07
			<u>803,000</u>	<u>825,250</u>	<u>0.29</u>
		Total IRELAND	<u>803,000</u>	<u>825,250</u>	<u>0.29</u>
LUXEMBOURG					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	625,000	CAMELOT FINANCE 7.875% 15/10/24	626,969	673,437	0.24
USD	600,000	WIND ACQUIS FIN 7.375% 23/04/21	597,450	624,749	0.22
USD	600,000	CONSOLIDATED NRG 6.75% 15/10/19	594,000	618,000	0.22
USD	400,000	ALTICE US FIN II 7.75% 15/7/25	393,100	446,000	0.16
USD	400,000	ALTICE FINANCING 7.5% 15/05/26	400,000	439,500	0.16
USD	400,000	ALTICE SA 7.75% 15/05/22	410,500	424,500	0.15
USD	295,000	INTELSAT CONNECT 12.5% 1/04/22	382,750	258,863	0.09
USD	200,000	TRINSEO OP/FIN 6.75% 01/05/22	200,000	212,500	0.08
USD	225,000	MALLINCKRODT FIN 5.5% 15/04/25	225,000	204,188	0.07
USD	200,000	FOUR FINANCE SA 10.75% 01/05/22	200,000	200,337	0.07
USD	200,000	TOPAZ MARINE 8.625% 01/11/18	200,000	197,152	0.07

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
LUXEMBOURG (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	175,000	MALLINCKRODT FIN 5.625% 15/10/23	175,000	166,688	0.06
			4,404,769	4,465,914	1.59
		Total LUXEMBOURG	4,404,769	4,465,914	1.59
MARSHALL ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	575,000	NAVIOS MARITIME 8.125% 15/11/21	576,438	501,688	0.18
			576,438	501,688	0.18
		Total MARSHALL ISLANDS	576,438	501,688	0.18
NETHERLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	850,000	INTERGEN NV 7% 30/06/23	834,964	803,250	0.30
USD	600,000	VTR FIN 6.875% 15/01/24	600,000	636,750	0.23
USD	450,000	ZIGGO BOND FIN 6% 15/01/27	446,400	450,000	0.16
USD	400,000	NXP BV/NXP FD 4.625% 15/06/22	430,000	430,564	0.15
USD	400,000	NXP BV/NXP FD 3.75% 01/06/18	408,752	407,500	0.14
USD	250,000	CONSTELLIUM NV 6.625% 01/03/25	250,000	241,250	0.09
USD	200,000	ALCOA NEDERLAND HDG 7% 30/09/26	207,000	218,600	0.08
USD	200,000	LBC TANK TERM 6.875% 15/05/23	200,000	209,000	0.07
USD	200,000	NXP BV/NXP FD 3.875% 01/09/22	210,250	209,000	0.07
USD	200,000	ALPHA 3 BV US BID 6.25% 01/02/25	200,000	204,000	0.07
USD	200,000	ZIGGO SEC 5.5% 15/01/27	202,000	202,376	0.07
			3,989,366	4,012,290	1.43
		Total NETHERLANDS	3,989,366	4,012,290	1.43
SWITZERLAND					
FLOATING RATE NOTE					
USD	200,000	CREDIT SUISSE GR FRN 29/12/49	188,750	211,120	0.08
			188,750	211,120	0.08
		Total SWITZERLAND	188,750	211,120	0.08
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	200,000	STANDARD CHARTERED FRN 29/12/49	200,000	213,250	0.08
			200,000	213,250	0.08

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	600,000	TULLOW OIL 6.25% 15/04/22	600,000	564,000	0.20
USD	400,000	ANGLO AMERICAN 4.125% 27/09/22	337,500	407,000	0.14
USD	300,000	INMARSAT FIN 4.875% 15/05/22	297,573	305,250	0.11
USD	200,000	PETRA DIAMONDS 7.25% 01/05/22	199,986	207,400	0.07
USD	200,000	VIRGIN MEDIA FIN 5.75% 15/01/25	193,500	203,500	0.07
USD	150,000	FERROGLOBE PLC 9.375% 01/03/22	150,000	159,000	0.06
USD	50,000	INMARSAT FIN 6.5% 01/10/24	50,000	53,188	0.02
			1,828,559	1,899,338	0.67
		Total UNITED KINGDOM	2,028,559	2,112,588	0.75
UNITED STATES OF AMERICA					
BANK LOAN					
USD	24,230	GLOBAL AVIATION FRN 13/08/17	124,312	2	0.00
			124,312	2	0.00
CONVERTIBLE BOND					
USD	75,000	CHESAPEAKE ENER CV 5.5% 15/09/23	75,000	72,772	0.03
			75,000	72,772	0.03
PAY-IN KIND BOND					
USD	875,000	VERTIV INT HOLD PIK 12% 15/02/22	857,500	934,063	0.33
USD	875,000	INFOR SOFT PIK 7.125% 01/05/21	868,505	905,625	0.32
USD	402,607	WAVE HOLDCO PIK 8.25% 15/07/19	376,688	409,401	0.15
USD	292,466	AAF HLG/FIN PIK 12.75% 01/07/19	250,000	304,896	0.11
USD	250,960	MICHAEL BAKER PIK 9.625% 15/4/19	226,159	248,450	0.09
USD	195,000	BI-LO LLC/FIN PIK 8.625% 15/9/18	193,050	97,500	0.03
USD	634,993	JCH PARENT PIK 11.25% 15/03/19	473,328	82,549	0.03
			3,245,230	2,982,484	1.06
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	400,000	ENDO FIN LLC/FINCO 6% 01/02/25	388,750	360,000	0.13
USD	300,000	TERRAFORM GLOBAL 9.75% 15/08/22	287,756	334,500	0.12
USD	200,000	A SCHULMAN INC STUP 6.875% 01/06/23	200,000	211,500	0.08
USD	200,000	ENDO FIN LLC/FIN 5.375% 15/01/23	175,000	181,000	0.06
			1,051,506	1,087,000	0.39
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,850,000	HOCKEY MERG 7.875% 01/10/21	1,860,045	1,942,314	0.68
USD	1,675,000	ASHTON WOODS USA 6.875% 15/2/21	1,662,252	1,704,312	0.60
USD	1,550,000	LTF MERGER 8.5% 15/06/23	1,544,187	1,654,624	0.58

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	1,500,000	LOGO MERGER SUB 8.375% 15/10/20	1,499,999	1,528,124	0.54
USD	1,475,000	HARLAND CLARKE 9.25% 01/03/21	1,481,672	1,436,280	0.51
USD	1,100,000	COGENT COMM FIN 5.625% 15/04/21	1,099,999	1,131,624	0.40
USD	1,025,000	BUILD MAT CORP 5.375% 15/11/24	1,024,999	1,078,812	0.38
USD	1,000,000	MPH ACQUISITION 7.125% 01/06/24	1,022,559	1,070,619	0.38
USD	1,000,000	PRISO ACQ CORP 9% 15/05/23	999,999	1,024,999	0.36
USD	1,225,000	MURRAY ENERGY 11.25% 15/04/21	947,249	943,249	0.34
USD	875,000	CCO HDGS LLC 5.75% 15/02/26	922,155	935,155	0.33
USD	800,000	NEPTUNE FINCO 10.125% 15/01/23	817,888	929,495	0.33
USD	900,000	AMERICAN AXLE&MFG 6.25% 01/04/25	898,215	888,749	0.32
USD	800,000	CITGO HOLDING 10.75% 15/02/20	807,099	869,999	0.31
USD	925,000	VPI ESCROW CORP 6.375% 15/10/20	858,187	868,343	0.31
USD	825,000	CEQUEL COM HLD 5.125% 15/12/21	810,437	847,068	0.30
USD	825,000	BMC SOFTWARE 8.125% 15/07/21	828,593	843,562	0.30
USD	850,000	ASP AMC MERGER SUB 8% 15/05/25	849,313	824,499	0.29
USD	800,000	BWAY HDGS CO 7.25% 15/04/25	799,625	815,671	0.29
USD	775,000	PATRIOT MERGER CORP 9% 15/07/21	773,000	813,749	0.29
USD	750,000	CPG MERGER SUB 8% 01/10/21	750,000	783,749	0.28
USD	750,000	ARTESYN ESC INC 9.75% 15/10/20	750,000	734,999	0.26
USD	700,000	WAVEDIVISION ESC 8.125% 1/09/20	714,035	727,999	0.26
USD	675,000	RSI HOME PROD INC 6.5% 15/3/23	675,938	712,124	0.25
USD	750,000	TPC GROUP INC 8.75% 15/12/20	615,750	710,624	0.25
USD	700,000	JBS USA LLC 8.25% 01/02/20	694,407	702,625	0.25
USD	675,000	MRT MID PART/FIN 7.25% 15/02/21	679,888	691,031	0.25
USD	725,000	ORTHO-CLINICAL 6.625% 15/05/22	725,000	688,301	0.24
USD	675,000	RADIATE HOLDCO/FIN 6.625% 15/02/25	674,469	686,813	0.24
USD	650,000	CALPINE CORP 5.875% 15/01/24	651,379	671,125	0.24
USD	650,000	MOHEGAN TRIBAL 7.875% 15/10/24	648,673	668,688	0.24
USD	650,000	FREEPORT MCMORAN 6.625% 1/5/21	413,063	664,625	0.24
USD	775,000	AHERN RENTALS 7.375% 15/5/23	630,064	649,063	0.23
USD	575,000	DIAMOND 1/2 FIN 7.125% 15/06/24	593,226	640,680	0.23
USD	600,000	COMMSCOPE 5.5% 15/06/24	600,000	627,000	0.22
USD	584,000	HERC RENTALS INC 7.75% 01/06/24	605,619	623,420	0.22
USD	625,000	COMPASS MINERALS 4.875% 15/7/24	625,000	617,188	0.22
USD	575,000	INCEPTION MRGR 8.625% 15/11/24	577,259	615,250	0.22
USD	600,000	AMERICAN AIRLINES 4.625% 1/3/20	600,000	614,250	0.22

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	575,000	CCO HLDGS LLC/CAP 5.5% 01/05/26	596,250	608,422	0.22
USD	600,000	ROSE ROCK MID 5.625% 15/07/22	600,000	600,000	0.21
USD	575,000	ALTA MESA HDGS 7.875% 15/12/24	575,000	596,563	0.21
USD	700,000	ANNA MERGER SUB 7.75% 01/10/22	693,406	590,625	0.21
USD	600,000	K HOVNANIAN ENT 7% 15/01/19	607,500	579,000	0.21
USD	550,000	TRANSOCEAN INC 9% 15/07/23	574,594	577,500	0.21
USD	550,000	MIRCON TECH INC 5.25% 15/01/24	550,156	566,500	0.20
USD	550,000	ASCENT RESOURCE 10% 01/04/22	550,000	564,438	0.20
USD	525,000	NEW ENTERPRISE 10.125% 01/04/22	525,000	556,500	0.20
USD	475,000	BUILDERS FIRSTS 10.75% 15/8/23	471,336	552,188	0.20
USD	600,000	ENDO FIN LLC/FINCO 6% 15/07/23	552,000	552,000	0.20
USD	525,000	CHOBANI LLC/FIN 7.5% 15/04/25	525,000	546,656	0.19
USD	575,000	HEXION 2 US FIN 13.75% 1/2/22	573,813	546,250	0.19
USD	525,000	FREEMPORT MCMORAN 6.5% 15/11/20	405,334	541,734	0.19
USD	525,000	MIDAS INT HOLD 7.875% 01/10/22	525,000	540,750	0.19
USD	500,000	WR GRACE & CO 5.125% 01/10/21	500,000	534,375	0.19
USD	500,000	ECO SERVICES 8.5% 01/11/22	500,000	527,500	0.19
USD	500,000	RADIO SYSTEMS 8.375% 01/11/19	500,000	520,900	0.19
USD	500,000	BUILDERS FIRSTS 5.625% 1/09/24	500,000	520,000	0.18
USD	497,000	UNIVISION COMM 6.75% 15/09/22	503,314	518,123	0.18
USD	500,000	MICRON TECHNO 5.25% 01/08/23	497,880	514,065	0.18
USD	500,000	SOUTHERN STAR 5.125% 15/7/22	500,000	507,500	0.18
USD	475,000	COMMScope TECH FIN 6% 15/06/25	475,000	504,688	0.18
USD	500,000	HEATHSIDE GP 6.5% 01/05/22	506,000	501,250	0.18
USD	500,000	ALBERTSONS 5.75% 15/03/25	500,000	496,950	0.18
USD	450,000	MIDCONTINENT COM 6.875% 15/08/23	458,250	484,875	0.17
USD	450,000	NATHAN'S FAMOUS 10% 15/03/20	463,625	480,375	0.17
USD	475,000	HEXION INC 10.375% 01/02/22	475,000	478,563	0.17
USD	450,000	MERITAGE HOMES CORP 6% 01/06/25	457,969	477,000	0.17
USD	475,000	REALOGY GROUP 4.875% 01/06/23	471,528	476,781	0.17
USD	500,000	HALCON RES CORP 6.75% 15/02/25	487,573	473,125	0.17
USD	450,000	REYNOLDS GRP ISS 5.125% 15/7/23	455,250	466,313	0.17
USD	450,000	SIRIUS XM RADIO 5.375% 15/07/26	450,000	459,000	0.16
USD	450,000	CITGO PETROLEUM 6.25% 15/08/22	452,020	457,875	0.16
USD	425,000	FBM FINANCE INC 8.25% 15/08/21	425,000	455,813	0.16
USD	450,000	NEXSTAR ESCROW 5.625% 01/08/24	450,000	452,250	0.16

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	425,000	JDA ESC / BOND 7.375% 15/10/24	430,125	442,000	0.16
USD	673,000	TALOS PROD LLF/FIN 9.75% 15/2/18	666,438	440,815	0.16
USD	425,000	LANDRY'S INC 6.75% 15/10/24	425,000	437,750	0.16
USD	425,000	WYNN LAS VEGAS 5.25% 15/05/27	425,000	436,156	0.15
USD	400,000	INVENTIV HEALTH 7.5% 01/10/24	400,000	434,500	0.15
USD	400,000	VERITAS US 10.5% 01/02/24	432,500	433,000	0.15
USD	425,000	CHENIERE CORP 5.125% 30/06/27	425,000	430,206	0.15
USD	425,000	TOWNSQUARE MEDIA 6.5% 01/04/23	425,000	428,188	0.15
USD	400,000	ICAHN ENTER 6.25% 01/02/22	400,000	416,500	0.15
USD	450,000	DJO FINCO LTD 8.125% 15/06/21	450,000	415,125	0.15
USD	400,000	SIX FLAGS ENT 5.5% 15/04/27	400,000	411,500	0.15
USD	400,000	TEMPO ACQUISITION 6.75% 01/06/25	402,969	409,000	0.15
USD	397,000	CEQUEL COM HLD 6.375% 15/09/20	408,850	407,421	0.14
USD	395,000	GRAY TELE INC 5.875% 15/07/26	402,445	400,431	0.14
USD	375,000	CEMEX FINANCE 9.375% 12/10/22	375,000	400,313	0.14
USD	375,000	JACOBS ENTERT 7.875% 01/02/24	381,938	393,750	0.14
USD	375,000	BLUELINE RENTAL 9.25% 15/03/24	375,000	391,170	0.14
USD	350,000	PRIME SECSRV 9.25% 15/05/23	374,844	383,425	0.14
USD	375,000	USIS MERGER SUB 6.875% 01/05/25	375,000	380,156	0.14
USD	350,000	KRATON POLYMERS 7% 15/04/25	350,000	369,250	0.13
USD	350,000	CUMBERLAND FARMS 6.75% 01/05/25	355,563	366,625	0.13
USD	350,000	ACCESS MIDST PART 4.875% 15/05/23	363,063	362,422	0.13
USD	350,000	FREEPORT MCMORAN 6.75% 1/2/22	285,388	362,250	0.13
USD	350,000	CCO HDG LLC/CAP 5.125% 01/05/27	352,125	358,313	0.13
USD	350,000	AECOM 5.125% 15/03/27	350,000	349,125	0.12
USD	600,000	APPVION INC 9% 01/06/20	516,525	342,000	0.12
USD	325,000	EXTERRAN NRG SO 8.125% 01/05/25	325,000	338,000	0.12
USD	327,000	NRG ENERGY INC 6.25% 15/07/22	320,836	334,358	0.12
USD	325,000	LADDER CAP FIN 5.25% 15/03/22	325,000	334,344	0.12
USD	325,000	CHANGE HEALTH/FIN 5.75% 01/03/25	325,000	333,938	0.12
USD	325,000	PDC ENERGY INC 6.125% 15/09/24	328,094	332,313	0.12
USD	300,000	REYNOLDS GRP ISS 7% 15/07/24	300,000	322,688	0.11
USD	325,000	RESOLUTE FOREST 5.875% 15/05/23	321,709	321,344	0.11
USD	300,000	ASHTAD CAPITAL 5.625% 1/10/24	300,000	320,625	0.11
USD	300,000	DIAMOND 1 FIN/2 5.875% 15/06/21	309,938	317,841	0.11
USD	300,000	BEAZER HOMES USA 5.75% 15/06/19	300,000	315,000	0.11

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	300,000	ALLIANCE RES OP/FIN 7.5% 1/05/25	300,000	313,875	0.11
USD	300,000	VECTOR GROUP LTD 6.125% 01/02/25	300,000	312,750	0.11
USD	300,000	LIVE NATION ENT 5.375% 15/06/22	304,590	312,000	0.11
USD	300,000	ALBERTSONS LLC 6.625% 15/06/24	301,575	311,940	0.11
USD	300,000	COVEY PARK ENERG 7.5% 15/05/25	301,094	310,125	0.11
USD	300,000	BWAY HDGS CO 5.5% 15/04/24	300,000	307,125	0.11
USD	308,000	GLOBAL SHIP LEASE 10% 01/04/19	327,441	304,150	0.11
USD	275,000	OWENS-BROCKWAY 6.375% 15/08/25	275,000	303,875	0.11
USD	275,000	CLOUD CRANE LLC 10.125% 01/08/24	278,063	299,063	0.11
USD	275,000	FIRST DATA CORP 7% 01/12/23	286,578	296,656	0.11
USD	325,000	K HOVNANIAN ENT 8% 01/11/19	325,000	295,750	0.11
USD	275,000	GRINDING MED 7.375% 15/12/23	284,232	295,625	0.11
USD	325,000	NWH ESCROW CORP 7.5% 01/08/21	305,500	294,125	0.10
USD	300,000	SINCLAIR TELE 5.125% 15/02/27	300,000	291,564	0.10
USD	275,000	ABC SUPPLY 5.75% 15/12/23	275,000	291,500	0.10
USD	300,000	TENN MERGER 6.375% 01/02/25	300,000	290,250	0.10
USD	275,000	TESORO CORP 4.75% 15/12/23	275,000	288,750	0.10
USD	275,000	AIRXCEL INC 8.5% 15/02/22	276,250	287,719	0.10
USD	275,000	ALERIS INTL INC 9.5% 01/04/21	287,250	287,326	0.10
USD	275,000	ICAHN ENTER 6.75% 01/02/24	274,959	286,344	0.10
USD	275,000	CALLON PETRO 6.125% 01/10/24	276,563	285,313	0.10
USD	300,000	HILLMAN GROUP INC 6.375% 15/7/22	300,000	285,000	0.10
USD	275,000	HARLAND CLARKE 6.875% 01/03/20	275,000	284,281	0.10
USD	275,000	EAGLE HDG CO LLC 7.625% 15/05/22	275,781	283,698	0.10
USD	275,000	AV HOMES 6.625% 15/05/22	275,000	281,537	0.10
USD	275,000	EW SCRIPPS CO 5.125% 15/05/25	277,438	280,844	0.10
USD	275,000	ANTERO MIDSTREAM 5.375% 15/09/24	275,000	280,500	0.10
USD	275,000	NABORS INDUS 5.5% 15/01/23	275,000	277,750	0.10
USD	266,000	COEUR D'ALENE MINES 7.875% 01/02/21	266,000	277,491	0.10
USD	275,000	UNITI GRP/FIBER 7.125% 15/12/24	276,938	277,063	0.10
USD	275,000	SONIC AUTOMOTIVE 6.125% 15/03/27	275,000	275,688	0.10
USD	275,000	CENTURY COMM 5.875% 15/07/25	275,000	275,000	0.10
USD	250,000	CORTES NP ACQ 9.25% 15/10/24	250,000	268,047	0.10
USD	250,000	NEW AMETHYST CORP 6.25% 01/12/24	250,000	267,500	0.10
USD	250,000	TREEHOUSE FOODS INC 6% 15/02/24	250,000	266,875	0.09
USD	250,000	CBS RADIO INC 7.25% 01/11/24	253,250	265,000	0.09

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	250,000	COGENT COM 5.375% 01/03/22	250,563	262,188	0.09
USD	250,000	CRESCENT COMM 8.875% 15/10/21	250,000	261,875	0.09
USD	250,000	KFC HOLD PIZZA 5% 01/06/24	250,000	260,625	0.09
USD	250,000	NBTY INC 7.625% 15/05/21	250,000	260,625	0.09
USD	250,000	AMC ENTERTAINMT 6.125% 15/05/27	250,167	258,125	0.09
USD	225,000	SOLERA LLC/FIN 10.5% 01/03/24	213,750	257,906	0.09
USD	250,000	ENVISION HEALTH 5.125% 01/07/22	250,000	256,563	0.09
USD	250,000	SALEM MEDIA 6.75% 01/06/24	255,688	255,000	0.09
USD	232,000	SPRINT NEXTEL 9% 15/11/18	254,316	254,620	0.09
USD	250,000	GRAY TELE INC 5.125% 15/10/24	250,938	250,000	0.09
USD	250,000	DRIVETIME AUTO GP 8% 01/06/21	250,000	250,000	0.09
USD	275,000	VALEANT PHARMA 7.25% 15/07/22	248,438	246,641	0.09
USD	250,000	HIGH RIDGE BRANDS 8.875% 15/3/25	251,125	246,250	0.09
USD	225,000	JACK OHIO FIN 10.25% 15/11/22	225,000	244,406	0.09
USD	250,000	CLIFFS NATURAL RES 5.75% 01/03/25	250,000	240,625	0.09
USD	250,000	INTREPID AVIATION 6.875% 15/2/19	250,000	240,000	0.09
USD	225,000	PRESTIGE BRANDS 6.375% 01/03/24	225,000	236,813	0.08
USD	225,000	EQUINIX INC 5.375% 01/04/23	230,063	235,710	0.08
USD	225,000	BMC EAST LLC 5.5% 01/10/24	225,000	235,125	0.08
USD	225,000	GATEWAY CASINO 8.25% 01/03/24	225,000	234,563	0.08
USD	225,000	MERCER INTL 6.5% 01/02/24	225,563	234,000	0.08
USD	225,000	CVR PART / NITROGE 9.25% 15/06/23	219,373	232,594	0.08
USD	225,000	TRANSDIGM INC 6.5% 15/05/25	228,375	231,750	0.08
USD	225,000	CARDTRONICS INC 5.5% 01/05/25	225,000	230,625	0.08
USD	225,000	PRESTIGE BRANDS 5.375% 15/12/21	224,438	229,500	0.08
USD	225,000	NRG ENERGY INC 7.25% 15/05/26	225,000	229,500	0.08
USD	225,000	GREAT LAKES DRED 8% 15/05/22	225,844	227,813	0.08
USD	225,000	KEHE DISTRIBUTORS 7.625% 15/8/21	225,000	226,125	0.08
USD	225,000	ITALICS MERGER 7.125% 15/07/23	225,000	224,438	0.08
USD	225,000	NRG YIELD OPER 5% 15/09/26	225,000	223,875	0.08
USD	225,000	GULFPORT ENERGY 6.375% 15/5/25	225,000	223,313	0.08
USD	225,000	GULFPORT ENERGY 6% 15/10/24	224,875	220,500	0.08
USD	210,000	ADVANCED MICRO 7% 01/07/24	182,467	219,975	0.08
USD	225,000	WILDHORSE RES 6.875% 01/02/25	223,299	217,688	0.08
USD	225,000	RADIO ONE INC 9.25% 15/02/20	221,063	214,875	0.08
USD	200,000	VERITAS US 7.5% 01/02/23	187,000	214,000	0.08

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	200,000	BCD ACQUISIT INC 9.625% 15/09/23	200,000	214,000	0.08
USD	200,000	GOLDEN NUGGET ESC 8.5% 01/12/21	201,250	213,000	0.08
USD	200,000	PARSLEY ENERGY 6.25% 01/06/24	202,500	212,000	0.08
USD	200,000	MULTI-COLOR 6.125% 01/12/22	200,000	209,500	0.07
USD	200,000	STANDARD IND 5.125% 15/02/21	200,000	208,750	0.07
USD	200,000	CALLON PETRO 6.125% 01/10/24	208,250	207,500	0.07
USD	200,000	ENDO DAC FIN LLC 5.875% 15/10/24	200,000	207,000	0.07
USD	200,000	CARLSON TRAVEL 9.5% 15/12/24	200,000	206,750	0.07
USD	200,000	WILLIAM LYON 5.875% 31/01/25	198,430	206,750	0.07
USD	524,846	BUFFALO THUND. 11% 12/09/22	1,121,883	206,658	0.07
USD	200,000	CCM MERGER INC 6% 15/03/22	200,000	206,500	0.07
USD	200,000	CARLSON TRAVEL 6.75% 15/12/23	200,000	205,250	0.07
USD	185,000	PINNACLE MERGER SUB 9.5% 01/10/23	185,000	204,656	0.07
USD	200,000	BOOZ ALLEN HAM 5.125% 01/05/25	200,813	204,500	0.07
USD	200,000	DELEK LOG PART 6.75% 15/05/25	198,490	203,500	0.07
USD	200,000	ULTRA RESOURCES 6.875% 15/04/22	200,000	202,250	0.07
USD	200,000	CDK GLOBAL INC 4.875% 01/06/27	200,000	201,500	0.07
USD	225,000	CNG HLDG INC 9.375% 15/05/20	225,000	194,625	0.07
USD	180,000	HERC RENTALS INC 7.5% 01/06/22	185,484	191,250	0.07
USD	175,000	CARMIKE CINEMAS INC 6% 15/6/23	175,000	185,938	0.07
USD	175,000	CCO HDGS LLC/CAP 5.375% 01/05/25	179,375	185,063	0.07
USD	175,000	HILL-ROM HDG INC 5.75% 01/09/23	175,000	184,625	0.07
USD	175,000	HOLLY ENERGY PART 6% 01/08/24	175,000	184,625	0.07
USD	175,000	XPO LOGISTICS 6.125% 01/09/23	177,125	184,406	0.07
USD	175,000	NOVELIS CORP 6.25% 15/08/24	185,500	183,313	0.07
USD	175,000	US CONCRETE 6.375% 01/06/24	185,063	182,875	0.06
USD	175,000	GARTNER INC 5.125% 01/04/25	175,000	182,438	0.06
USD	175,000	HILTON WORLD 4.625% 01/04/25	175,000	180,906	0.06
USD	175,000	SPX FLOW INC 5.875% 15/08/26	175,000	180,250	0.06
USD	175,000	MSCI INC 4.75% 01/08/26	175,000	180,031	0.06
USD	175,000	SINCLAIR TELE 5.875% 15/3/26	175,000	179,813	0.06
USD	175,000	SPX FLOW INC 5.625% 15/08/24	175,000	179,375	0.06
USD	175,000	USG CORP 4.875% 01/06/27	175,000	176,750	0.06
USD	200,000	EP ENER/EVER 8% 15/02/25	200,000	173,750	0.06
USD	150,000	ZEKELMAN/JMC STE 9.875% 15/06/23	150,000	169,500	0.06
USD	159,000	BANKRATE INC 6.125% 15/08/18	158,873	159,894	0.06

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2017

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	150,000	SEALED AIR CORP 5.25% 1/04/23	150,000	159,750	0.06
USD	150,000	XPO LOGISTICS 6.5% 15/06/22	148,544	159,188	0.06
USD	150,000	HARLAND CLARKE 8.375% 15/08/22	150,000	158,625	0.06
USD	150,000	REALOGY GROUP 5.25% 01/12/21	150,375	157,875	0.06
USD	150,000	VIKING CRUISES 8.5% 15/10/22	159,068	157,500	0.06
USD	150,000	FLEX ACQUISITION 6.875% 15/01/25	150,000	156,938	0.06
USD	150,000	TENNANT CO 5.625% 01/05/25	150,000	156,563	0.06
USD	150,000	BEAZER HOMES USA 6.75% 15/03/25	150,000	155,250	0.06
USD	150,000	GANNETT CO 4.875% 15/09/21	147,797	154,125	0.05
USD	150,000	BLUE RACER MID 6.125% 15/11/22	152,250	154,125	0.05
USD	150,000	FIRST CASH FIN 5.375% 01/06/24	150,000	153,000	0.05
USD	150,000	AMERICAN MIDSTREAM 8.5% 15/12/21	150,000	152,625	0.05
USD	150,000	COEUR MINING 5.875% 01/06/24	150,000	149,438	0.05
USD	150,000	LONESTAR RES 8.75% 15/04/19	150,000	144,000	0.05
USD	125,000	DIEBOLD INC 8.5% 15/04/24	125,000	140,938	0.05
USD	125,000	ENGILITY CORP 8.875% 01/09/24	125,000	134,375	0.05
USD	125,000	BLOCK COMM INC 6.875% 15/02/25	125,000	134,375	0.05
USD	140,000	FLEXI VAN LSG 7.875% 15/08/18	139,283	133,000	0.05
USD	125,000	AMERICAN AIRLINES 5.5% 1/10/19	125,000	130,938	0.05
USD	125,000	VERSUM MATERIALS 5.5% 30/09/24	125,000	130,938	0.05
USD	125,000	PARK OHIO IND 6.625% 15/04/27	125,000	130,469	0.05
USD	125,000	CCO HLDGS LLC 5.125% 01/05/23	129,531	130,000	0.05
USD	125,000	PATTERN ENERGY GP 5.875% 01/02/24	125,000	130,000	0.05
USD	125,000	WMG ACQUISITION 5% 01/08/23	125,000	127,813	0.05
USD	125,000	PEABODY SEC FIN 6.375% 31/03/25	125,000	125,000	0.04
USD	125,000	SUNCOKE ENERGY 7.5% 15/06/25	123,141	123,361	0.04
USD	125,000	KRONOS ACQUISITION 9% 15/08/23	125,000	123,125	0.04
USD	125,000	RANGE RESOURCES 5% 15/03/23	99,375	122,813	0.04
USD	100,000	DIAMOND 1/2 FIN 5.45% 15/06/23	99,957	108,661	0.04
USD	100,000	TENET HEALTHCARE 7.5% 01/01/22	100,000	108,458	0.04
USD	100,000	ALERE INC 6.375% 01/07/23	100,000	108,125	0.04
USD	100,000	VALVOLINE FIN TWO 5.5% 15/07/24	100,000	105,125	0.04
USD	100,000	COMMUNICATION SALES 6% 15/04/23	99,250	104,750	0.04
USD	100,000	NOVELIS CORP 5.875% 30/09/26	100,500	103,500	0.04
USD	100,000	NIELSEN CO LUX 5% 01/02/25	100,000	102,000	0.04
USD	100,000	PROVIDENT FDG ASS 6.375% 15/6/25	100,000	101,750	0.04

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	100,000	SILGAN HOLDINGS 4.75% 15/03/25	100,000	101,750	0.04
USD	100,000	CHESAPEAKE ENERGY 8% 15/01/25	98,818	99,500	0.04
USD	125,000	SUNGARD AVAIL 8.75% 01/04/22	125,000	99,375	0.04
USD	100,000	SUGAR HSP GMNG 5.875% 15/05/25	100,000	98,650	0.04
USD	100,000	DYNEGY INC 8% 15/01/25	100,047	97,500	0.03
USD	100,000	FERRELLGAS LP 8.625% 15/06/20	96,000	97,000	0.03
USD	100,000	VALEANT PHARMACEUT 7% 01/10/20	92,469	95,500	0.03
USD	75,000	IPAYMENT INC 10.75% 15/04/24	73,500	83,813	0.03
USD	75,000	KOPPERS INC 6% 15/02/25	75,000	78,750	0.03
USD	75,000	TUTOR PERINI 6.875% 01/05/25	75,000	78,281	0.03
USD	75,000	KCG HOLDINGS 6.875% 15/03/20	73,500	78,000	0.03
USD	75,000	TEREX CORP 5.625% 01/02/25	75,000	76,875	0.03
USD	75,000	CRESTWOOD MID 5.75% 01/04/25	75,000	76,875	0.03
USD	75,000	LAMB WESTON 4.625% 01/11/24	75,000	76,688	0.03
USD	66,000	MICROSEMI CORP 9.125% 15/04/23	66,000	76,065	0.03
USD	75,000	PEABODY SEC FIN 6% 31/03/22	75,000	75,281	0.03
USD	75,000	CALFRAC HLDG 7.5% 01/12/20	68,813	67,313	0.02
USD	225,000	TRIANGLE USA PET 6.75% 15/7/22 (*)	225,000	65,250	0.02
USD	125,000	COMPILER FINANCE 7% 01/05/21	125,000	62,266	0.02
USD	58,000	RJS POWER HDG 5.125% 15/07/19	58,000	56,405	0.02
USD	50,000	EMI MUSIC PUB 7.625% 15/6/24	50,000	55,000	0.02
USD	50,000	WESTERN DIGITAL 7.375% 01/04/23	50,500	54,750	0.02
USD	50,000	NCI BUILDING SYS 8.25% 15/01/23	50,000	54,188	0.02
USD	50,000	GREYSTAR REAL 8.25% 01/12/22	51,125	53,875	0.02
USD	50,000	CHARTER COMM 5.375% 01/05/47	49,984	52,396	0.02
USD	50,000	TALLGRASS NRG PRT 5.5% 15/9/24	50,000	50,938	0.02
USD	50,000	SUMMIT MAT 5.125% 01/06/25	50,000	50,490	0.02
USD	25,000	STANDARD IND 5.5% 15/02/23	25,000	26,344	0.01
USD	25,000	TARGA RESOURCES 5.125% 1/02/25	25,000	25,781	0.01
USD	25,000	CALPINE CORP 5.25% 01/06/26	25,000	24,844	0.01
			98,999,100	100,357,170	35.65
Total UNITED STATES OF AMERICA			103,495,148	104,499,428	37.13
Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES			136,020,551	137,097,138	48.72

*Nomura U.S. High Yield Bond Income***Statement of Investments (continued)****as at May 31, 2017**

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES					
CANADA					
PAY-IN KIND BOND					
USD	248,345	CATALYST PAPER CRP PIK 13% 30/10/17 (*)	361,541	162,666	0.06
USD	490,644	ALBERTA /ALGOMA PIK 14% 13/02/20 (*)	442,367	49	0.00
			803,908	162,715	0.06
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	SANJEL CORP 7.5% 19/06/19 (*)	200,000	20	0.00
			200,000	20	0.00
		Total CANADA	1,003,908	162,735	0.06
LUXEMBOURG					
FLOATING RATE NOTE					
USD	9,025,000	HELLAS II FRN 15/01/15 (*)	9,025,000	0	0.00
			9,025,000	0	0.00
		Total LUXEMBOURG	9,025,000	0	0.00
UNITED STATES OF AMERICA					
ORDINARY SHARE					
USD	7,489	WARREN RESOURCES INC (*) (**)	964,715	11,234	0.00
			964,715	11,234	0.00
OTHER BONDS					
USD	175,000	ENERGY FUT HDG 11.75% 01/03/22 (*)	155,991	187,447	0.07
			155,991	187,447	0.07
PAY-IN KIND BOND					
USD	493,308	DIRECTBUY HDGS PIK 12% 31/10/19	511,929	0	0.00
			511,929	0	0.00
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	2,050,000	MERISANT WORLDWIDE STUP 15/5/14	1,197,625	0	0.00
			1,197,625	0	0.00
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	675,000	GREIF INC 7.75% 01/08/19	652,300	743,343	0.26
USD	825,000	COMMUNITY CHOICE 10.75% 1/05/19	837,437	713,625	0.25
USD	350,000	AVAYA INC 9% 01/04/19 (*)	286,500	287,875	0.10
USD	776,000	INDALEX HOLDING 11.5% 01/02/14 (*)	839,138	15,520	0.01
USD	175,000	NEWPAGE CORP 10% 01/05/12 (*)	56,667	875	0.00
USD	508,000	QUEBECO 9.125% 15/08/19 (*)	497,451	0	0.00
USD	1,650,000	SABINE OIL GAS CORP 9.75% 15/02/17 (*)	1,629,106	0	0.00
			4,798,599	1,761,238	0.62

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Investments (continued)
as at May 31, 2017
(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
UNITS/PFD STOCKS					
USD	84	NINE POINT ENERGY HOLDINGS PFD (*) (**)	84,000	84,000	0.03
			84,000	84,000	0.03
		Total UNITED STATES OF AMERICA	7,712,859	2,043,919	0.72
		Total OTHER TRANSFERABLE SECURITIES	17,741,767	2,206,654	0.78
Total Investments			279,318,575	268,210,419	95.31

(*) Securities in default (Note 10)

(**) Securities received from non-voluntary corporate actions and capital reorganization in replacement of holdings in fixed income securities.

⁽¹⁾ *Quantity represents a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.*

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Economic and Geographical Division of Investments
as at May 31, 2017

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	0.17
Energy	0.02
	<u>0.19</u>
AUSTRIA	
Financials	0.06
	<u>0.06</u>
BERMUDA	
Telecommunication Services	0.51
Industrials	0.32
Consumer Discretionary	0.22
Energy	0.18
	<u>1.23</u>
BRITISH VIRGIN ISLANDS	
Consumer Discretionary	0.07
	<u>0.07</u>
CANADA	
Energy	1.35
Industrials	1.26
Health Care	1.01
Financials	0.94
Materials	0.50
Consumer Staples	0.23
Consumer Discretionary	0.17
Information Technology	0.15
Telecommunication Services	0.07
	<u>5.68</u>
CAYMAN ISLANDS	
Financials	0.36
Consumer Discretionary	0.30
Energy	0.26
	<u>0.92</u>
FRANCE	
Industrials	0.44
Information Technology	0.17
Materials	0.15
Telecommunication Services	0.08
	<u>0.84</u>

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Economic and Geographical Division of Investments (continued)

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
GERMANY	
Financials	0.30
	<u>0.30</u>
IRELAND	
Industrials	0.29
Information Technology	0.09
	<u>0.38</u>
LUXEMBOURG	
Financials	1.69
Telecommunication Services	0.33
Information Technology	0.24
Industrials	0.15
Energy	0.10
Health Care	0.06
	<u>2.57</u>
MARSHALL ISLANDS	
Financials	0.18
Industrials	0.11
	<u>0.29</u>
NETHERLANDS	
Financials	0.38
Information Technology	0.36
Utilities	0.37
Telecommunication Services	0.23
Energy	0.17
	<u>1.51</u>
SWITZERLAND	
Financials	0.08
	<u>0.08</u>
UNITED KINGDOM	
Financials	1.33
Energy	0.36
Telecommunication Services	0.07
	<u>1.76</u>
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	26.76
Energy	10.20
Consumer Discretionary	8.49
Telecommunication Services	8.06
Materials	6.36

Economic and Geographical Division of Investments (continued)

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)	
Information Technology	5.15
Industrials	5.12
Health Care	3.82
Utilities	3.54
Consumer Staples	1.81
Investment Funds	0.12
	<u>79.43</u>
Total Investments	<u><u>95.31</u></u>

（２）【2016年５月31日終了年度】

①【貸借対照表】

野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム

純資産計算書

2016年５月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券一時価 （取得価額：285,067,382米ドル）	2	255,705,759	28,825,710
銀行預金		9,942,395	1,120,806
受益証券発行未収金		81,750	9,216
ブローカーからの未収金		2,706,306	305,082
未収収益		4,837,578	545,340
資産合計		273,273,788	30,806,154
負債			
受益証券買戻未払金		341,924	38,545
ブローカーへの未払金		6,940,662	782,421
未払費用	6	1,136,167	128,080
負債合計		8,418,753	949,046
純資産		264,855,035	29,857,108
発行済受益証券数		30,736,952口	
1口当り純資産価格		8.62米ドル	972円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書

2016年5月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行口座利息		3,443	388
債券利息		21,653,765	2,441,029
その他の収益		750	85
収益合計		<u>21,657,958</u>	<u>2,441,502</u>
費用			
管理報酬および投資顧問報酬	3	2,888,901	325,666
代行協会員報酬	4	1,458,691	164,438
管理事務代行報酬	5	127,095	14,327
保管報酬	5	209,715	23,641
法務報酬		6,228	702
海外登録費用		59,176	6,671
現金支出費		87,420	9,855
専門家報酬		22,037	2,484
印刷・公告費		1,521	171
年次税	8	137,685	15,521
その他の費用		222,435	25,075
費用合計		<u>5,220,904</u>	<u>588,553</u>
純投資収益		<u>16,437,054</u>	<u>1,852,949</u>
投資有価証券に係る実現純損失	11	(13,515,973)	(1,523,656)
外貨に係る実現純損失		(928)	(105)
当期実現純損失		<u>(13,516,901)</u>	<u>(1,523,760)</u>
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	11	(13,343,591)	(1,504,223)
当期末実現純損失		<u>(13,343,591)</u>	<u>(1,504,223)</u>
運用の結果による純資産の純減少		<u>(10,423,438)</u>	<u>(1,175,034)</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2016年5月31日現在

注1－ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定された野村U Sハイ・イールド・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて1991年7月8日に設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）のパートIIの下で適格性を有し、また「2013年法」の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドは当初、2014年5月31日までの存続期間で設定されたが、2012年11月30日付でファンドの存続期間は2019年5月31日までに延長された。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の満了前に償還すること、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの目的は、利息収入と投資資産の値上がりを通じて、中長期的に高い投資収益を目指すことである。ファンドはその目的を達成するために、主に米ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に分散投資を行う。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値（これがない場合は、買い呼び値の最も高いもの、または独立値付業者から得た価格）により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a）および／またはb）に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2016年5月31日現在の為替レート：1米ドル＝0.89783ユーロ

注３－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.03%の管理報酬をファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、投資顧問・運用業務について、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.96%の投資顧問報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される四半期報酬を投資顧問報酬から支払う。

注４－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの純資産から、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.50%の代行協会員報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注５－管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.04%の管理事務代行報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドが負担する。

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.07%の保管報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注６－未払費用

	(米ドル)
管理報酬および投資顧問報酬	643,863
代行協会員報酬	325,108
管理事務代行報酬	26,010
保管報酬	45,557
コルレス銀行報酬	19,185
海外登録費用	12,500
現金支出費	19,484
専門家報酬	22,134
年次税	22,326
未払費用	<u>1,136,167</u>

注７－分配

管理会社は、利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日現在の受益者に対して、主に利息収入から分配を行う意向である。かかる日が評価日でない場合、直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2016年５月31日に終了した年度に、ファンドは総額18,076,329米ドルの分配を行った。

受益者に対する分配は、以下のように行われた。

分配落日	決済日	１口当り分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2015年６月16日	2015年６月22日	0.045	1,703,975
2015年７月16日	2015年７月22日	0.045	1,677,547
2015年８月17日	2015年８月21日	0.045	1,641,398
2015年９月16日	2015年９月22日	0.044	1,577,320
2015年10月16日	2015年10月22日	0.044	1,554,816

2015年11月16日	2015年11月20日	0.044	1,527,059
2015年12月16日	2015年12月22日	0.045	1,479,369
2016年1月19日	2016年1月25日	0.046	1,443,018
2016年2月16日	2016年2月22日	0.045	1,405,360
2016年3月16日	2016年3月22日	0.044	1,356,631
2016年4月18日	2016年4月22日	0.044	1,355,379
2016年5月17日	2016年5月23日	0.044	1,354,457
			18,076,329

注８－税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注９－買付けおよび買戻しの条件

ファンド証券の発行

ファンド証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日でニューヨーク証券取引所の取引日（毎年12月24日を除く。）（「評価日」）に管理会社によって発行されるが、管理会社はかかる発行を一時的に中止することができる。管理会社またはその代理人は、記名式でのみファンド証券を発行する。

ファンド証券1口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の1口当りの純資産価格である。そして、当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3%以下の販売手数料が加えられる。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内に米ドルで行われる。

ファンド証券の当初またはその後の最低申込単位は、500口以上1口単位である。

ファンド証券の買戻し

受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求できる。買戻し請求は管理会社または販売会社に対し、書面でなされなければならない。

ファンド証券1口当り買戻価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当り純資産価格である。午後2時以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。買戻手数料はかからない。

買戻代金の支払は、買戻し請求が管理会社または販売会社により受諾（ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含む。）された日から起算して5評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、米ドルで行われる。

注10－債務不履行債券

2016年5月31日現在、ポートフォリオにおける債務不履行債券は、ファンドの純資産総額の0.23%に相当する。年度末現在の債務不履行債券に関して、ファンドの管理会社は、証券取引所あるいは他の規制ある市場において入手可能な直近の終値、または管理会社の取締役会が公正に評価した額を適用している。当該価格は、最も予測できる売買価格であるとファンドの管理会社が考えるものである。

注11－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2016年5月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

投資有価証券に係る実現利益	7,761,187
投資有価証券に係る実現損失	(21,277,160)
投資有価証券に係る実現純損失	<u>(13,515,973)</u>

投資有価証券に係る未実現利益の変動	10,436,835
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(23,780,426)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>(13,343,591)</u>

注12－取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2016年5月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

[次へ](#)

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Net Assets**as at May 31, 2016***(expressed in US Dollars)*

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 285,067,382)</i>	2	255,705,759
Cash at banks		9,942,395
Receivable for subscriptions		81,750
Due from brokers		2,706,306
Accrued income		4,837,578
Total Assets		273,273,788
LIABILITIES		
Payable for repurchases		341,924
Payable to brokers		6,940,662
Accrued expenses	6	1,136,167
Total Liabilities		8,418,753
NET ASSETS		264,855,035
Number of Units Outstanding		30,736,952
Net Asset Value per Unit		8.62

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Statement of Operations
for the year ended May 31, 2016
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		3,443
Interest on bonds		21,653,765
Other income		750
Total Income		21,657,958
EXPENSES		
Management and Investment Manager fees	3	2,888,901
Agent company fees	4	1,458,691
Administrator fees	5	127,095
Depository fees	5	209,715
Legal fees		6,228
Overseas registration fees		59,176
Out-of-pocket expenses		87,420
Professional fees		22,037
Printing and publication fees		1,521
Subscription tax	8	137,685
Other expenses		222,435
Total Expenses		5,220,904
NET INVESTMENT INCOME		16,437,054
Net realised loss on investments	11	(13,515,973)
Net realised loss on foreign currencies		(928)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(13,516,901)
Change in net unrealised result on investments	11	(13,343,591)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(13,343,591)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(10,423,438)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura U.S. High Yield Bond Income

Notes to the Financial Statements as at May 31, 2016**Note 1 - The Fund**

Nomura U.S. High Yield Bond Income (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated on July 8, 1991 under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers (the “2013 Law”).

The ownership of a Unit in the Fund affords the unitholders the opportunity of having their investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividend, repurchase, and proceeds in liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of unitholders.

The Fund is organised in Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended, as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the “2013 Law”.

The Fund was initially established for a period expiring on May 31, 2014. The duration of the Fund was however extended on November 30, 2012 to expire on May 31, 2019. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

The objective of the Fund is to provide unitholders with high total return, consisting of current income and capital appreciation over the medium to long term. In order to seek to achieve its objective, the Fund mainly invests, with diversification, in high yield corporate fixed-income securities, which are primarily denominated in USD.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market or, in the absence thereof, at the highest independent bid price or a price obtained from an independent pricing service. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities, are determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;
- d) cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest;

In the event that a valuation is impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars (“ USD ”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rate as at May 31, 2016:

1 USD = 0.89783 EUR

Note 3 - Management and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.03% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate of 0.96% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager pays to the Investment Advisor, a fee, out of his management and advisory fees, as from time to time agreed between them.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.50% of the average daily total net assets during the relevant quarter.

Note 5 - Administrator and Depositary fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.04% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, are borne by the Fund.

The Depositary is entitled to a depositary fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

Note 6 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Management and Investment Manager fees	643,863
Agent Company fees	325,108
Administrator fees	26,010
Depositary fees	45,557
Correspondent bank fees	19,185
Overseas registration fees	12,500
Out-of-pocket expenses	19,484
Professional fees	22,134
Subscription tax	22,326
Accrued expenses	<u><u>1,136,167</u></u>

Note 7 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of investment income and realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to unitholders, mainly from net investment income, on the 15th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution will be made to unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in US Dollar of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended May 31, 2016, the Fund distributed a total amount of USD 18,076,329.

Distributions were done to Unitholders in the following respective manner:

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
June 16, 2015	June 22, 2015	0.045	1,703,975
July 16, 2015	July 22, 2015	0.045	1,677,547
August 17, 2015	August 21, 2015	0.045	1,641,398
September 16, 2015	September 22, 2015	0.044	1,577,320
October 16, 2015	October 22, 2015	0.044	1,554,816
November 16, 2015	November 20, 2015	0.044	1,527,059
December 16, 2015	December 22, 2015	0.045	1,479,369
January 19, 2016	January 25, 2016	0.046	1,443,018
February 16, 2016	February 22, 2016	0.045	1,405,360
March 16, 2016	March 22, 2016	0.044	1,356,631
April 18, 2016	April 22, 2016	0.044	1,355,379
May 17, 2016	May 23, 2016	0.044	1,354,457
			<u>18,076,329</u>

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Terms of subscriptions and repurchases

Issue of Units

Units may be issued by the Management Company on any day which is both a bank business day in Luxembourg and New York and a business day of the New York Stock Exchange, except for 24th December in each year, (a "Valuation Day"), subject to the right of the Management Company, to temporarily discontinue such issue. The Management Company or its delegate shall issue Units in registered form only.

The issue price per Unit is the net asset value per Unit determined on the Valuation Day on which the application for purchase of Units is received by the Management Company (provided that such application is received prior to 2 p.m., Luxembourg time, on that day), plus a sales charge of up to 3% of the net asset value in favor of banks and financial institutions acting in connection with the placing of the Units. The sales charge shall in no case exceed the maximum permitted by the laws, regulations and practice of any country where the Units are sold.

Payment shall be made in USD in the form of telegraphic transfer to the order of the Depositary within five (5) Valuation Days counting from and including the day when the application is accepted.

The minimum number for the application for any initial or subsequent purchase of Units is 500 Units and any such application shall be in an integral multiple of one (1) Unit.

Repurchase of Units

Unitholders may request repurchase of their Units on any Valuation Day. Application for repurchase must be made in writing to the Management Company or the Distributor.

The repurchase price per Unit will be equal to the net asset value of Units determined on the Valuation Day on which the request is received by the Management Company, provided the request is received prior to 2 p.m., Luxembourg time, on that day. Any repurchase request received after 2 p.m., Luxembourg time is deemed to be accepted on the following Valuation Day. No repurchase fee is charged.

Payment of the repurchase price is made by the Depositary or its agents in USD not later than five (5) Valuation Days counting from and including the day of acceptance by the Management Company or the Distributor of the application for repurchase and subject to receipt of the Unit certificates (if issued).

Note 10 - Securities in default

As at May 31, 2016, the securities in default in the portfolio represent 0.23% of the total net assets of the Fund. For the securities in default at year-end, the Management Company of the Fund has applied the last available closing price on the stock exchange or other regulated market or fair valued by the Board of Directors of the Management Company. These prices are considered by the Management Company of the Fund as the most foreseeable sales price.

Note 11 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended May 31, 2016, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

Realised profit on investments	7,761,187
Realised loss on investments	(21,277,160)
Net realised loss on investments	<u>(13,515,973)</u>
Change in unrealised profit on investments	10,436,835
Change in unrealised loss on investments	(23,780,426)
Change in net unrealised result on investments	<u>(13,343,591)</u>

Note 12 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 31, 2016, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2017年9月末日現在)

	米ドル（IVを除く）	千円（IV、Vを除く）
I 資産総額	284,695,496	32,093,723
II 負債総額	2,923,134	329,525
III 純資産総額（I－II）	281,772,362	31,764,198
IV 発行済口数	30,420,157口	
V 1口当り純資産価格（III／IV）	9.26	1,044円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土、または属領の市民もしくは居住者、または、アメリカ合衆国法または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対しては発行または譲渡をしません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,982万円）で、2017年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約332万円）の記名株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員数名を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(c) および2013年法第7条第1項(c) の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日にルクセンブルグの官報である「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「メモリアル」といいます。）に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登記所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙Ⅱに基づき、EU通達2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびルクセンブルグ国内外において設立されたその他のUCIの付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Ⅰに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、2010年法第15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるAIFMとして認可されています。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は、投資顧問・運用業務の提供を投資顧問会社であるノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクに委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2017年9月末日現在、以下の外国投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,702,666,978.29米ドル
		2	2,490,335,164.35豪ドル
		1	147,791,524.80カナダドル
		1	533,644,017.67ニュージーランド・ドル
		1	51,575,775.22英ポンド
ルクセンブルグ	その他	21	1,260,055,629.21米ドル
		6	139,167,186.84ユーロ
		13	280,358,361,185日本円
		9	662,473,340.59豪ドル
		4	48,183,952.75カナダドル
		5	237,884,991.19ニュージーランド・ドル
		3	15,389,801.20英ポンド
ケイマン諸島	その他	9	577,613,617.32米ドル
		1	316,083,069.64南アフリカ・ランド
		13	13,162,422,166日本円
		4	590,321,424.70豪ドル
		3	177,898,120.00ニュージーランド・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年9月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.85円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2017年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2017年３月31日		2016年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有する投資	10	4,000,567	531,475	—	—
流動資産					
債権					
売掛金					
a) １年以内期限到来		341,652	45,388	313,374	41,632
銀行預金および手許現金	9	4,645,136	617,106	8,070,010	1,072,101
		4,986,788	662,495	8,383,384	1,113,733
前払金		18,750	2,491	18,750	2,491
資産合計		9,006,105	1,196,461	8,402,134	1,116,224
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	49,819	375,000	49,819
準備金		652,500	86,685	1,002,500	133,182
1. 法定準備金	4	37,500	4,982	37,500	4,982
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	4				
b) その他の配当不能準備金		615,000	81,703	965,000	128,200
繰越（損）益	4	6,961,171	924,792	6,054,617	804,356
当期（損）益		497,040	66,032	556,554	73,938
		8,485,711	1,127,327	7,988,671	1,061,295
引当金					
納税引当金	5	302,559	40,195	215,740	28,661
		302,559	40,195	215,740	28,661
債務					
買掛金					
a) １年以内期限到来	6	186,363	24,758	176,999	23,514
その他の債務					
a) 税金債務		12,059	1,602	9,513	1,264
b) 社会保障債務		19,413	2,579	11,211	1,489
		217,835	28,939	197,723	26,268
資本金、準備金および負債合計		9,006,105	1,196,461	8,402,134	1,116,224

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2017年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2017年3月31日		2016年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益（損失）	7、9	1,452,281	192,936	1,518,398	201,719
6. 人件費		(827,098)	(109,880)	(818,475)	(108,734)
a) 賃金および給与	8	(756,938)	(100,559)	(744,856)	(98,954)
b) 社会保障費	8	(70,160)	(9,321)	(73,619)	(9,780)
i) 年金に関するもの		(42,766)	(5,681)	(44,318)	(5,888)
ii) その他の社会保障費		(27,394)	(3,639)	(29,301)	(3,893)
8. その他の営業費用		(25,000)	(3,321)	(25,000)	(3,321)
10. 固定資産の一部を構成する投資 および貸付からの収益					
b) その他の収益		1,999	266	2,500	332
11. その他の未収利息および類似の収益					
a) 関連会社に関連するもの		—	—	4,799	638
b) その他の利息および類似の収益		31,710	4,213	8,877	1,179
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(15,419)	(2,048)	(5,214)	(693)
b) その他の利息および類似の費用		(34,079)	(4,527)	(17,864)	(2,373)
15. 損益に係る税金	5	(82,539)	(10,965)	(101,703)	(13,511)
16. 税引後利益（損失）		501,855	66,671	566,318	75,235
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		(4,815)	(640)	(9,764)	(1,297)
18. 当期利益		497,040	66,032	556,554	73,938

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2017年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益（損失）」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品は、取引日における取得原価で計上される。年度末時点で、固定資産として保有する有価証券は、原価または時価のいずれか低い方で個別に評価される。これらの評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連する資産から直接差し引かれる。固定資産として保有する投資の売却実現損益は、平均原価法により決定される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連する費用で、翌事業年度に支払われるものが含まれている。

総利益および損失

総利益および損失には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

前年度の再分類

2016年3月31日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために再分類されている。再分類は事業年度の利益に影響しない。

注3－払込済資本金

2017年3月31日および2016年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注4－準備金および繰越利益または損失

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617
前期の(損)益	—	—	556,554
富裕税準備金の取毀し純額	—	(525,000)	525,000
富裕税準備金	—	175,000	(175,000)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2016年から富裕税(NWT)を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税(CIT)を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は当該減額後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2017年3月31日現在、分配不能準備金は615,000ユーロであり、これは2011年から2016年までの年度の富裕税の5倍に相当する。(2016年3月31日:965,000ユーロ)

2016年6月14日に開催された年次総会により、2010年の富裕税準備金(365,000ユーロ)が全額取り毀され、2015年の富裕税額が160,000ユーロ減少し、2016年の富裕税準備金として175,000ユーロが設定された。

注5－税金

2008年事業年度からノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーを財政統合の筆頭として、当社は、ルクセンブルグ所得税法第164条に定められている税統合制度(財政統合)を利用している。

注6－債務

2017年3月31日および2016年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注7－総利益または損失

2017年3月31日および2016年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2017年3月31日 (ユーロ)	2016年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,587,246	1,790,911
リスク管理報酬	87,500	50,516
その他の報酬	29,502	—
その他の外部費用	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

2017年3月31日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬103,187ユーロ（2016年3月31日現在：117,000ユーロ）、海外規制費用48,138ユーロ（2016年3月31日現在：95,695ユーロ）、監査報酬30,701ユーロ（2016年3月31日現在：29,550ユーロ）、法務報酬21,629ユーロ（2016年3月31日現在：4,236ユーロ）およびその他の費用48,312ユーロ（2016年3月31日現在：76,548ユーロ）で構成されている。

注8－スタッフ

2016年3月31日に終了した年度中および2017年3月31日に終了した年度中に、当社は6名の従業員を雇用していた。

注9－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2017年3月31日および2016年3月31日に終了した年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書に、2014年2月14日付で署名した。2017年3月31日および2016年3月31日に終了した年度に、銀行により請求された年額100,000ユーロ（付加価値税抜き）を比例按分した金額は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

注10－金融資産

固定資産として保有する投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有する投資の変動は、以下のとおり要約される。

	2017年3月31日 (ユーロ)
取得原価	
期首現在	—
期中取得	4,000,567
期中売却	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
評価調整	
期首現在	—
当期評価調整の取消	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
期末純額	<u>4,000,567</u>
期末時価	<u>4,000,567</u>

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2017年3月31日現在、約11,871百万ユーロ（2016年：12,536百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10	4,000,567	---
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		341,652	313,374
Cash at bank and in hand	9	4,645,136	8,070,010
		4,986,788	8,383,384
PREPAYMENTS		18,750	18,750
TOTAL (ASSETS)		9,006,105	8,402,134
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		652,500	1,002,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve	4		
b) other non available reserves		615,000	965,000
Profit or loss brought forward	4	6,961,171	6,054,617
Profit or loss for the financial year		497,040	556,554
		8,485,711	7,988,671
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	302,559	215,740
		302,559	215,740
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	186,363	176,999
Other creditors			
a) Tax authorities		12,059	9,513
b) Social security authorities		19,413	11,211
		217,835	197,723
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		9,006,105	8,402,134

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Accounts
for the year ended March 31, 2017
 (expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,452,281	1,518,398
6. Staff costs		(827,098)	(818,475)
a) salaries and wages	8	(756,938)	(744,856)
b) social security costs	8	(70,160)	(73,619)
<i>i) relating to pensions</i>		(42,766)	(44,318)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,394)	(29,301)
8. Other operating expenses		(25,000)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		1,999	2,500
11. Other interest receivable and similar income			
a) derived from affiliated undertakings		---	4,799
b) other interest and similar income		31,710	8,877
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,419)	(5,214)
b) other interest and similar expenses		(34,079)	(17,864)
15. Tax on profit or loss	5	(82,539)	(101,703)
16. Profit or loss after taxation		501,855	566,318
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,815)	(9,764)
18. Profit for the financial year		<u>497,040</u>	<u>556,554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017**

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“ EUR ”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Reclassification of prior year figures

Comparative figures as of March 31, 2016 have been reclassified to allow proper comparison. Reclassifications made have no impact on the profit for the financial year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2017 and 2016, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
Previous year's profit or loss	---	---	556,554
Net release of net wealth tax reserve	---	(525,000)	525,000
Net wealth tax reserve	---	175,000	(175,000)
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N°47ter dated 16 June 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax (“NWT”) as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on 25 July 2016 a circular I.Fort n° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax (“CIT”) for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2017, the non-distributable reserve amounted EUR 615,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2011 to 2016 (31 March 2016: EUR 965,000).

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward (continued)*Other reserves (continued)*

As per Annual General Meeting held on June 14, 2016, the 2010 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 365,000 while the 2015 net wealth tax was decreased by EUR 160,000 and a net wealth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2016.

Note 5 – Taxes

The Company benefits from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year.

Note 6 – Creditors

As at March 31, 2017 and 2016, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at 31 March 2017 and 2016, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31, 2017</i>	<i>March 31, 2016</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Management fees	1,587,246	1,790,911
Risk Management fees	87,500	50,516
Other fees	29,502	---
Other external charges	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

As at 31 March 2017, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 103,187 (March 31, 2016: EUR 117,000), overseas regulation fees for EUR 48,138 (March 31, 2016: EUR 95,695), audit fees for EUR 30,701 (March 31, 2016: EUR 29,550), legal fees for EUR 21,629 (March 31, 2016: EUR 4,236) and other charges for EUR 48,312 (EUR 76,548).

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2016 and March 31, 2017, the Company has employed 6 persons.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business.

These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2017 and March 31, 2016. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2017 and 2016 is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2017</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	---
acquisitions during the year	4,000,567
disposals during the year	---
at the end of the year	4,000,567
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Reversal of value adjustments for the year	---
at the end of the year	4,000,567
Net value at the end of the year	4,000,567
Market value at the end of the year	4,000,567

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet.

Such assets amount to approximately EUR 11,871 million as at March 31, 2017 (2016: EUR 12,536 million).

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii) 競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、残余の取締役の多数決により、次の株主総会まで欠員を補充するための人員を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法令に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社に、その業務を譲渡することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款変更に必要な方法により採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）投資顧問会社

名称	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク (Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.)
資本金の額	2017年９月末現在、42,000,000米ドル（約47億円）
事業の内容	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクは、1991年に設立され、ハイ・イールド・ボンドでの運用を開始しました。同社は設立以来ハイ・イールド・ボンド運用を提供しています。同社はハイ・イールド投資に特化しており、ハイ・イールド・ボンドに加え、レバレッジド・ローン（1999年開始）、エマージング・マーケット・ボンド（1996年開始）投資に関する投資アドバイザー業務も行っています。同社の株式は、ノムラ・ホールディング・アメリカ・インクがその99%を所有しています。残りの１％は、東京にある最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社が所有しています。ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクは、アメリカ合衆国1940年投資顧問法に基づく投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されていますが、これは規制当局が投資顧問会社またはファンドを承認したということではありません。

（２）副投資顧問会社

名称	野村アセットマネジメント株式会社
資本金の額	2017年９月末現在、171億8,035万円
事業の内容	野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。 野村アセットマネジメント株式会社は、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月１日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月１日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

（３）保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

名称	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2017年９月末現在、2,800万ユーロ（約37億円）
事業の内容	1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

（４）日本における販売会社および代行協会員

名称	野村證券株式会社
資本金の額	2017年９月末現在、100億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2017年９月末現在、日本国内に158の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。 なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

（５）日本における販売会社

名称	ふくおか証券株式会社
資本金の額	2017年９月末現在、30億円
事業の内容	1944年７月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

2【関係業務の概要】

- (1) 投資顧問会社
投資顧問会社はファンドに関する投資顧問業務を行います。
- (2) 副投資顧問会社
副投資顧問会社はファンドに関する副投資助言業務を行います。
- (3) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。
- (4) 日本における販売会社および代行協会員（野村證券株式会社）
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。
- (5) 日本における販売会社（ふくおか証券株式会社）
2017年12月1日より、日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行います。

3【資本関係】

- (1) 投資顧問会社
該当事項はありません。
- (2) 副投資顧問会社
該当事項はありません。
- (3) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人
管理会社の株式の100%を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。
- (4) 日本における販売会社および代行協会員（野村證券株式会社）
該当事項はありません。
- (5) 日本における販売会社（ふくおか証券株式会社）
該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

（2016年10月付）

1. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	通達2003／41／E Cおよび通達2009／65／E Cならびに規則（E C）No. 1060／2009および規則（E U）No. 1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011／61／E U
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011／61／E Uを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（E U）No. 231／2013
C E S R	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（E S M A）
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（E E Cの継承機関であるE Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009／65／E C第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からR E S Aに切り替えられた
パートIファンド	（特にU C I T S IV通達をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
R A I F	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
R E S A	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	リスク・キャピタルに投資する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S IV通達または通達2009／65／E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009／65／E C

UCITS V通達または 通達2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU
UCITS V法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V通達を法制化する2016年5月10日法
UCITS V規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および理事会通達2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS IV通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS I通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、UCITS I通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS III通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、UCITS IV通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（i）完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、（ii）AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V通達を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

UCITS V通達において重視されているのは以下の3点である。

- 預託制度の見直し
- 報酬規則の導入

● 行政的制裁の調整

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート I のUCITSおよびパート II のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パート I UCITS（以下「パート I」という。）
- パート II その他のUCI（以下「パート II」という。）
- パート III 外国のUCI
- パート IV 管理会社
- パート V UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パート I 専門投資信託に適用される一般規定
- パート II オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート I およびパート II に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート I ファンドおよびパート II ファンド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表象する、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート II ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート I ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求

権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L通達91/75（改訂済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- － F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T SまたはパートIIファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- － 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- － 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パートIおよびパートII F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュフローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 通達2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 通達2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
 - ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

¹ 「通達2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

- a) 関連F C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。

これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が通達2009/65/E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。パート I ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート II ファンドおよびS I Fについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資口は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、U C I T SおよびU C Iは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。2010年法に従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくS I C A V

公開有限責任会社の形態に加えて、2007年法はS I C A Vが株式有限責任事業組合、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合の形態の採用を許可している。2007年法に基づくS I C A Vの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パートIに従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- － パートII S I C A Vは、株式資本を処理しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- － S I Fについては、株式プレミアムまたはパートナーシップ持ち分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
（注）現在はかかる規則は存在しない。
- － 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- － 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- － 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- － U C I T SおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- － U C I T SおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- － 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。）。
- － 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- － S I C A Vの投資口は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

- A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するS I C A Vに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない

い。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたS I C A Vのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートIおよびパートII S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資口の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資口の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 通達2006/73/EC²第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 通達2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

² 「通達2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
- ii) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

- a) 関連S I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、
- b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パートIIファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意的に認可を撤回されるか、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が通達2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより認可を撤回され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

3.2.4 関係法人

上記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) S I C A Vが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。C S S Fは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「U C I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するC S S F通達12/540を発行した。当該通達に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資口は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口／受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される

条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従う S I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）F C Pの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- (viii) 株式の形式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - （注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのU C I T S

1. ルクセンブルグのU C I T Sに関する序論

2010年法パート I に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 一 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- 一 その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
 - (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a) およびb) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 一 かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 一 かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 一 かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - 一 （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
 - (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
 - (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 一 UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - 一 OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - 一 OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 一 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 一 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

- － E U法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S Fが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - － C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/E E Cに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用U C I T Sに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T Sはまた、O T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりU C I T Sはその設立証書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- U C I T Sは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T Sが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T Sは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T Sの取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T Sが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T Sは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- － 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
 - － 当該機関への預金、または
 - － 当該機関について行われたO T Cデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカ

バーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたまう場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、マーケティングおよびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用してクロス・ボーダー・ベースで活動を遂行する。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

— これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
— 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
— (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償スキームの構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行ななければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するU C I T Sの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のU C I T Sの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフに適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するU C I T Sの、および当該U C I T Sの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSのユニット数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) スタッフは、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフの利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSのユニットもしくは株の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

通達2009/65/EU第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務

執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。
管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37－8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載され（かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則No.10－4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。CSSF通達11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わるCSSF通達12/546を発行した。CSSF通達12/546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの通達内に含み、CSSF規則No.10－4の一定の原則を詳述する。

CSSF通達12/546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- － 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- － 管理会社および／または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- － 人的資源について、管理会社および／または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- － 一般的規則として、管理会社および／または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- － 通達では、職員数は管理会社／自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。

- － 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- － 通達では、管理会社／自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社／自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社／自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- － 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- － 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- － ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- － EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFにかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- － 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- － 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- － 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- － 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- － 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- － 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改定済）

- － 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No. 10－4
- － ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No. 10－5
- － 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11/509
- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12/540

4.2 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パート I に従うU C I T Sは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが通達2009/65/E Cに従う管理会社により運用され、通達2009/65/E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付C S S F通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S Vの規則により、パート I ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート I の範囲内に該当する U C I T S に関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 I のスケジュール A に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A V は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S A に公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S F に対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S F が要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F 通達02/81に基づき、C S S F は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C I について毎年、前会計年度中のU C I の業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F 通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C I またはU C I の管理会社の取締役会およびC S S F による使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 通達97/136（C S S F 通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

U C I T S V 通達を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、C S S F が、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

- (1) 下記(a)ないし(g)のいずれかに該当する場合、C S S F は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パートⅠおよびパートⅡに従うUCⅠ、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCⅠ業務に貢献する事業
 - － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
 - － (UCⅠが任意清算される場合) 清算人
 - a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
 - b) 不完全、不正確もしくは虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4) b) を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- － 2010年法パートⅠに従うUCⅠ、その管理会社、保管受託銀行
 - － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者
 - a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b) 号に違反した場合
 - d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
 - e) 通達2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する投資主および構成員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a) 項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b) 項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
 - m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
 - n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合

- o) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは（自己が運用している各F C Pについて）U C I T S管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
 - p) 別の加盟国において自己が運用しているU C I T Sの受益証券を販売するU C I T S管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIIに従うU C I、その管理会社、保管受託銀行
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125—1条第(5)項第b)号に違反した場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125—1条の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うS I C A Vが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) F C Pの法的形態を有さないU C I T Sまたは2010年法第13章に従うS I C A Vが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) U C I またはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりA I FのA I F Mとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
 - h) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または通達2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金

g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
- c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

- (8) 通達2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S FがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、C S S Fは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。

- (9) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。

- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

- a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
- b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- 管理会社が破産宣告を受けた場合
- 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行われる清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- (i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) UCITS IV通達に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM（すなわち、EU圏外のAIFM）の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF（すなわち、EU圏外のAIF）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、下記のいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

AIFMが、

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

上記とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 通達2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資口または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為

d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I F Mの投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) A I F Mが2013年法第2章（A I F Mの認可）、第3章（A I F Mの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのA I Fを運用するA I F M）、第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の事業体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125－1条および第125－2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの事業体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの事業体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S IV通達に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125－1条、第125－2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125－2条の適用を害することなく、2010年法第125－1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。

- (ii) A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
- C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

- B) 2010年法第88—2条第2項a) に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125—2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125—2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125—2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
- (注) 現在にかかる規則は存在しない。
- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の事業体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの事業体として見なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- － 再委託に対するA I F Mの事前合意
 - － A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
 - － A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。
- （注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各EU A I FおよびA I F MがEU内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- － A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- － 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- － A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- － A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- － 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- － A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- － A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- － A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資口の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資口の直近市場価格
- － 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各EU A I FおよびEUにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、通達2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（上記1.4.1参照のこと）ならびにAIFMがスタッフに支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポートおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- － 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- － AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- － AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- － AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- － 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- － 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年ベース
- － 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期ベース
- － 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期ベース
- － 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、年次ベース

上記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、完全にAIFMDの範囲内でAIFの新保管受託制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFについては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融証書以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ(ii) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファン

ド）に対する支配権取得を目指す、2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前節に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- － 投資会社の認可は、1993年法別表Ⅱの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- － 投資会社は、法人であること。
- － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － A I Fの資産の保護預かり義務
- － A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監督業務

保管受託銀行自体が実施しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは反対に、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F M Dに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる嚴重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は第三者に対するその業務の委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fのクロス・ボーダー・マーケティングおよび運用

2013年法第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I F Mが、これらのA I Fをクロス・ボーダーベースで運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mがホスト加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグU C Iの概要

2.1 2010年法に従うパートⅡファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートⅡファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パートⅠに該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パートⅡに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のU C I T S
- － E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S

- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OEC加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、通達2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i) パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i) AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、上記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

上記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに記載されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- － 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその修正ならびに年次および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

- － パートIIファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- － 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- － 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（下記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し、2010年法および2013年法によって要求されている。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立書類の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、上記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドに関しては、III.3.「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に詳述される保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うU C Iをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

上記II.に記載するとおり、2007年法は、A I FMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F制度、すなわち、（i）2007年法パートIに従い、A I FMDの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I F、および、（ii）2007年法パートIIに従い、認可されたA I FMによる運用が必要なS I Fを区別する。

2.2.1 一般規定およびその範囲

S I F制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C I、および、（ii）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/E C等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/E Uによって改正されている。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/E Cに定める金融機関、通達2004/39/E Cに定める投資会社もしくは通達2009/65/E Cに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのS I Fの投資規則

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためC S S Fは、個人投資家への販売が可能なU C Iよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家に販売することができるU C Iに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について通達07/309(以下に詳述する)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1) の制限は、以下の証券に適用されない。

(i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

(ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、ケース・バイ・ケースで例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供するべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券またはパートナーシップ持ち分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(ii) 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパートIIファンドについては、1915年法第73条(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、

運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S Fに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I Fおよび2007年法のパートIIに服し、A I F M Dの範囲内のA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、V.1.5に記載され、A I F M Dに服さないS I Fについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

IV.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I Fの清算にも適用される。

2.3 S I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルへ投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク・キャピタルへの投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 R A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「R A I F」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F（またはS I C A R）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる時間枠が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C A R同様、R A I Fは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。R A I Fは、認可されたA I F Mによって管理されなければならない、A I F M Dに基づいて規制される。その他のA I Fについて、R A I Fの認可されたA I F Mは、2013年法、A I F M Dおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、クロスボーダーベースでE Uの特定投資家に対して自らが管理するR A I Fを最終的に市場に出すことができる。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2016年11月30日 有価証券届出書／有価証券報告書（第13期）

2017年2月28日 半期報告書（第14期中）／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

独立監査人の報告書

野村ＵＳハイ・イールド・ボンド・インカム
の受益者各位
Ｌ－５８２６ エスペランジュ
ガスペリッシュ通り３３番 Ａ棟

我々は、野村ＵＳハイ・イールド・ボンド・インカム（「ファンド」）の２０１６年５月３１日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約および財務書類に対するその他の注釈から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

承認された法定監査人（「réviseur d'entreprises agréé」）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（「Commission de Surveillance du Secteur Financier」）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、承認された法定監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、承認された法定監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、野村ＵＳハイ・イールド・ボンド・インカムの２０１６年５月３１日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、２０１６年９月２６日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
Nomura U.S. High Yield Bond Income
Bâtiment A – 33, rue de Gasperich
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying financial statements of Nomura U.S. High Yield Bond Income (the “Fund”), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at May 31, 2016, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura U.S. High Yield Bond Income as at May 31, 2016 and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de revision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, September 26, 2016

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

野村ＵＳハイ・イールド・ボンド・インカム
の受益者各位
Ｌ－５８２６ エスペランジュ
ガスペリッシュ通り３３番 Ａ棟

我々は、野村ＵＳハイ・イールド・ボンド・インカム（「ファンド」）の２０１７年５月３１日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約および財務書類に対するその他の注釈から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

承認された法定監査人（「réviseur d'entreprises agréé」）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（「Commission de Surveillance du Secteur Financier」）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、承認された法定監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、承認された法定監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、野村ＵＳハイ・イールド・ボンド・インカムの２０１７年５月３１日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、２０１７年９月２７日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
Nomura U.S. High Yield Bond Income
Bâtiment A - 33, rue de Gasperich
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying financial statements of Nomura U.S. High Yield Bond Income (the “Fund”), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at May 31, 2017, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura U.S. High Yield Bond Income as at May 31, 2017 and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, September 27, 2017

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位
L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

承認された法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、承認された法定監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、承認された法定監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2017年5月30日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 30, 2017

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。